

中津川市中心市街地活性化基本計画

平成30年7月
岐阜県中津川市

(平成30年6月28日認定)
(平成31年3月26日変更)
(令和3年3月12日変更)
(令和5年3月13日変更)

目 次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] 中津川市の概要	1
[2] 中心市街地の現状に関する統計的なデータの把握・分析	6
[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析	32
[4] これまでの中心市街地活性化に対する取組（前回計画等）の検証	41
[5] 関連計画等の動向・位置付け	48
[6] 中心市街地活性化の課題	53
[7] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）	57
2. 中心市街地の位置及び区域	59
[1] 位置	59
[2] 区域	60
[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明	61
3. 中心市街地活性化の目標	64
[1] 中心市街地活性化の目標	64
[2] 計画期間の考え方	66
[3] 目標指標の設定の考え方	67
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	76
[1] 市街地の整備改善の必要性	76
[2] 具体的事業の内容	76
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	79
[1] 都市福利施設の整備の必要性	79
[2] 具体的事業の内容	79
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	82
[1] 街なか居住の推進の必要性	82
[2] 具体的事業の内容	82
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	85
[1] 経済活力の向上の必要性	85
[2] 具体的事業の内容	85

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	94
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	94
[2] 具体的事業の内容	94
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	97
[1] 市町村の推進体制の整備等	97
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	104
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等	112
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	114
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	114
[2] 都市計画手法の活用	114
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	115
[4] 都市機能の集積のための事業等	116
11. その他中心市街地の活性化に資する事項	117
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	117
[2] 都市計画等との調和	118
[3] その他の事項	120
12. 認定基準に適合していることの説明	121

○基本計画の名称：中津川市中心市街地活性化基本計画

○作成主体：岐阜県中津川市

○計画期間：平成30年7月から令和6年3月まで（5年9か月）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

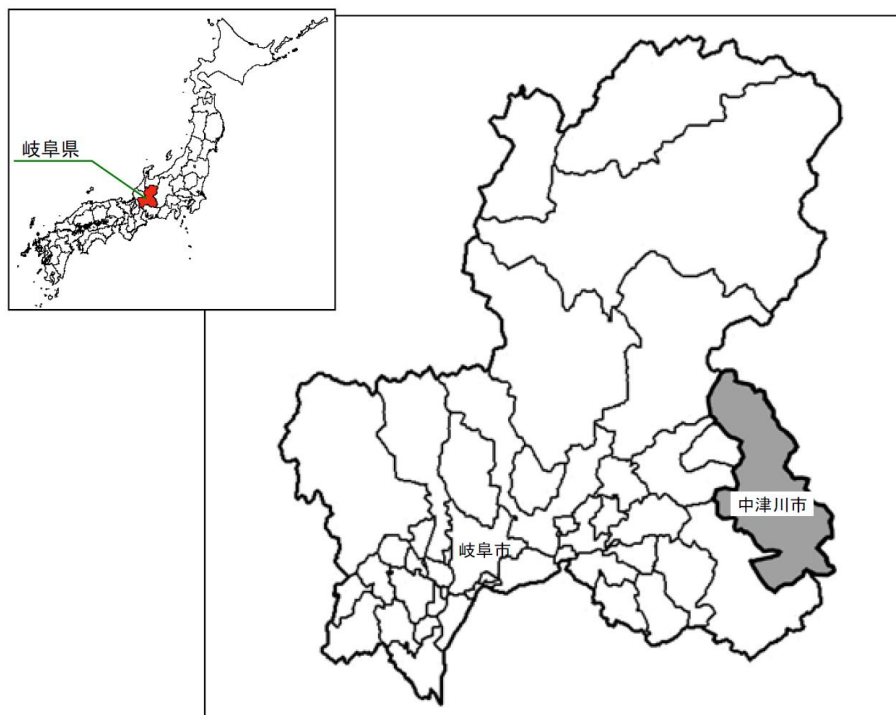
[1] 中津川市の概要

(1) 位置・地勢・気候

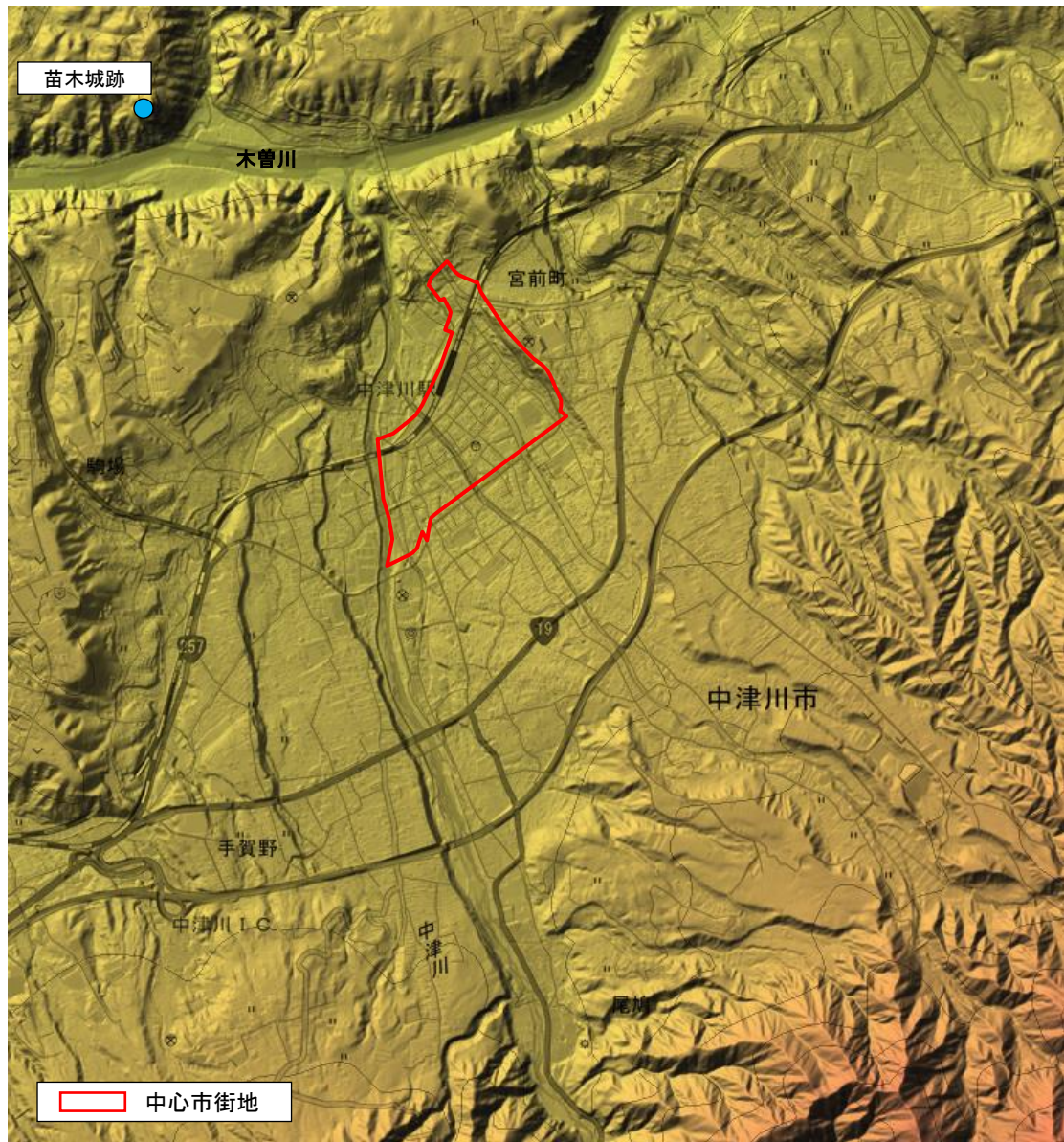
本市は、岐阜県の東南端に位置し、東は長野県、西は恵那市・加茂郡白川町、同東白川村、南も恵那市、北は下呂市に接し、東西約28km、南北約49km、総面積676.45k㎡の自然に囲まれた地方都市である。なお、平成17年2月に全国唯一越県合併となった長野県山口村及び隣接の6町村と合併し、新「中津川市」が発足している。

恵那山をはじめ中央アルプスの美しい雄大な自然を背景とする都市で、地勢は東に木曾山脈、南は三河高原、北は阿寺山地、中央部を長野県に源を発する木曾川が東から西に貫流している。その他の地域は中山間地域で市の面積の79.2%を山林が占めている。

気象は太平洋型気候に属し、内陸性の山地気象を呈し、昼と夜の温暖差があるが、晴天が多く降雨の少ない気候となっている。



標高図



(資料：国土地理院)

苗木城跡から中心市街地と恵那山をのぞむ



(2) 沿革（まちの成り立ち）

①市全体

本市は、中山道の宿場町として中津川宿・落合宿及び馬籠宿が栄え、木曾及び飛騨地方の交通・物資集積の場として、また街道の文化の往来を伴って地域の産業・文化を発展させてきた。

江戸時代には、尾張藩に属していたが、明治30年に3町村合併（中津川町・手賀野村・駒場村）により中津町が誕生した。

昭和26年に苗木町を合併し、翌27年に岐阜県で6番目の市制を施行した。さらに昭和28年の町村合併法を契機として隣接の坂本村・落合村・阿木村・神坂村と順次合併した。さらに平成の大合併により、坂下町・川上村・加子母村・付知町・福岡町・蛭川村及び長野県の山口村と合併し、平成17年2月より現在の中津川市となった。

古くは、東山道、中山道、飛騨街道などの交通の要衝として栄えてきた歴史があるとともに、平成4年の中核工業団地の完成により多数の企業が立地し、県内でも有数の工業製品出荷額を誇っている。

製造業をはじめ、全国に知られる銘菓栗きんとん、ミネラル野菜などの農業、飛騨牛などの畜産業、東濃ヒノキを使った建築業・木工業、雄大な自然を活かした観光業などが盛んで、様々な個性を持っている。

平成25年にはJR東海が、令和9年に開業するリニア中央新幹線の概要を発表し、岐阜県駅が本市西部のJR中央本線美乃坂本駅に近接する位置に、また中部車両基地（工場）が岐阜県駅付近の丘陵地に設置されることになった。今後、リニア中央新幹線開業を見据え、土地区画整理事業や道路整備など様々なまちづくりが進められ、本市の状況は大きく転換していくこととなる。

②中心市街地

本市の中心市街地は中山道の宿場町「中津川宿」を起源とし、本町地区を起点として発展していった。

1902年（明治35年）に中央本線が現在の中津川駅（当時は中津駅）まで開通し、中心繁華街は本町地区から駅に近い東へと移動し、駅前には中心的な商業地域が形成されるようになった。駅前を中心的な商業地域とする時代は戦後も続き、再開発事業により駅前周辺の利便性が向上するとともに、多くの商業施設が集まっていた。

一方で、本町地区においては、これまで大きな開発が行われなかったことで変化はなく、往時の面影を残す街並みとして存在してきた。また、中心市街地にあった多くの公共施設は他の地区へ移転して数が減っていった。昭和47年には市役所が、平成元年には市民病院が地区外に移転している。

また、モータリゼーションの進行にともない、平成8年、9年には中心街から大規模店舗2店舗が閉店（うち1店舗は閉店の翌年に地区内で移転開業）するとともに、市民ニーズの多様化、消費行動の変化等によって個人商店での買い物離れも重なり、商店街では商店数の減少と人通りの減少が相まって、中心市街地の衰退と商店街の活力が低下し、現在も厳しい状況が続いている。

しかし、中心市街地を東西に横断する中山道沿道には、中津川宿の庄屋をつとめた肥田家の旧宅や江戸時代に創業した酒造店や和菓子店が当時の面影を今に伝える形で商いを続けている。中山道沿いに並ぶ商家や民家は、往時の建築様式を有しており、歴史を伝える建築物として貴重な資源であるため、本町地区は平成 19 年景観計画に基づく重点区域に位置付けられ、平成 22 年には景観形成のための住民協定も締結され、歴史的街並みを活かした取り組みが進められている。新町地区においても大規模店舗跡地を活用した集客の拠点となる複合施設計画の検討を進めている。また、中山道沿道では、かつて江戸時代に開かれていた「市」を現代風に復活させた「六斎市」を平成 20 年から毎月第 1 日曜日に開催し、開催回数が 110 回を超えて現在も継続されている。

このように、歴史文化などを活かした活性化の取り組みを進めてはいるものの、依然として産業や人口、にぎわいが停滞しつつある中心市街地の厳しい状況は続いており、中津川市の「顔」として、にぎわいの形成や活力の再生、歴史文化の継承などが必要となっている。

(3) 中心市街地の歴史的・文化的役割

本市の中心市街地は、中心部を東西に中山道が通っており、本町地区は旧中山道の宿場町の面影を残す街並み景観があり来訪者も多い。

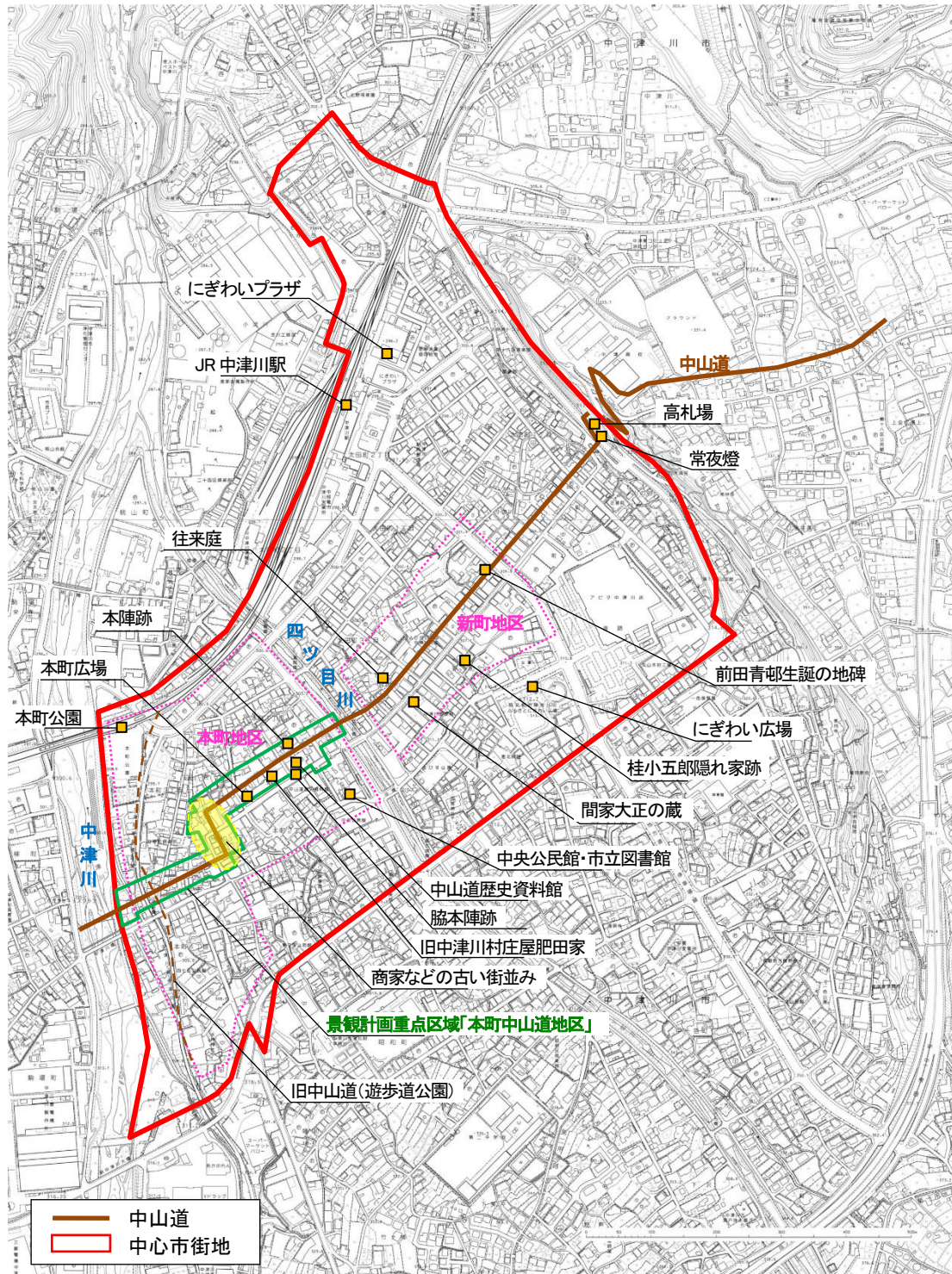
中山道の歴史的・文化的資源としては、地区の東側に、高札場・常夜燈などがあり、本町地区には庄屋屋敷や、卯建（うだつ）のある家々など、多くの商家や町家が残っており、往時の歴史を今日に伝える貴重な資源となっている。平成 19 年 6 月には景観計画が策定され、景観条例が施行されている。本町地区は平成 19 年景観計画に基づく重点区域に位置付けられ、住民と行政、大学が連携した協議会を主体としてまちづくりが進み、平成 27 年度には街並み景観整備事業が完了し、街並みがより一層改善され、観光資源としての魅力が増した。

また、新町地区には、日本画壇の重鎮である前田青邨生誕の地碑があり、文化的な資源となっている。

夏に行われる「おいでん祭」、西宮神社の例祭である「十日市」や春秋の「中山道まつり」、毎月 1 回行われる「六斎市」などの祭り・イベントが開催されている。

これらの歴史的・文化的な資源は、本市や中心市街地を特徴づける重要な要素となっている。

歴史・景観資源分布



[2] 中心市街地の現状に関する統計的なデータの把握・分析

(1) 人口動態

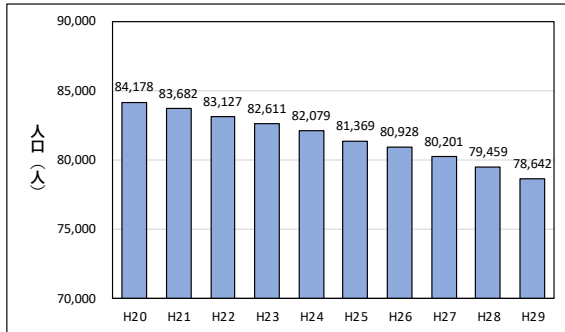
①人口

平成 29 年の人口は、中津川市全体は 78,642 人、中心市街地は 2,826 人である。いずれも減少傾向にあるが、平成 24 年から平成 29 年までの最近 5 年間の減少率は市全体が 4.2% である一方、中心市街地が 7.9% であり、特に中心市街地の人口減少が深刻である。

人口シェアも減少が続き、平成 29 年は 3.59% となり、居住地としての拠点性は低下しつつある。

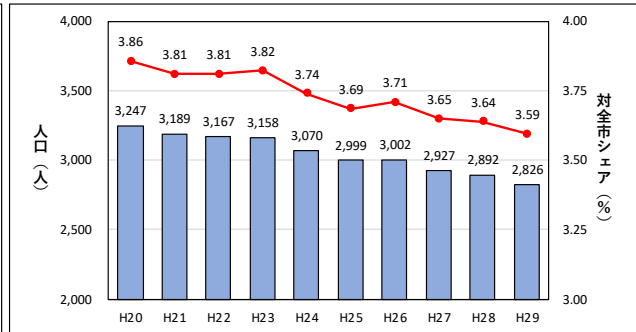
中心市街地における近年の社会増減をみると、平成 27 年を除き、社会減の状態が続いている。中心市街地から市外への転出の影響が大きい。同時に自然増減をみても死亡数が出生数を上回る自然減が続いている。転出超過による社会減と少子化・高齢化による自然減が人口減少の原因となっている。

中津川市全体の人口推移



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

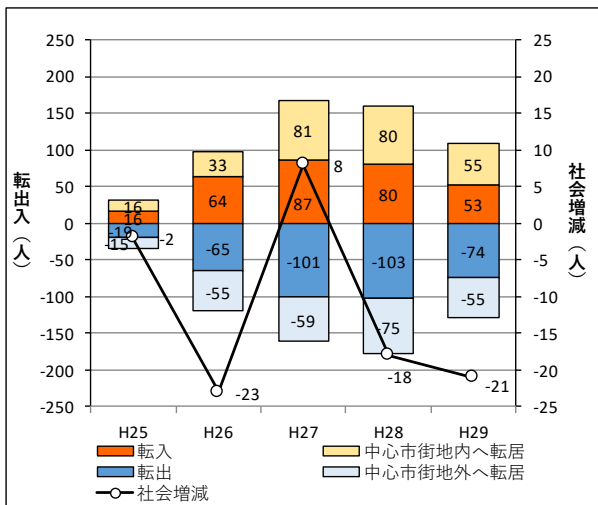
中心市街地の人口推移



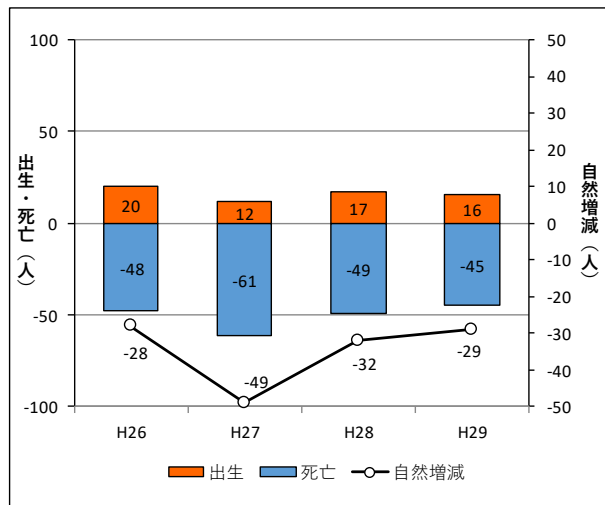
資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

※中心市街地の 13 地区合計（えびす町、太田町 1～3 丁目、栄町、昭和町、新町、西宮町、本町 1～4 丁目、淀川町）

中心市街地における社会増減の推移



中心市街地における自然増減の推移

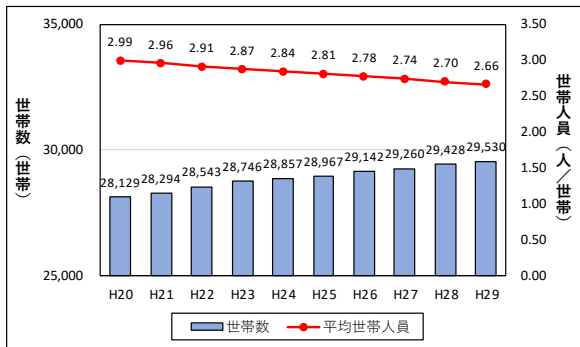


資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

②世帯数

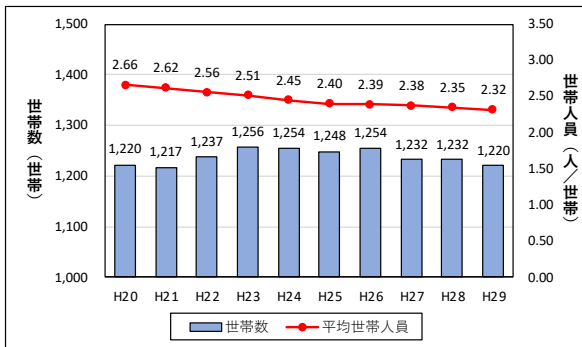
平成 29 年の世帯数は、中津川市全体では、29,530 世帯、中心市街地では、1,220 世帯である。中津川市全体は増加傾向にあるが、中心市街地は平成 27 年以降、減少傾向がみられる。一方、平均世帯人員は市全体、中心市街地ともに減少しているが、平成 29 年は市全体が 2.66 人／世帯、中心市街地が 2.32 人／世帯であり、特に中心市街地において核家族化や単身世帯の増加が進行しているといえる。

中津川市全体の世帯数・平均世帯人員推移



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

中心市街地の世帯数・平均世帯人員推移



※中心市街地地域に属する 13 地区の合計
資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

③D I D（人口集中地区）

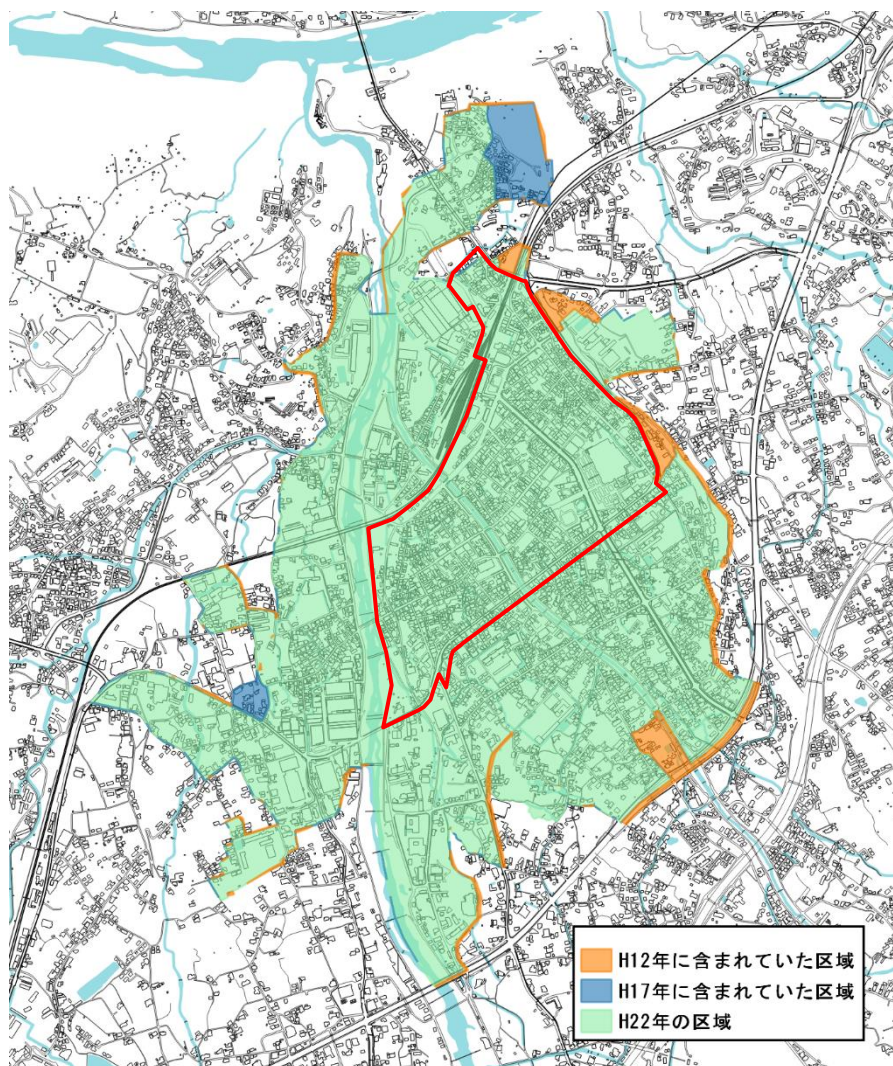
国勢調査による人口集中地区（DID）の人口、面積は以下のとおりである。DIDの人口、面積は減少傾向にあり、平成7年からDID人口は24.4%減少、DID面積は8.6%減少している。市街地が縮小するとともに、そのスピードを上回る人口減少によって人口密度が低下し、市街地の低密度化も進んでいる。

人口集中地区の人口・面積の推移

	H7	H12	H17	H22	H27	増減率 (H7→H27)
人口(人)	9,721	8,716	8,231	8,000	7,353	-24.4%
世帯数(世帯)	3,302	3,186	3,147	3,271	3,110	-5.8%
面積(km ²)	2.80	2.75	2.69	2.67	2.56	-8.6%
平均世帯人員 (人/世帯)	2.94	2.74	2.62	2.45	2.36	-19.7%
人口密度(人/km ²)	3,472	3,169	3,060	2,996	2,872	-17.3%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

人口集中地区の推移



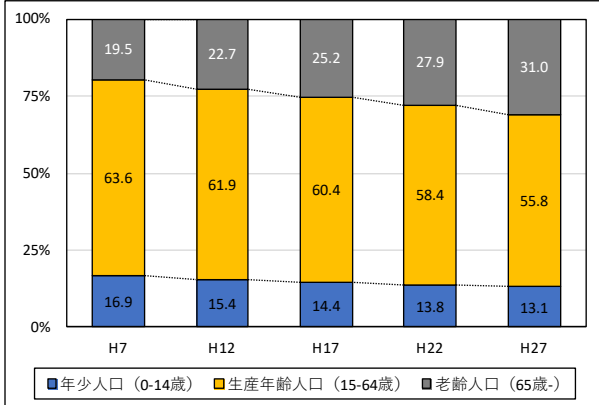
資料：国勢調査

④年齢別人口構成（少子化・高齢化）

国勢調査による年齢別人口は、中津川市全体では、高齢人口割合（高齢化率）の増加と生産年齢人口割合の減少が大きく、高齢化率は31.0%となっている。

一方、中心市街地では、年少人口、高齢人口、生産年齢人口がともに減少する中で、平成17年から人口構成比は大きく変化しておらず、平成27年の高齢化率は35.9%となっている。全市と比較すると、少子化、高齢化は大きく進行している。

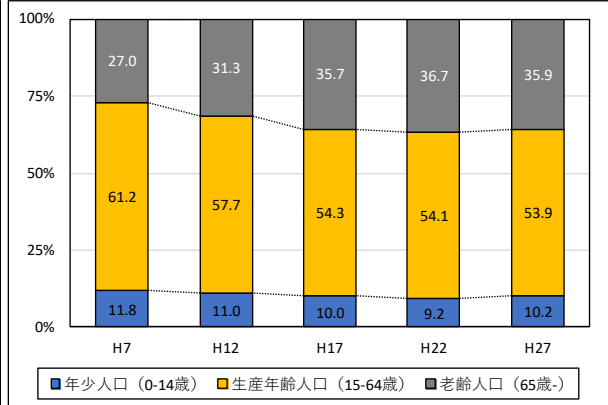
中津川市全体の年齢層別構成比の推移



※新中津川市全体のデータ

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

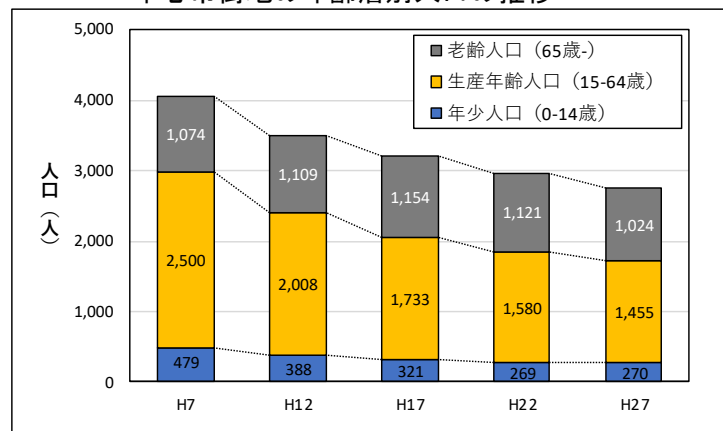
中心市街地の年齢層別構成比の推移



※中心市街地区域に属する13地区の合計

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

中心市街地の年齢層別人口の推移



※中心市街地区域に属する13地区の合計

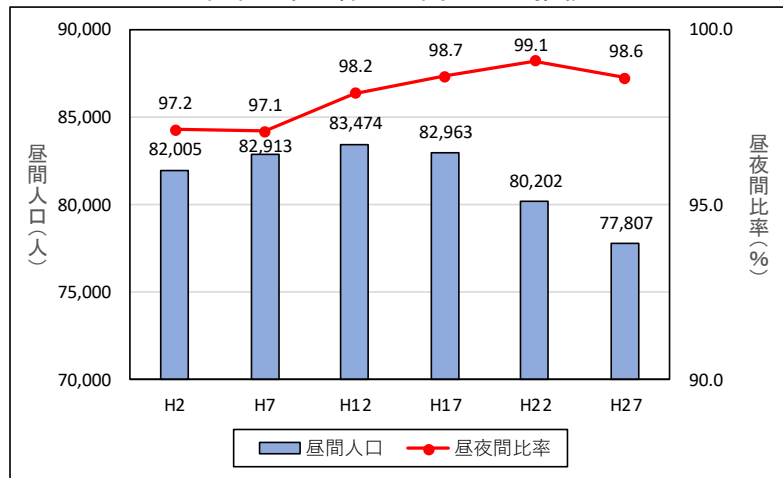
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

⑤昼夜間人口比率

国勢調査による中津川市全体の平成 27 年の昼間人口は 77,807 人であり、平成 12 年をピークに減少に転じている。一方、昼夜間比率は 98.6%と若干の流出超過となっている。平成 12 年から 22 年までは増加傾向にあったが、平成 27 年には減少に転じた。

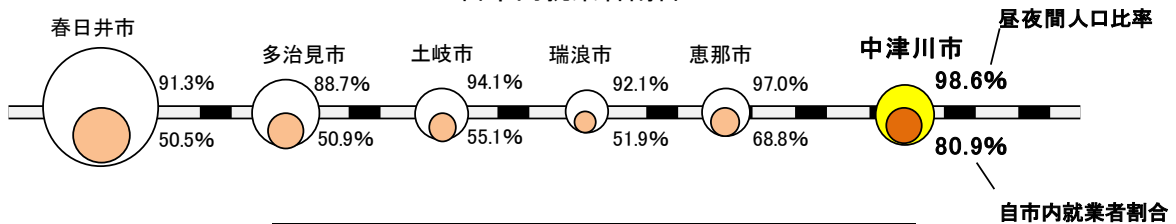
しかし、JR 中央線沿線の他都市と比較しても、自市内就業者割合は 80.9%とひと際高い状況にある。製造業を中心とした就業の場が多いためと考えられる。自市内就業者割合の高さに加え、市外からの就業・通学の場にもなっていることから、昼夜間人口比率も他都市と比較して高い数値となっている。

中津川市全体の昼間人口の推移



※新中津川市全体のデータ
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

自市内就業者割合



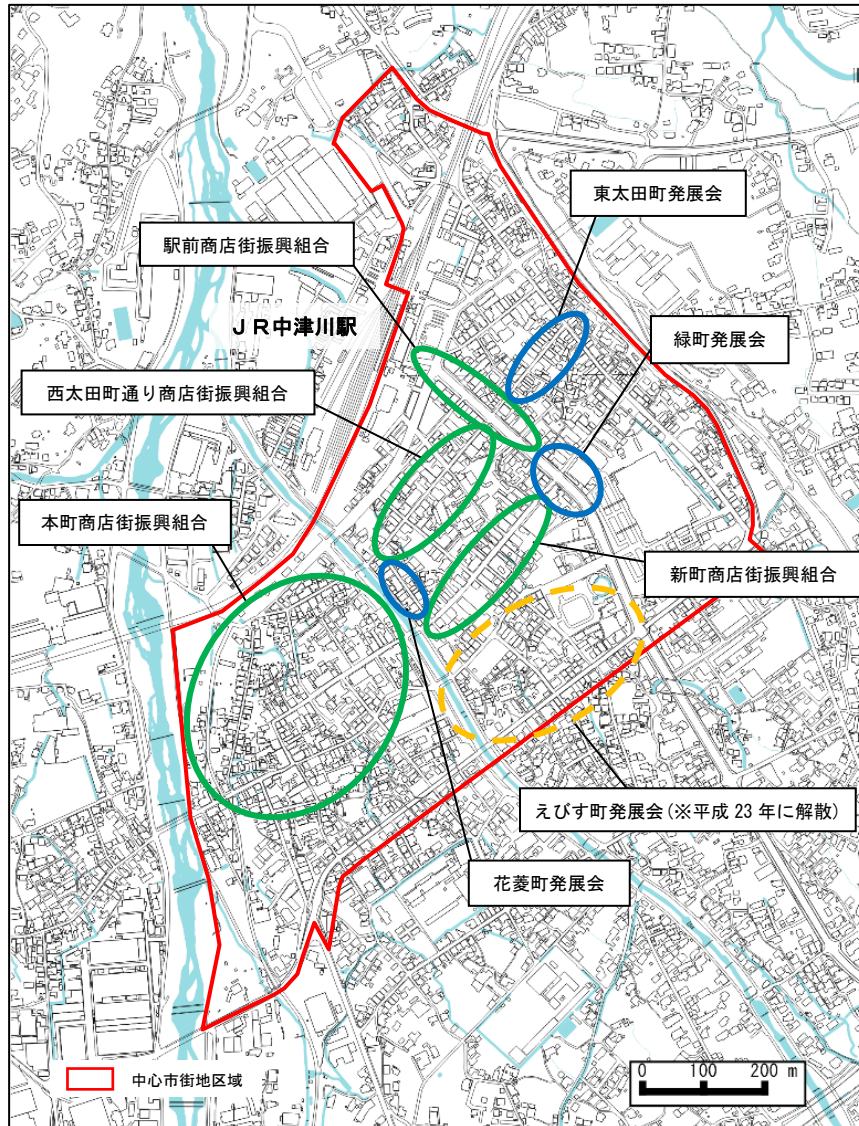
	常住地による就業者数	自市内就業者数	自市内就業者割合	昼夜間人口比率
中津川市	40,093	32,428	80.9%	98.6%
恵那市	25,767	17,738	68.8%	97.0%
瑞浪市	18,975	9,840	51.9%	92.1%
土岐市	29,455	16,234	55.1%	94.1%
多治見市	54,815	27,927	50.9%	88.7%
春日井市	145,723	73,618	50.5%	91.3%

資料：平成 27 年国勢調査

(2) 商業

① 商店街分布

中津川市の中心市街地には、4つの商店街振興組合と4つの発展会があったが、平成23年に発展会が1つ解散し、現在は商店街振興組合が4つ、発展会が3つとなっている。店舗数は下表の通りであり、平成29年時点で164店舗となっている。



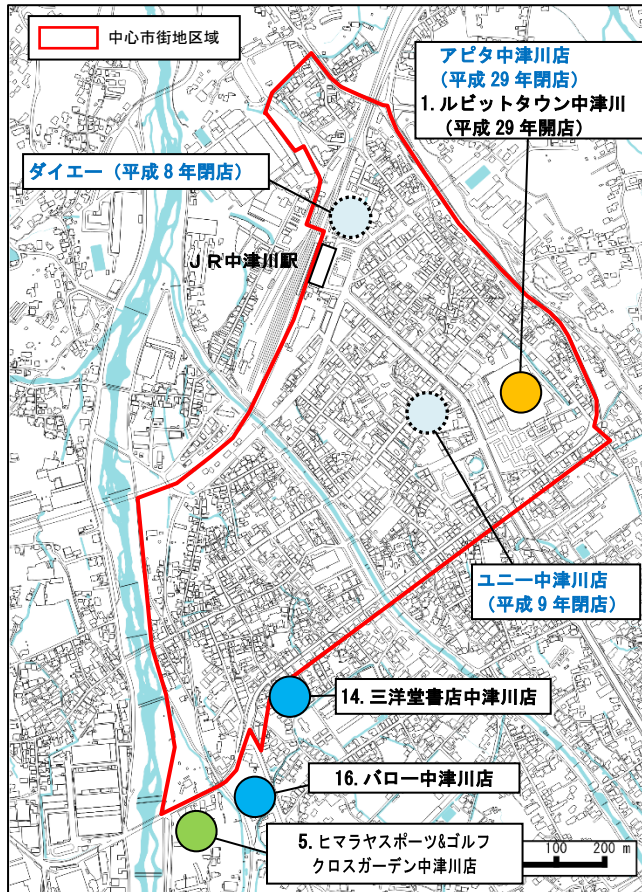
名称		店舗数	
商店街 振興組合	西太田町通り商店街振興組合	41	131
	駅前商店街振興組合	34	
	新町商店街振興組合	37	
	本町商店街振興組合	19	
発展会	花菱町発展会	10	33
	東太田町発展会	15	
	緑町発展会	8	
合計		164	

②大規模小売店舗の立地

中津川市内の大規模小売店舗は20店舗あり、国道19号沿線と市役所周辺に多くが立地している。平成20年以降にも9店が新設されている。

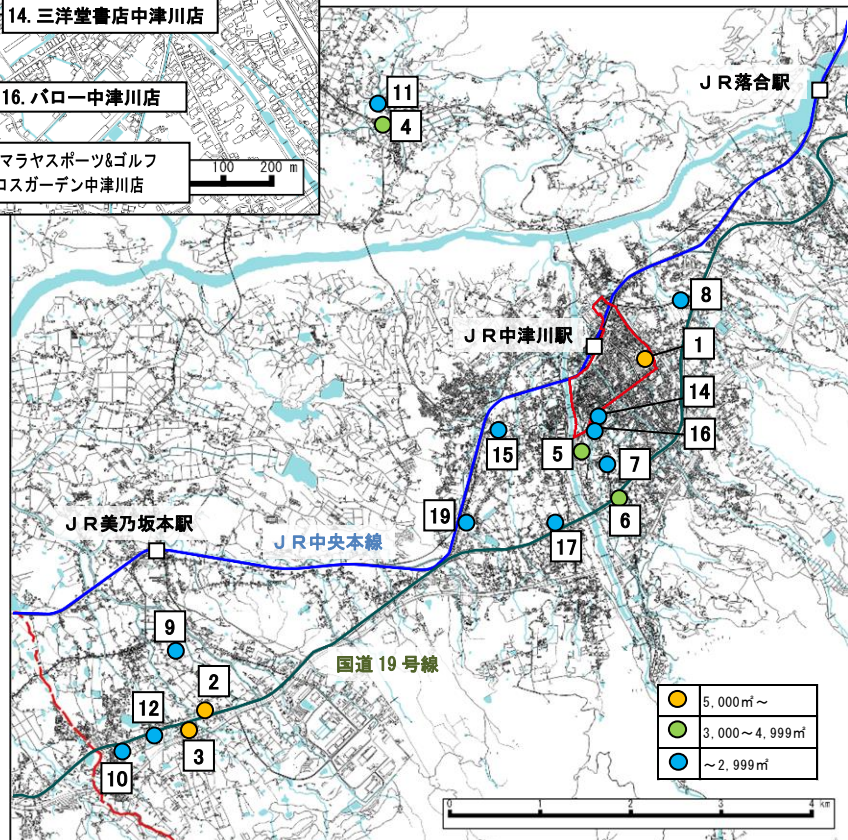
中心市街地においては、20年ほど前に2店舗が閉店し、そのうちの1店舗が地区内で移転開業した。唯一営業していたアピタ中津川店が平成29年8月に閉店し、替わってルビットタウン中津川（小売店）に入れ替わり、平成29年11月より営業をスタートさせている。

中心市街地及びその周辺の大規模小売店立地状況



	店舗名	店舗面積 (㎡)	開設年
1	ルビットタウン中津川	16,500	H9
2	スーパーセンターオークワ中津川店	6,703	H28
3	ホームセンターパロー中津川坂本店	5,982	S50
4	ホームセンターパロー中津川苗木店	4,330	H6
5	ヒマラヤスポーツ&ゴルフクロスガーデン中津川	3,466	H24
6	ケーズデンキ中津川パワフル館	3,043	H20
7	エディオン中津川店	2,300	H8
8	パロー中津川東店	2,213	H16
9	パロー坂本店・Vドラッグ坂本店	2,039	H23
10	アルペン中津川茄子川店	2,027	H25
11	ゲンキ苗木店	1,980	H25
12	ヤマダ電機テックランド中津川店	1,979	H24
13	ショッピングセンターサラ	1,843	H10
14	三洋堂書店中津川店	1,591	H22
15	スマイル駒場店	1,457	S52
16	パロー中津川店	1,392	H16
17	DCMカーマ中津川店	1,250	S61
18	ショッピングプラザアトラ	1,161	H10
19	ファッションセンターしまむら中津川店	1,161	H28

※13, 18については地図の範囲外
(出典：岐阜県 HP、全国大型小売店総覧 2017)



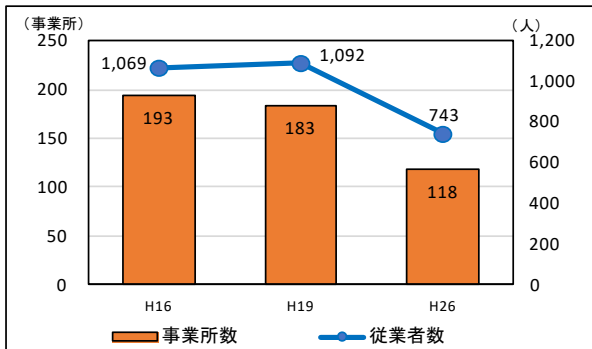
③事業所数・従業者数・商品販売額・売場面積（小売業）

中心市街地の商業集積地区（商業地域・近隣商業地域内で商店街を形成している地区を指し、中心市街地の区域とほぼ同じ）の事業所数・従業者数・商品販売額・売場面積についてみると、平成16年から平成26年の10年間で、事業所数は193から118店へ38.9%に相当する75店が減少した。従業者数は1,069人から743人へ30.5%減少、商品販売額は19.0%減少、売場面積は12.9%減少と全ての項目で大きな減少を示し、中心市街地の商業面の活力低下が著しい。

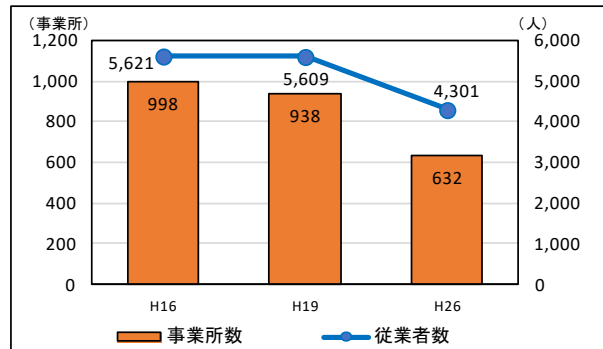
中心市街地の平成16年から平成26年の対全市シェアをみると、事業所数、従業者、商品販売額、売場面積の全てにおいて減少し、中心市街地の商業吸引力が低下している。

また、本市の小売中心性指数は平成19年、平成26年と1を上回っており、近隣他市の指数が大きく変動する中で、市外からの吸引力を保っていることがわかる。しかし、その間の中心市街地での事業所数等の減少、郊外で大型店の出店増加を考えると、吸引力は郊外大型店によって維持されているものと思われる。

中心市街地の事業所数・従業者数（小売業）

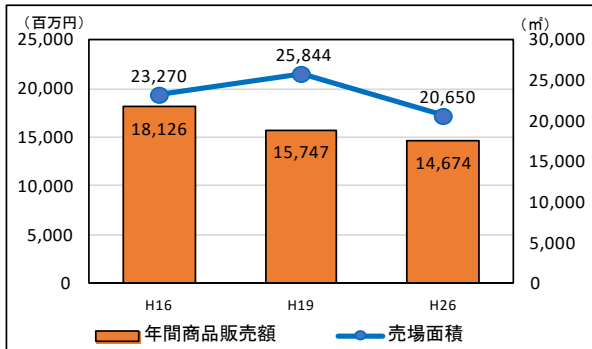


市全体の事業所数・従業者数（小売業）

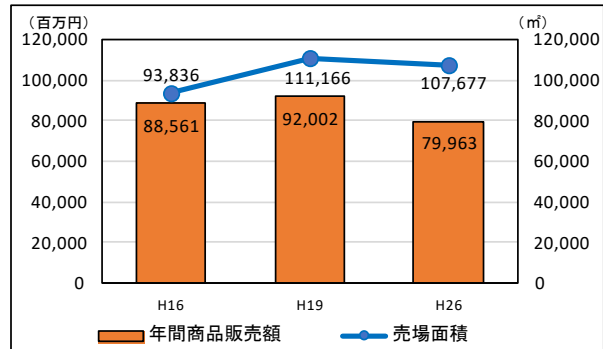


資料：商業統計

中心市街地の商品販売額・売場面積（小売業）

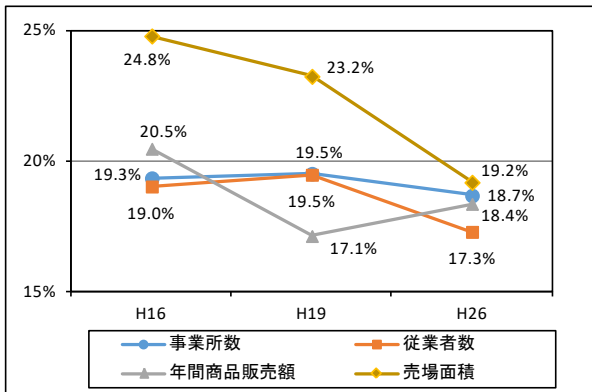


市全体の商品販売額・売場面積（小売業）

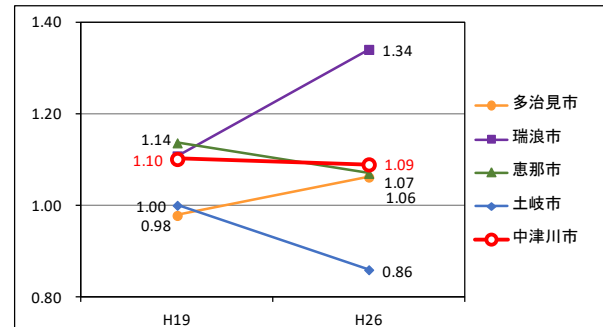


資料：商業統計

中心市街地の対全市シェア



小売中心性指数



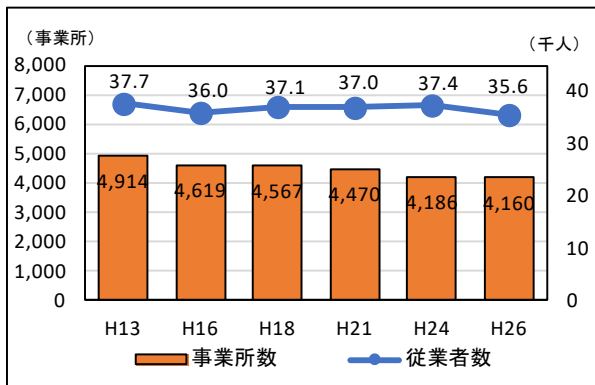
資料：岐阜県人口動態調査、商業統計
小売中心性指数 = (市販売額/市人口) ÷ (県販売額/県人口)

④事業所数・従業者数（全産業）

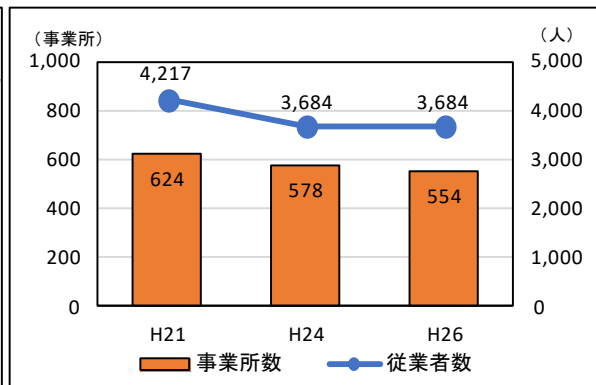
全産業について事業所数、従業者数をみると、中津川市全体では、事業所数は減少傾向にあり、従業者数は横ばいで推移していたが、平成26年に減少となっている。一方、中心市街地では、事業所と従業者数のいずれも減少が続いている。中心市街地の減少率は平成21年比で事業所数は11.2%、従業者数は12.6%となっており、全市の減少率（事業所数6.9%、従業者数3.8%）よりも大きい。

中心市街地を産業別にみると、事業所数、従業者数ともに最も規模が大きいものは卸売業・小売業であるが、減少数も事業所数では最大、従業者数では2番目に大きくなっている。ほかの産業をみても、金融・保険業、生活関連サービス・娯楽業、医療・福祉など多くの産業で減少がみられる。中心市街地は、商業面だけでなく、産業全体でみても落ち込みが激しいことが伺え、活力が低下している。

中津川市全産業の事業所数・従業者数（民営）



中心市街地の事業所数・従業者数（民営）



※事業所・企業統計調査と経済センサスでは、調査の対象は同様であるが、調査方法が一部異なるため、直接比較できないことに注意。

資料：H13～18までは事業所・企業統計調査、
H21、H26は経済センサス・基礎調査、
H24は経済センサス・活動調査

資料：H21、H26は経済センサス・基礎調査、
H24は経済センサス・活動調査

中心市街地の産業別事業所数・従業者数（民営）

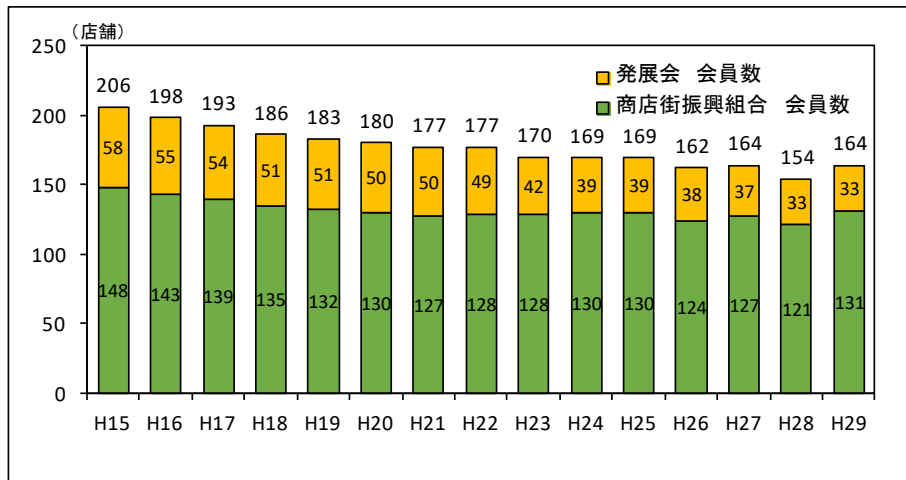
	事業所数					従業者数				
	H21	H24	H26	増減 (H21→H26)	増減率 (H21→H26)	H21	H24	H26	増減 (H21→H26)	増減率 (H21→H26)
全産業（公務を除く）	624	578	554	-70	-11.2%	4,217	3,684	3,684	-533	-12.6%
農林漁業	1	1	1	0	0.0%	1	1	1	0	0.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-
建設業	17	14	14	-3	-17.6%	55	42	42	-13	-23.6%
製造業	13	16	17	4	30.8%	93	66	88	-5	-5.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	1	0	0.0%	62	66	68	6	9.7%
情報通信業	4	3	5	1	25.0%	24	21	26	2	8.3%
運輸業、郵便業	7	7	7	0	0.0%	313	307	245	-68	-21.7%
卸売業、小売業	203	192	172	-31	-15.3%	1,256	1,320	1,099	-157	-12.5%
金融業、保険業	21	19	18	-3	-14.3%	311	272	295	-16	-5.1%
不動産業、物品賃貸業	46	38	33	-13	-28.3%	91	75	78	-13	-14.3%
学術研究、専門・技術サービス業	19	17	18	-1	-5.3%	144	149	103	-41	-28.5%
宿泊業、飲食サービス業	136	134	127	-9	-6.6%	621	677	697	76	12.2%
生活関連サービス業、娯楽業	71	63	65	-6	-8.5%	246	209	232	-14	-5.7%
教育、学習支援業	28	22	26	-2	-7.1%	139	83	163	24	17.3%
医療、福祉	36	33	33	-3	-8.3%	298	204	255	-43	-14.4%
複合サービス事業	4	4	4	0	0.0%	70	66	208	138	197.1%
サービス業（他に分類されないもの）	17	14	13	-4	-23.5%	493	126	84	-409	-83.0%

資料：H21、H26は経済センサス・基礎調査、
H24は経済センサス・活動調査

⑤商店街の営業店舗・空き店舗数

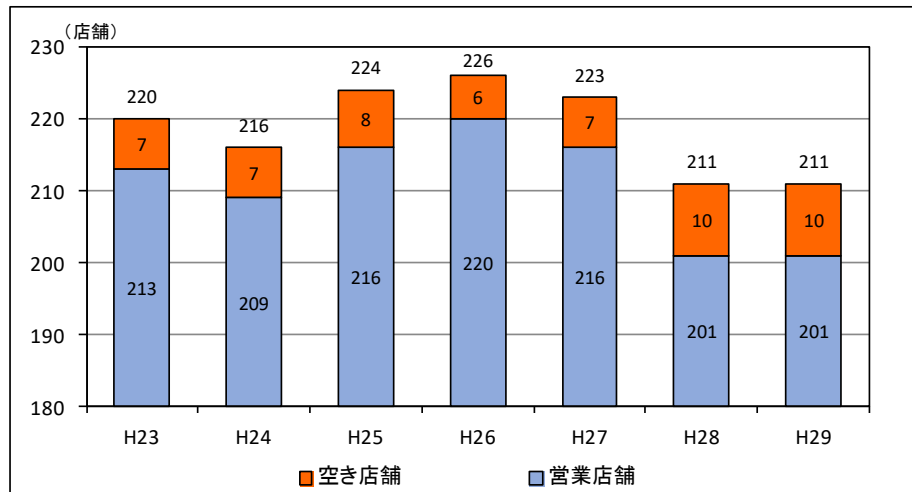
中心市街地の店舗数は、商店街振興組合と発展会の会員数をみると、平成15年以降、徐々に減少し、平成28年には154店舗まで減少したが、平成29年には10店舗増加し、164舗となっている。しかし、平成15年と比べると20.4%減少していることになる。また、会員外や発展会の店舗を含めた総店舗数は、210～230店舗ほどで推移しているが、平成27年以降は総店舗数、営業店舗数がともに減少し、空き店舗数が増えている。店舗数そのものが減少していることから、住宅や駐車場等への用途変換がなされていると考えられ、商店街としての機能低下が進んでいる。

商店街 会員数



※西太田町通り、駅前、新町、本町の商店街振興組合並びに東太田町、緑町、花菱町の発展会における毎年3月末の会員数 資料：中津川市商店街実態調査

中心市街地内の営業店舗数・空き店舗数



※西太田町通り、駅前、新町、本町の商店街振興組合並びに東太田町、緑町、花菱町の発展会を含む中心市街地全域内における毎年3月末の営業店舗数・空き店舗数 資料：中津川市調べ

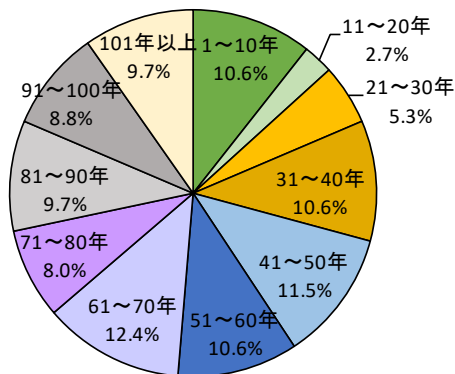
⑥商店街の経営状況

中心市街地内の商店の状況をみると、経営年数は広範囲にわたり1～10年の新しいものから101年以上の老舗までが立地している。

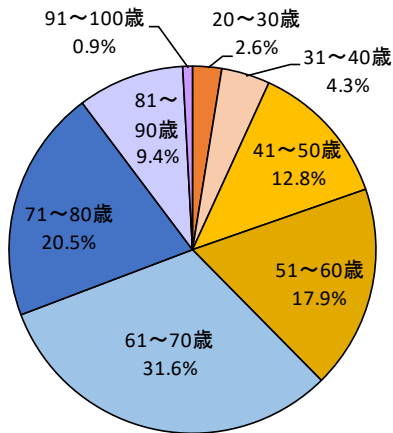
経営者の年齢層は、61歳以上が全体の62.4%と半数以上を占める一方、20～40歳代の若年層が6.9%と非常に少ない。高齢化の傾向は、今後さらに進む状況にある。

後継者の有無については、後継者がいない商店が36.4%あり、このままでは廃業や空き店舗が今後増えていくことが懸念される。新たな担い手の発掘が重要な課題となっている。

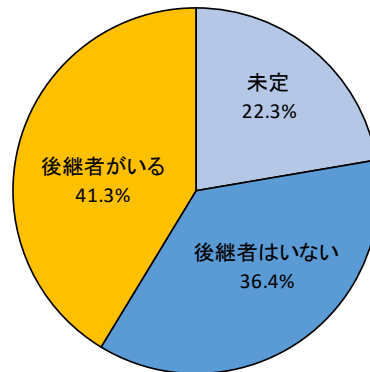
経営年数



経営者の年齢層



後継者の有無



※資料：中津川市中心市街地アンケート
(H25. 6. 30 現在)

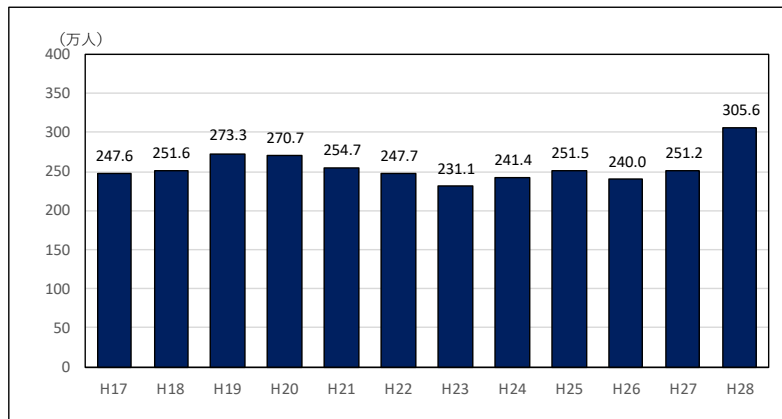
(3) 観光

①観光入込客数

中津川市の平成 28 年の観光入込客数は、約 305.6 万人であり、平成 23 年に一度落ち込んだものの、平成 24 年以降増加傾向にある。

平成 28 年の観光入込客数を観光地分類別にみると、歴史・文化に関連する観光地を訪れている観光客が 32.7%と最も多い。馬籠宿に代表されるように歴史・文化資源への観光客が多く訪れている。次いで、道の駅が 29.7%となっており、平成 27 年から大幅に増加している。観光入込数の平成 27 年から平成 28 年の増加分はほぼ道の駅の増加分による。

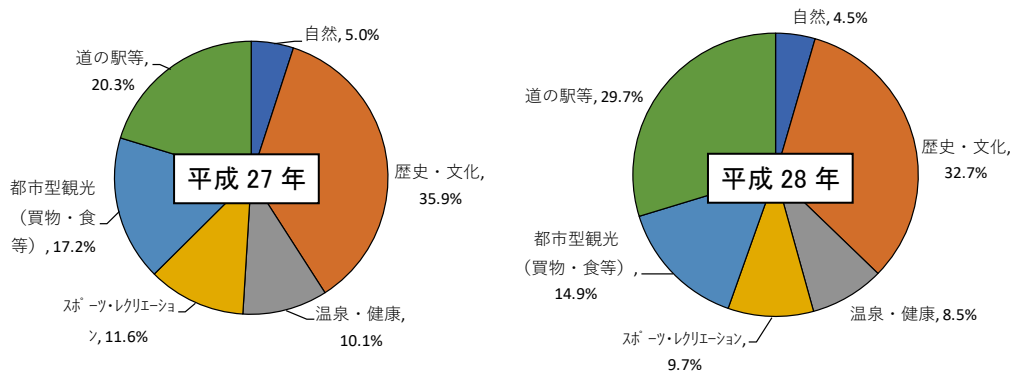
中津川市全体の観光入込客数の推移



		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
市全体		247.6	251.6	273.3	270.7	254.7	247.7	231.1	241.4	251.5	240.0	251.2	305.6
(内訳)													
中津川	中津川温泉	21.6	20.2	19.5	18.6	17.2	16.5	15.4	15.0	15.1	14.2	14.7	13.9
	中山道	30.5	32.0	32.6	32.6	32.6	32.6	32.6	32.6	32.6	32.6	32.6	32.6
	根の上高原 ふれあい牧場	24.0 12.7	21.5 12.7	18.4 11.8	17.5 10.6	14.1 14.3	11.3 11.1	10.6 4.2	10.6 4.3	10.6 4.4	10.6 4.5	9.7 4.2	8.1 3.7
坂下	道の駅「まじら坂下」	14.2	15.6	15.8	15.0	16.5	16.9	17.2	16.3	16.1	14.7	9.6	11.3
	椈の湖オートキャンプ場	2.7	2.6	2.4	3.0	4.0	3.6	2.8	2.8	3.0	3.1	2.8	3.0
川上	夕森公園	13.1	13.6	13.2	11.4	12.3	15.3	12.9	12.6	15.1	11.6	14.5	14.0
	道の駅「五木のやかた」	-	2.8	2.7	2.4	2.6	2.7	2.6	2.6	2.7	2.4	2.6	6.6
加子母	乙女溪谷キャンプ場	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	明治座	1.2	1.6	1.3	1.5	1.4	2.6	3.0	2.0	1.5	0.9	0.3	1.4
	道の駅「加子母」	3.0	3.0	3.0	9.3	9.7	12.1	11.7	24.5	18.4	15.3	21.0	31.4
付知	不動溪谷	12.1	9.9	9.9	12.3	11.6	10.0	9.6	8.8	9.7	10.2	7.8	9.9
	付知峡倉屋温泉	13.3	17.2	17.5	16.7	16.8	16.5	15.8	15.9	16.1	15.9	16.4	16.4
	宮島キャンプ場	0.9	0.9	0.9	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.9	0.9	1.1	1.2
	森林キャンプ場	1.1	1.2	1.4	1.2	1.2	1.1	1.0	1.1	1.1	0.9	1.1	1.0
	道の駅「花街道付知」	11.0	10.9	11.0	10.0	10.2	10.5	10.1	9.3	9.2	16.5	19.6	37.8
福岡	福岡ローマン渓谷オートキャンプ場	0.9	1.1	1.2	1.1	1.2	0.7	1.2	0.9	0.9	1.3	1.3	1.3
	下野庚申堂	1.2	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.0	1.0	1.0	1.1
蛭川	芝桜の里	0.8	0.9	0.9	1.0	0.7	0.9	1.0	0.5	0.8	0.5	0.4	0.4
	博石館	9.5	9.0	9.2	8.9	9.6	8.0	6.8	8.4	8.0	7.5	8.4	9.5
山口	馬籠宿	41.2	42.3	65.6	59.7	58.3	54.3	52.4	52.6	65.4	58.0	63.4	68.3
	道の駅「賤母」	32.5	31.1	33.5	35.3	17.9	18.7	17.9	18.1	18.5	16.9	18.2	32.2

資料：岐阜県観光入込客統計調査、中津川市統計書

観光地分類別入込客数割合

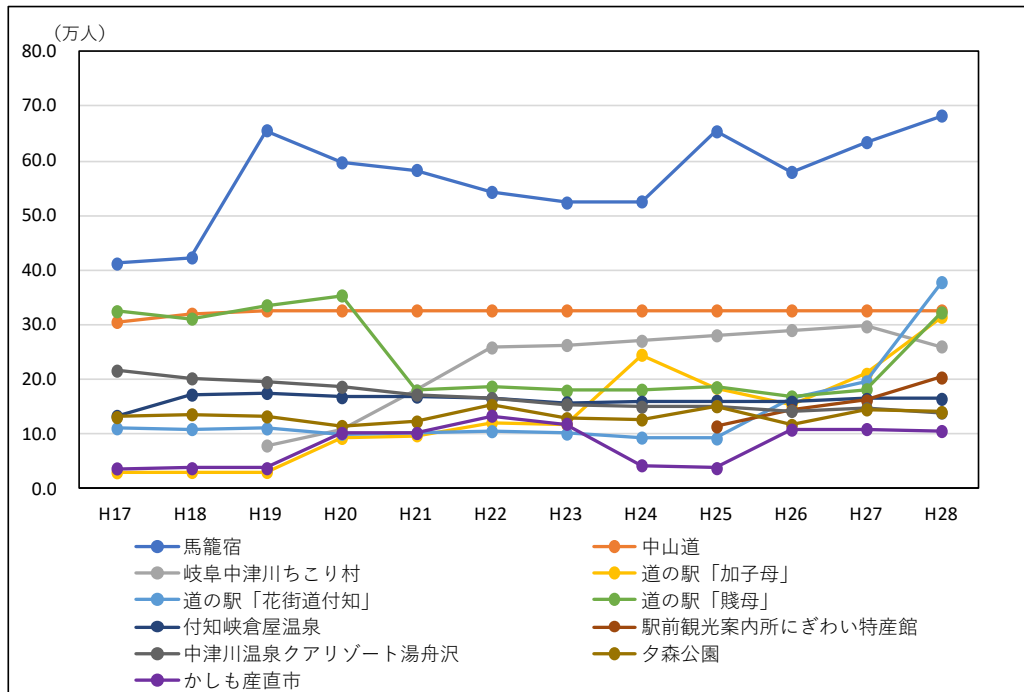


資料：岐阜県観光入込客統計調査

中津川市の観光施設別、イベント別に入込客数をみると、観光地別では、平成 17 年の市町村合併以降に中津川市となった馬籠宿が最も観光客を集め、増加傾向にある。中心市街地内では中山道への観光客が最も多く、平成 27 年はのべ約 32.6 万人が訪れている。

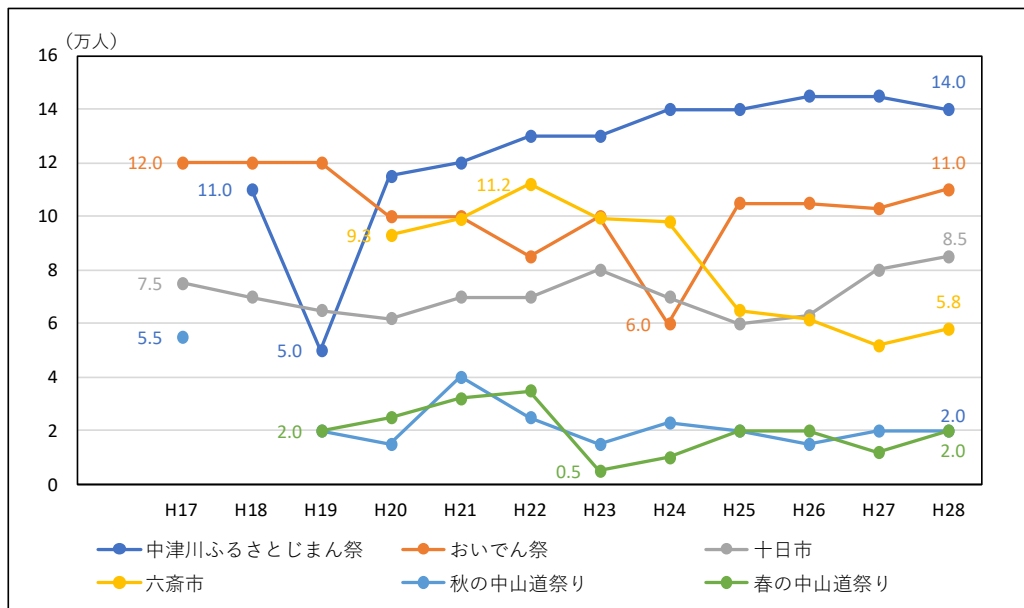
イベント別では、中心市街地内で開催されるおいでん祭、十日市、六斎市を訪れる観光客が、平成 28 年は合わせてのべ約 25.3 万人となっている。六斎市の集客は近年減少傾向にある。

観光地別観光入込客数の推移



※平成 28 年の入込客数が 10 万人以上の箇所を抽出
資料：岐阜県観光入込客統計調査（各年）

イベント別観光入込客数の推移



※平成 28 年の入込客数が 10 万人以上のものと市街地で開催されるものを抽出
資料：岐阜県観光入込客統計調査（各年）

②主要観光施設利用状況

中津川市内の市立の主要観光施設（資料館、博物館等）の平成 28 年度の年間利用者数は下表のとおりである。

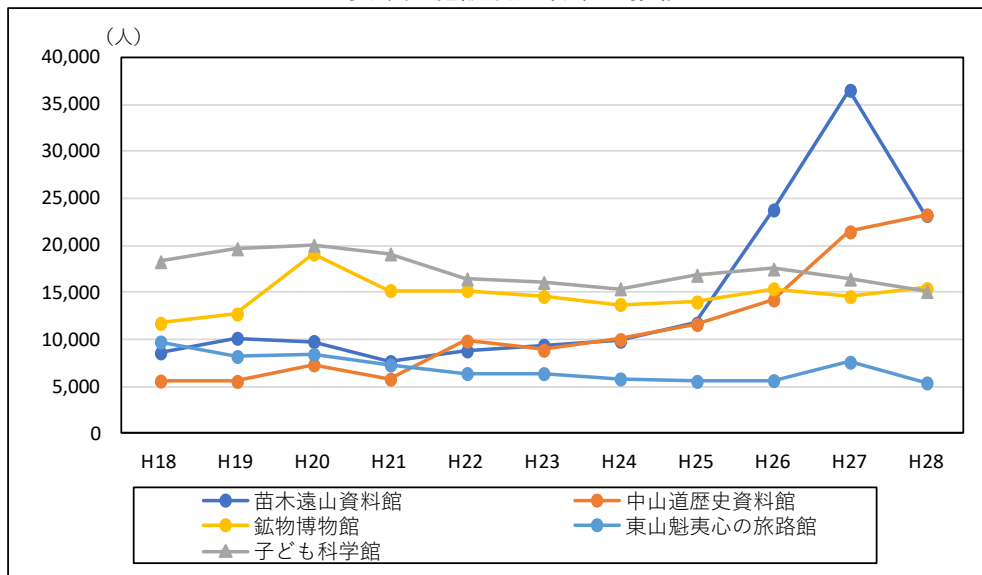
近年観光スポットとして人気を集めている苗木城址に立地する苗木遠山資料館においても平成 26 年度から利用者が急増し、利用者数が最も多くなっている。平成 28 年度は苗木遠山資料館に年間約 2.3 万人が、苗木城跡に 4.7 万人が訪れている。中心市街区域内に立地する中山道歴史資料館でもここ数年利用者が増加しており、平成 28 年度は約 2.3 万人の利用があった。同じ中山道の宿場町として近隣の馬籠宿では年間 68 万人の観光入込数があることを考えると、中心市街地にある中津川宿への観光利用はまだまだ少ないといえる。しかし、同じ歴史資源として観光ポテンシャルは高いと考えられ、今後の活用が求められる。

主要観光施設利用者数（平成 28 年度）

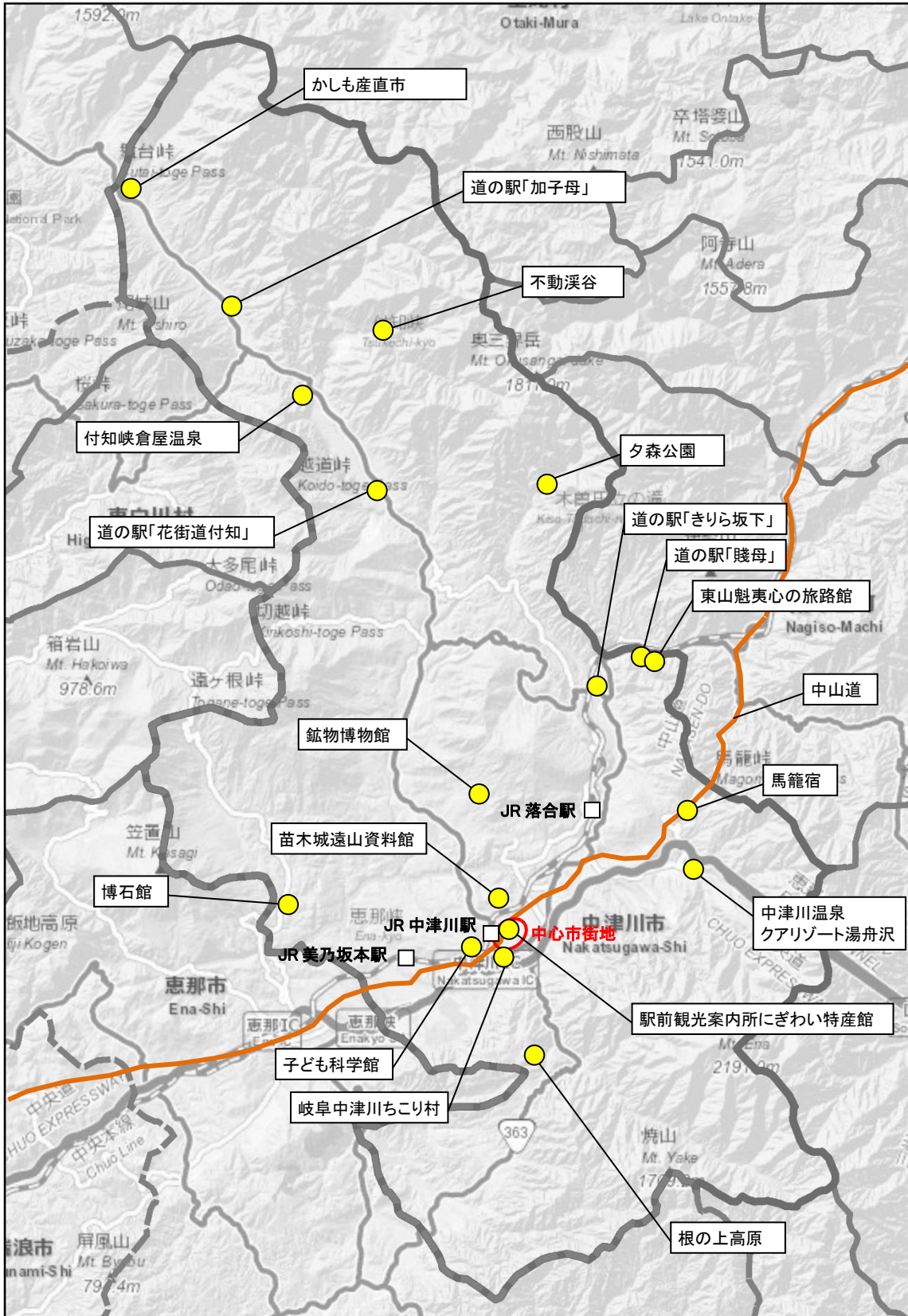
施設名	年間利用者数 (人)
苗木遠山資料館	23,220
中山道歴史資料館	23,282
子ども科学館	15,127
鉱物博物館	15,441
東山魁夷心の旅路館	5,406

※網掛けは中心市街地区域内の施設
資料：中津川市統計書

主要観光施設利用者数の推移



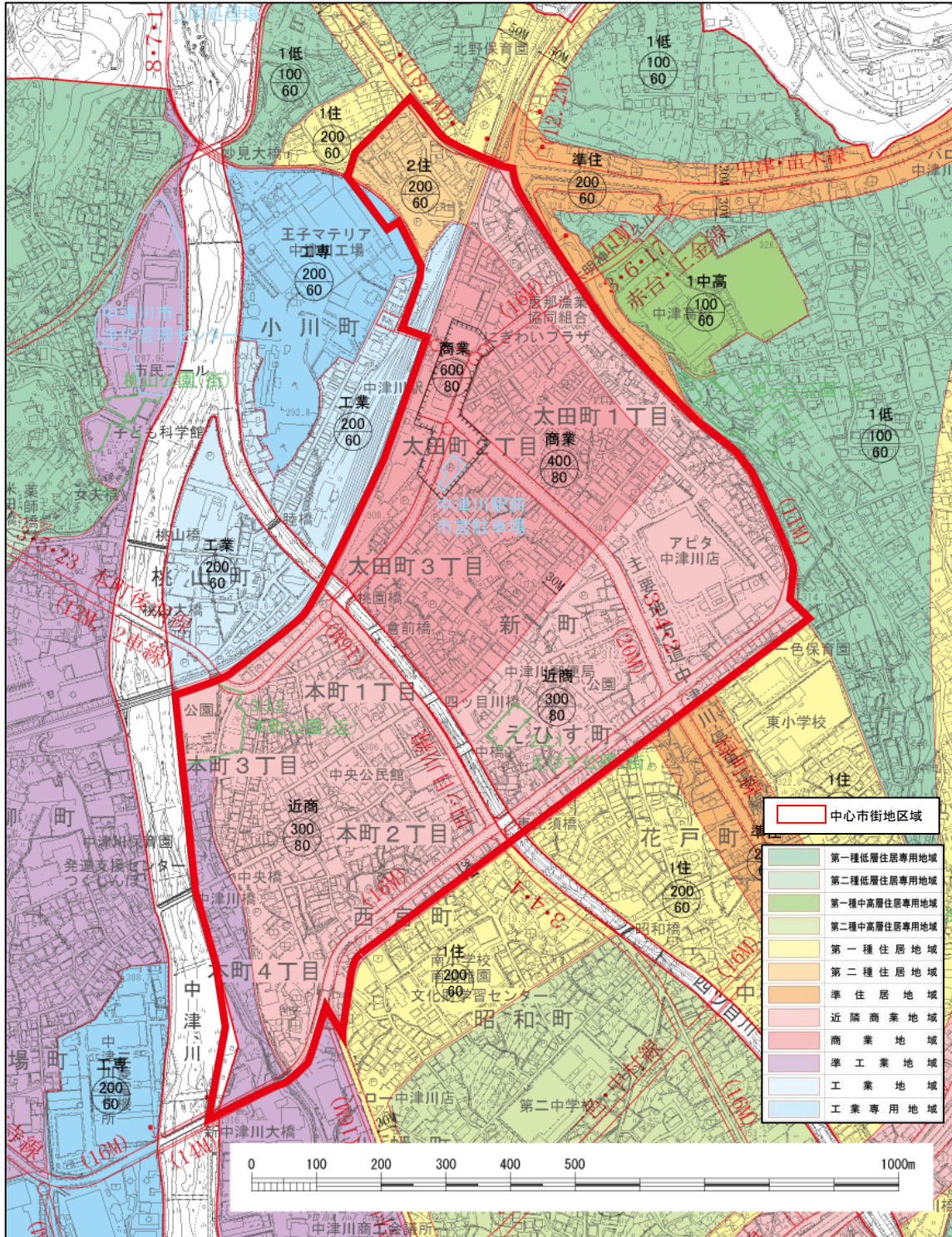
主要観光施設位置図



(4) 土地利用

① 都市計画（用途地域）

中心市街地は都市計画区域に位置し、大部分は商業地域・近隣商業地域に、一部が第二種住居地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域に指定されている。



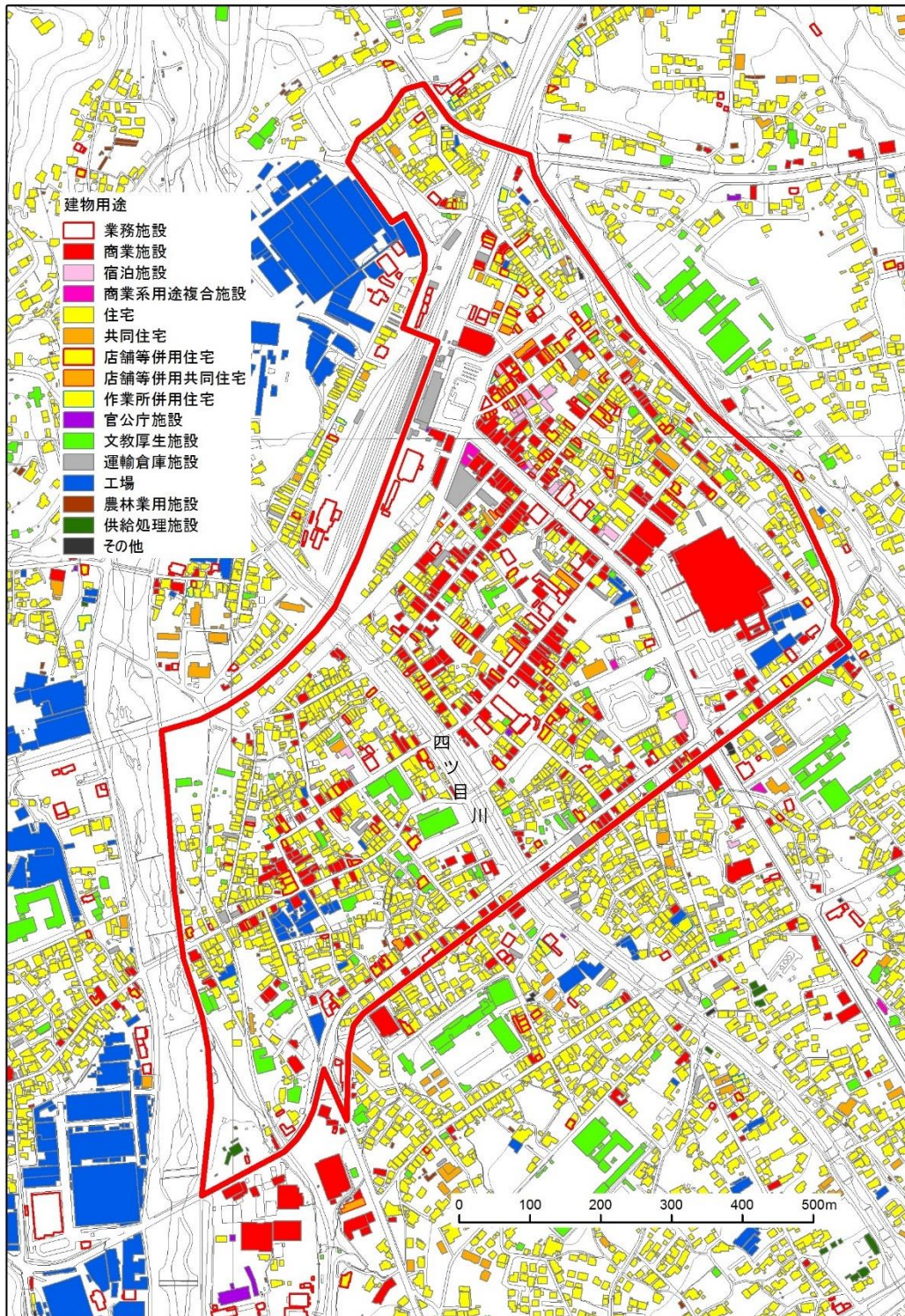
資料：中津川都市計画用途地域図

②建物用途

建物用途別の分布をみると、商業・業務施設は四ツ目川より東側への集積度が高く、特に中津川駅前や中山道沿い、西太田町通り沿いに連続的に立地している。西側では中山道沿いへの立地がみられるが、周辺は住宅が多くなっている。

また、中心市街地内は、狭小敷地や路地などの狭隘道路もみられ、建替時や災害時などに課題となることが考えられる。

建物用途

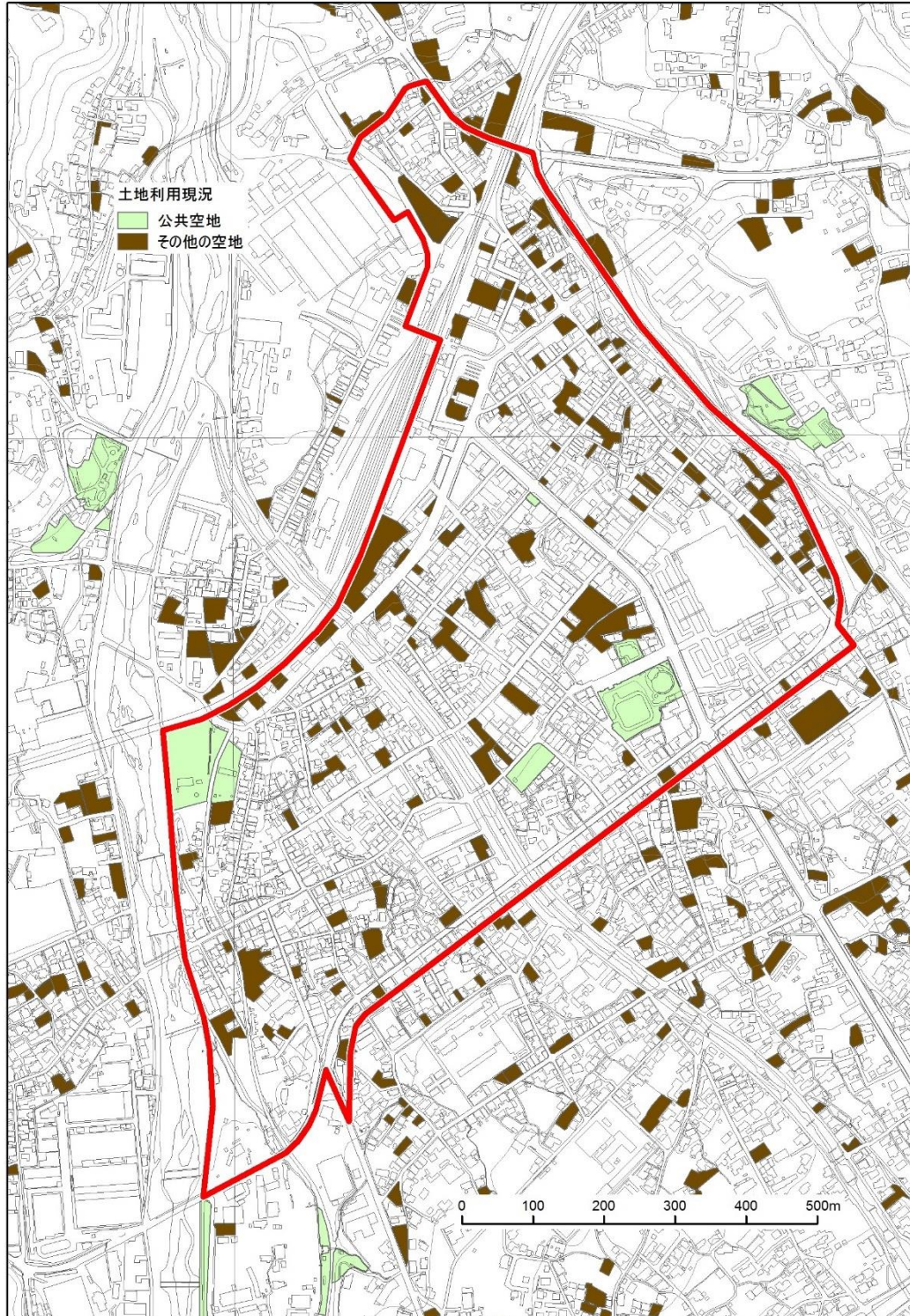


資料：平成 26 年度都市計画基礎調査

③低未利用地

土地利用現況から低未利用地の分布をみると、青空駐車場や空き地などにあたる「その他の空地」が区域内に点在している。合計面積は約 5.8ha と中心市街地区域面積の約 9%にあたる。

低未利用地

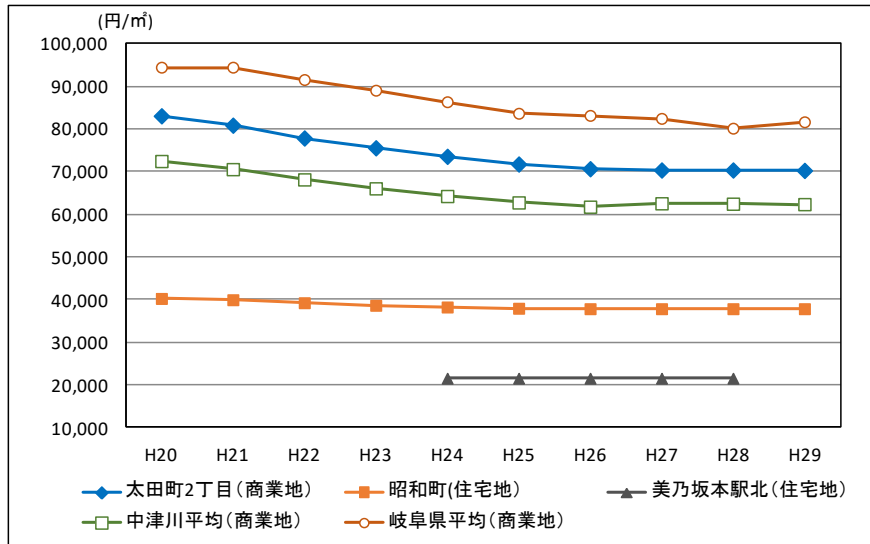


資料：平成 26 年度都市計画基礎調査

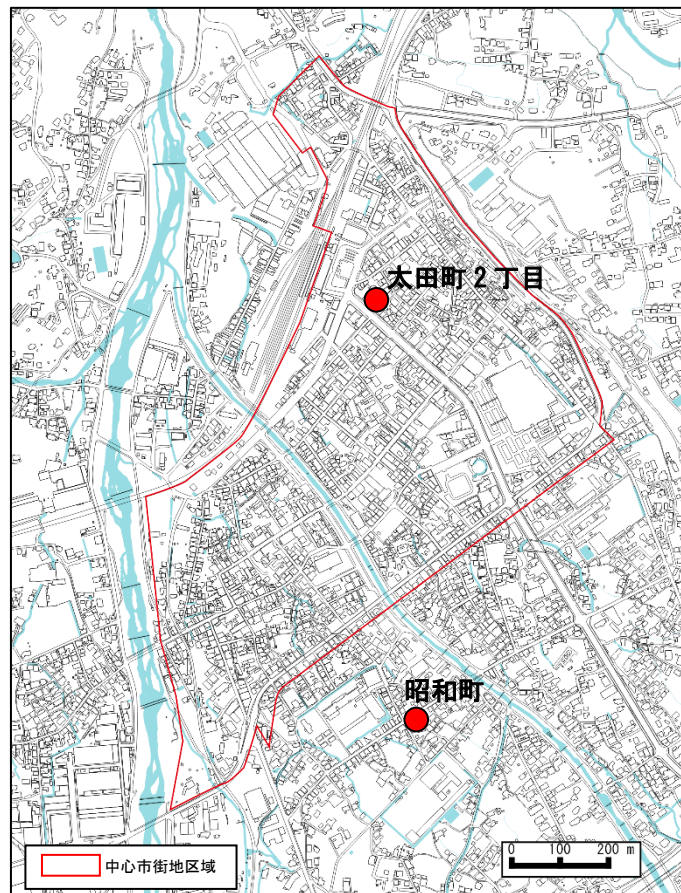
④地価

中心市街地の地価をみると、太田町2丁目の商業地は岐阜県平均や中津川市平均同様に下落傾向にある。平成29年は平成20年と比較して15.4%下落している（県平均13.6%、市平均14.0%）。一方、中心市街地周辺の住宅地や美乃坂本駅周辺では下落はみられず、横ばいの傾向にある。

地価の推移



地価公示位置図



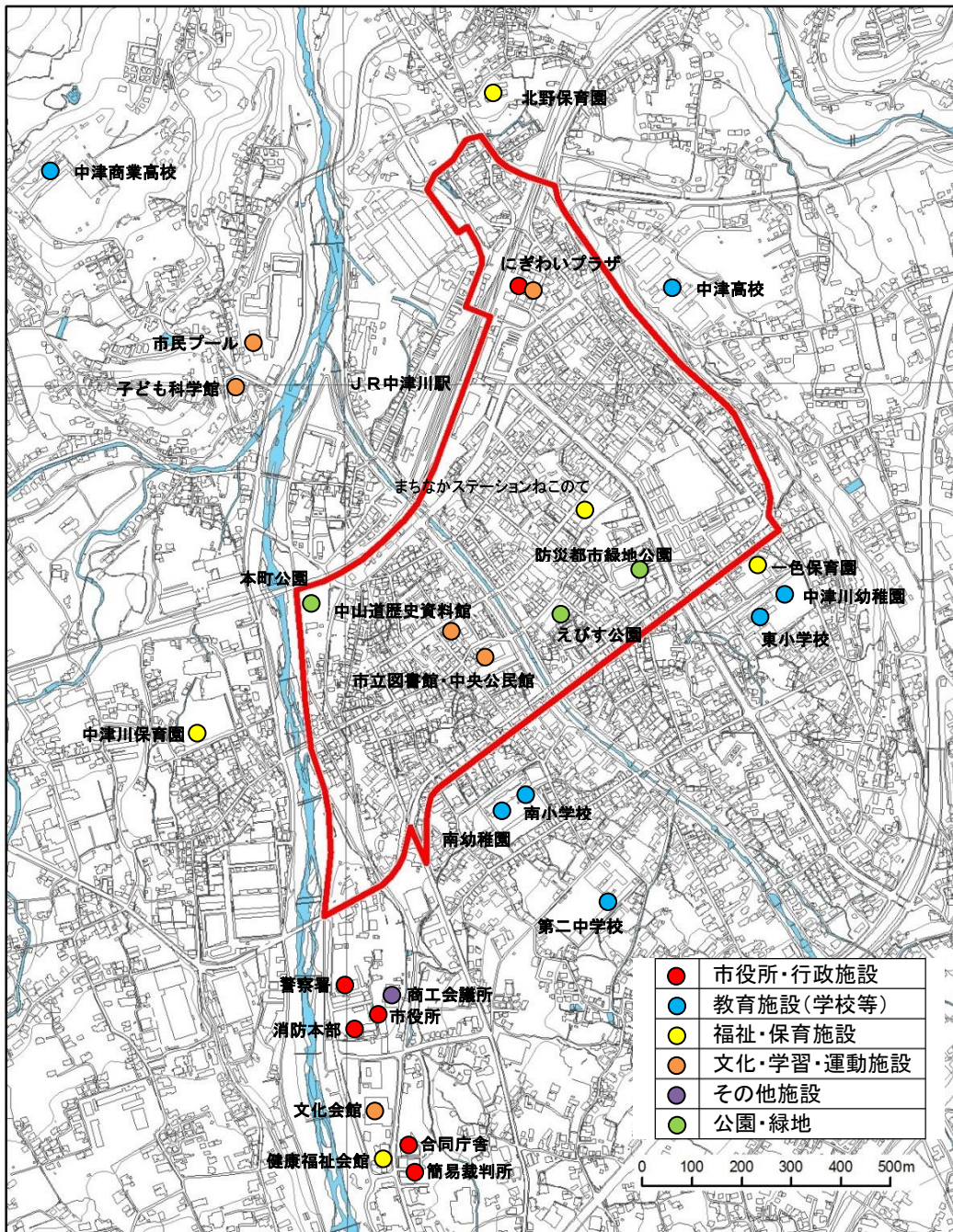
資料：地価公示、岐阜県地価調査

(5) 都市機能

①公共公益施設

中心市街地には、にぎわいプラザ（貸館・子育て支援・行政等の複合施設）、市立図書館・中央公民館、中山道歴史資料館、まちなかステーションねこのて（子育て支援施設）といった文化・学習施設などが立地している。また、地域のレクリエーションの場や防災拠点にもなる公園・緑地が3カ所存在する。

中心市街地周辺には、南西方向に市役所本庁舎をはじめ各種行政施設、文化会館、商工会議所などが集積するエリアがあり、また中心市街地の周辺には小学校や幼稚園、保育園、高等学校などの教育施設等が立地している。



②主要施設利用状況

中心市街地に立地する公共公益施設（中央公民館、市立図書館、中山道歴史資料館、にぎわいプラザ、まちなかステーションねこのて）の利用者数は下表のとおりである

にぎわいプラザ、中山道歴史資料館、まちなかステーションねこのての利用者数は、近年微増の傾向にあるが、中央公民館、市立図書館は横ばいといえ、利用促進に向けた取り組みが求められる。

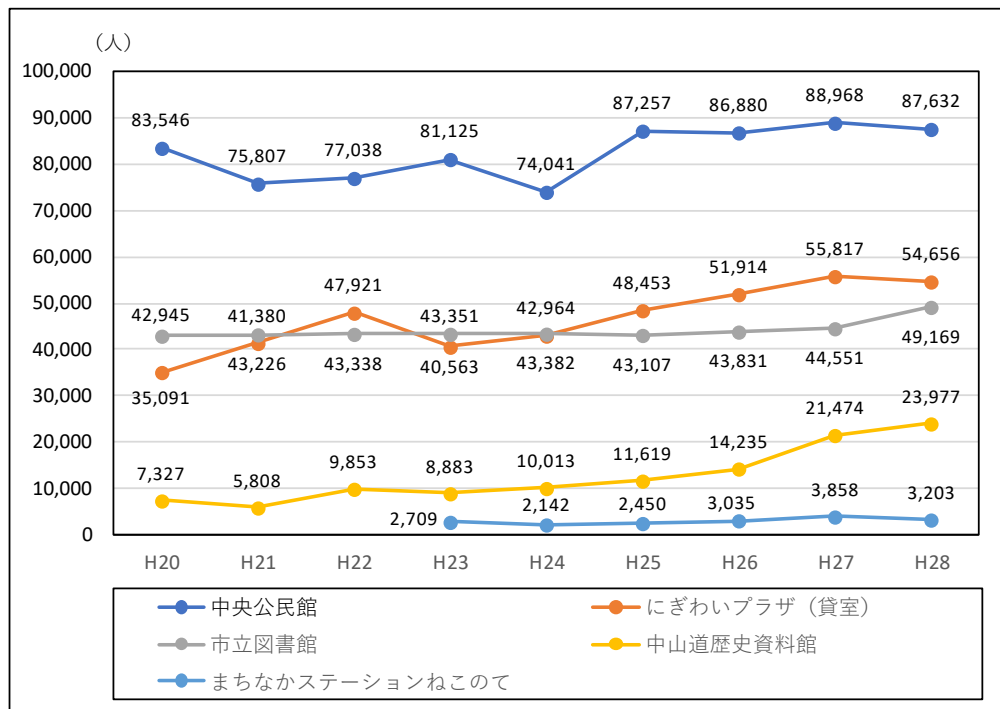
中央公民館・図書館は昭和 54 年、にぎわいプラザは昭和 52 年に建設された建物であり、老朽化も懸念されている。

主要施設利用者数（平成 28 年度）

施設名	年間利用者数 (人)
中央公民館	87,632
にぎわいプラザ(貸室)	54,656
市立図書館	49,169
中山道歴史資料館	23,977
まちなかステーションねこのて	3,203

資料：中津川市

主要施設利用者数の推移

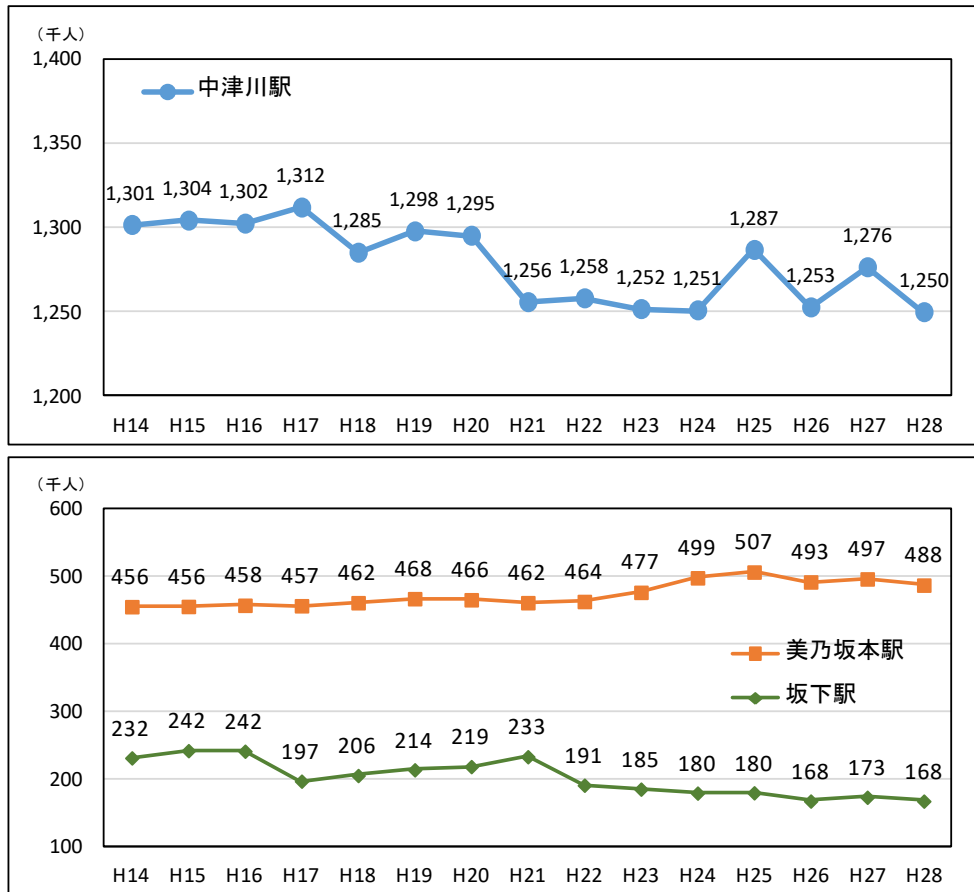


(6) 交通

① 鉄道利用

JR 中津川駅の年間乗降客数は約 125 万人、1 日当たり約 3,400 人となっている。推移は平成 20 年以前の 130 万人前後と比べると、平成 21 年以降は若干減少し、125～128 万人ほどとなっている。一方、JR 美乃坂本駅の年間乗降客数は年間約 50 万人弱だが、平成 23 年以降増加がみられる。

年間乗降客数

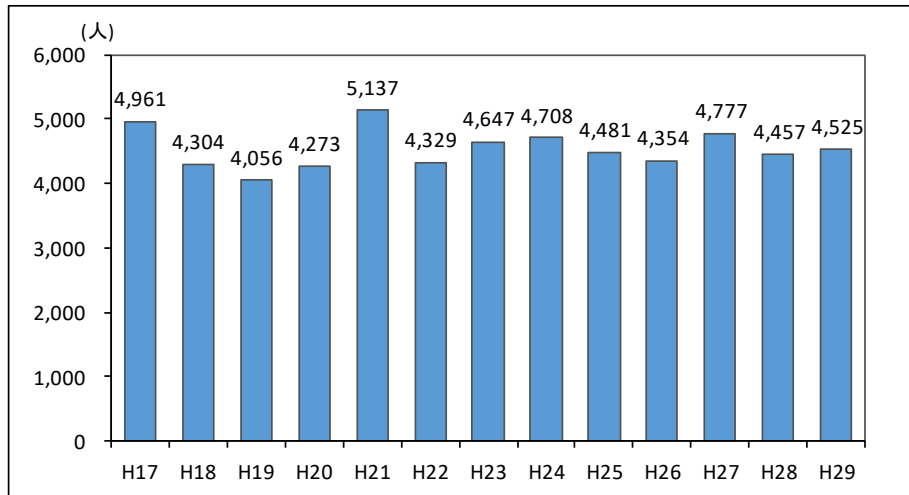


資料：中津川市統計書

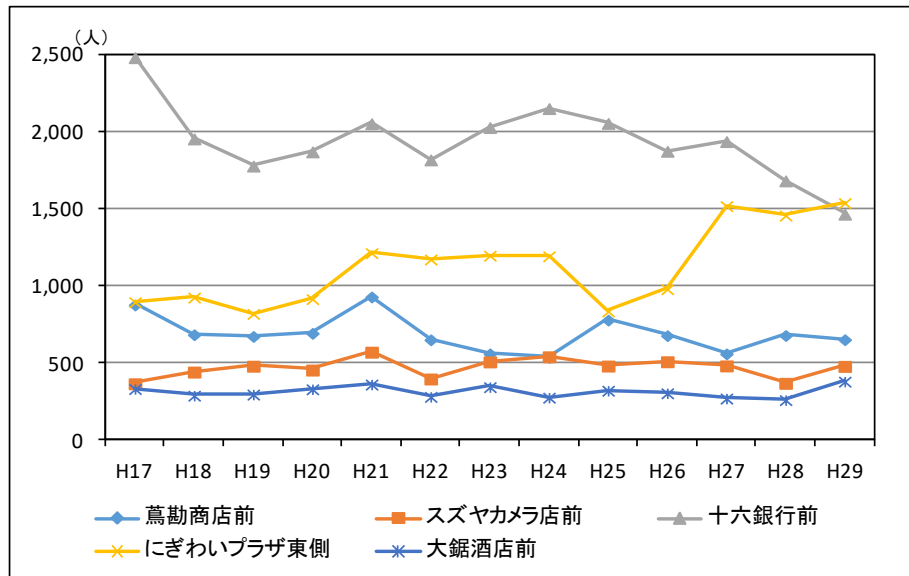
③歩行者通行量

中心市街地の歩行者通行量は、平成 17 年以降 4,000～5,000 人前後で推移している。大きな減少はみられないが、増加もなく活性化しているとはいえない状況にある。地点別にみると、にぎわいプラザ東側において若干の増加がみられる。

中心市街地の歩行者通行量（平日、5 地点合計）



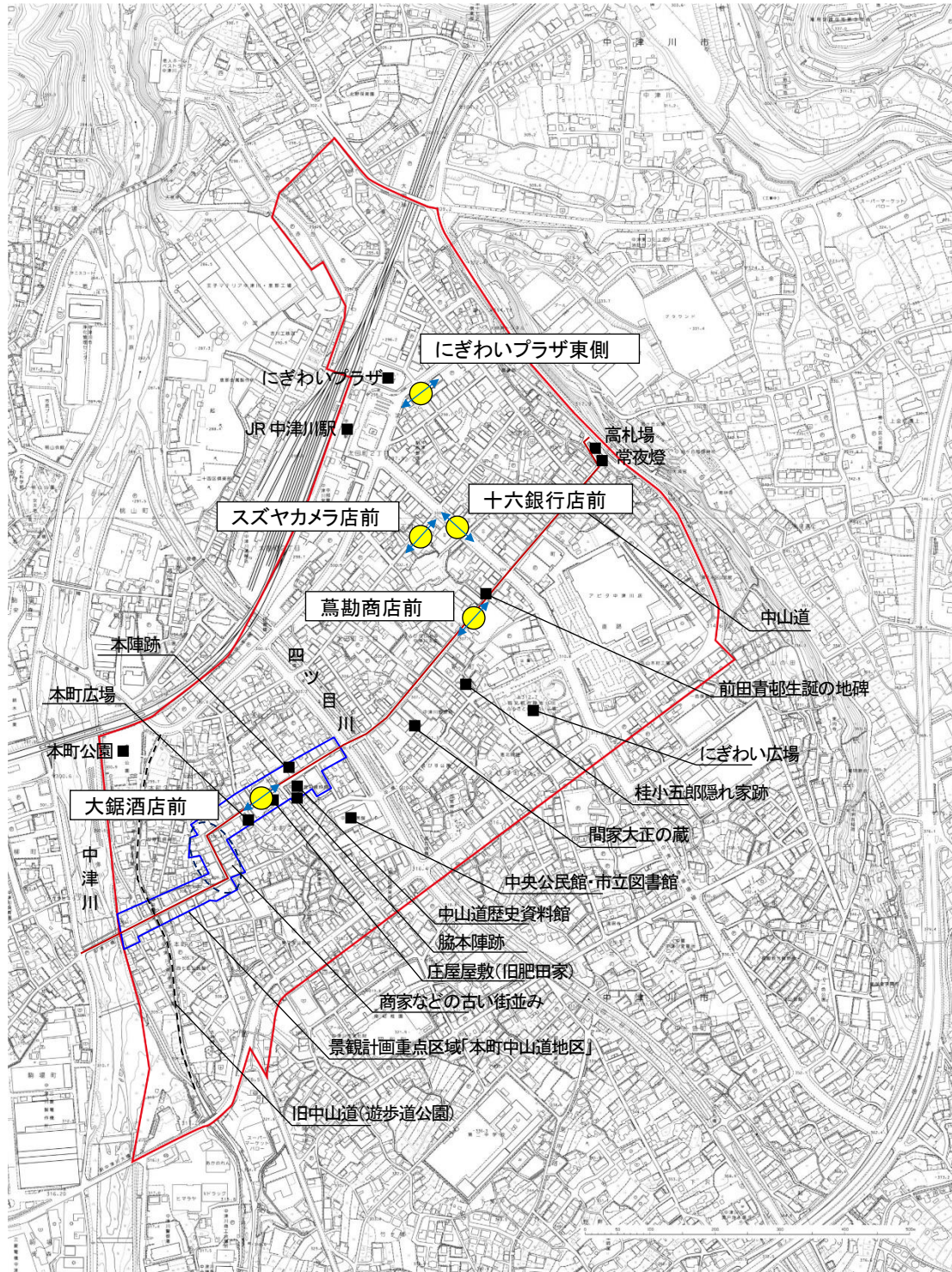
地点別歩行者通行量（平日）



調査地点	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
総歩行者数		4,961	4,304	4,056	4,273	5,137	4,329	4,647	4,708	4,481	4,354	4,777	4,457	4,525
1 蔦勤商店前		879	686	675	695	931	653	562	539	781	680	562	681	654
2 スズヤカメラ店前		368	444	482	457	573	399	510	543	483	511	484	371	481
3 十六銀行前		2,483	1,956	1,780	1,872	2,055	1,820	2,030	2,153	2,057	1,876	1,939	1,684	1,468
4 にぎわいプラザ東側		897	927	821	917	1,215	1,174	1,199	1,195	837	981	1,520	1,459	1,540
5 大鋸酒店前		334	291	298	332	363	283	346	278	323	306	272	262	382

※調査日時：平日の 9 : 00～19 : 00 (10 時間)

歩行者通行量調査地点 5地点

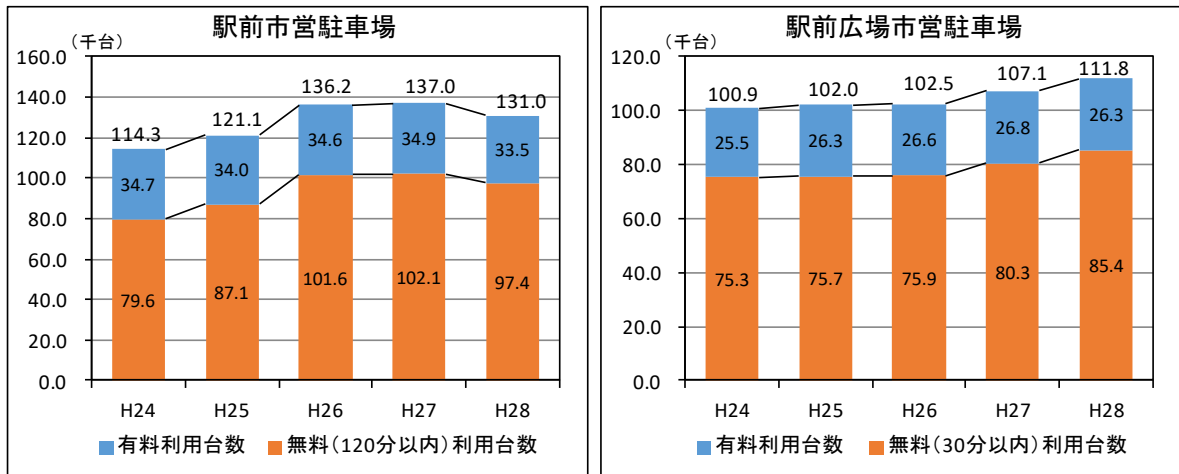


④ 駐車場利用

中心市街地内には、JR 中津川駅前に2箇所の市営駐車場が整備され、鉄道や周辺施設利用者などに利用されている。平成 28 年度における利用状況は、駅前市営駐車場（収容台数 123 台）が年間利用台数約 13.1 万台、1 日平均約 359 台となっている。駅前広場市営駐車場（収容 18 台）が年間利用台数約 11.2 万台、1 日平均約 306 台となっている。

平成 24 年からの利用の推移をみると、有料での利用台数はほぼ横ばいにある一方で、短時間での無料利用の台数は増えている。

市営駐車場 年間利用台数



資料：中津川市

[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析

(1) 市民の意向

市民を対象に中心市街地の利用状況や評価、活性化に対するニーズなどを把握するために、アンケート調査を実施した。アンケート結果は、次のとおりである。

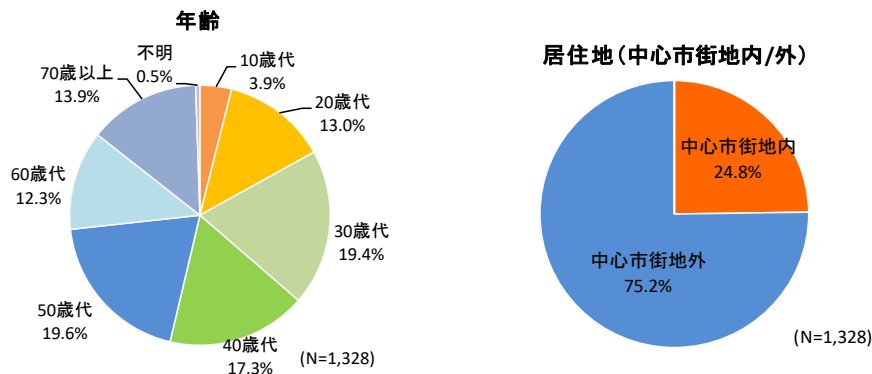
①実施概要

- ・対象…15歳以上の市民から無作為抽出した3,000名
- ・時期…平成29年7月6日～8月23日
- ・方法…メール便配布、郵送回収（料金受取人払い）

回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
中心市街地内	750	329	43.9%
中心市街地外	2,250	999	44.4%
合計	3,000	1,328	44.3%

回答者属性



②中心市街地・商店街の利用状況

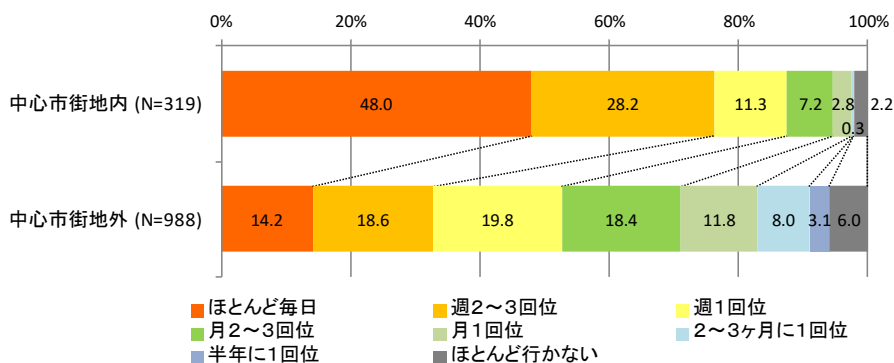
中心市街地の利用頻度は、中心市街地内の居住者では週1回以上は87.5%、中心市街地外の居住者でも週1回以上は52.6%となっており、中心市街地外からも約半数の市民は週1回は中心市街地を訪れていることになり、低下したとはいえ、一定の求心力を維持していることが伺える。一方、商店街の利用頻度は、中心市街地内の居住者でも週1回以上が38.2%にとどまっている。

また、普段の買い物の場所としては、中心市街地内外の大型店利用が大半を占めている。

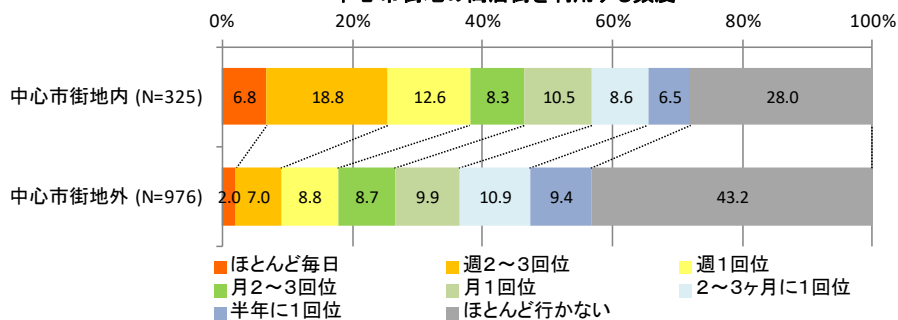
このことから、中心市街地に来ても、大型店利用をするのみで、商店街は利用しない層が多数いることがわかる。

商店街を利用しない理由としては、「大型店やスーパーで用が足りる」「行きたい店がない」が中心だが、そのほかに中心市街地外の居住者からは「駐車場が少ない」との意見も比較的多くなっている。

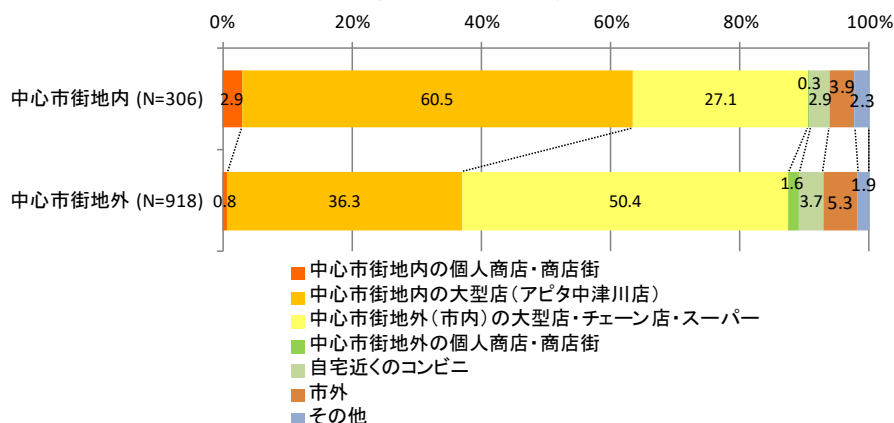
中心市街地へ行く頻度



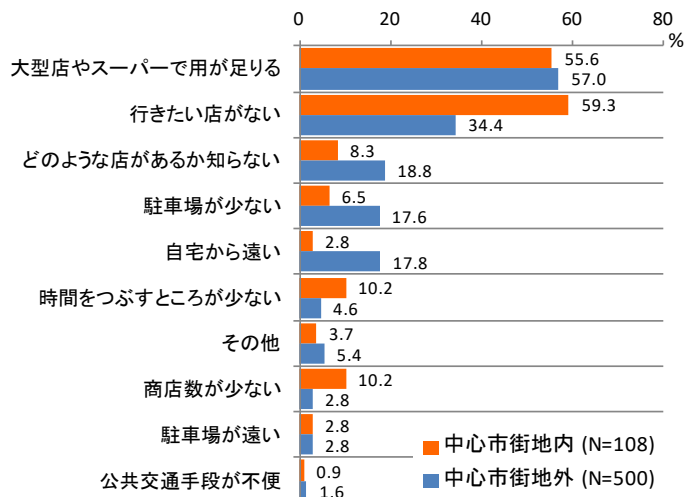
中心市街地の商店街を利用する頻度



普段の主な買い物場所



商店街を利用しない理由

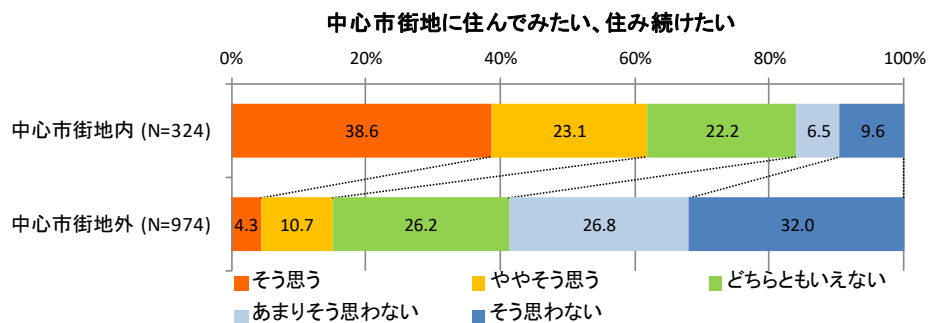
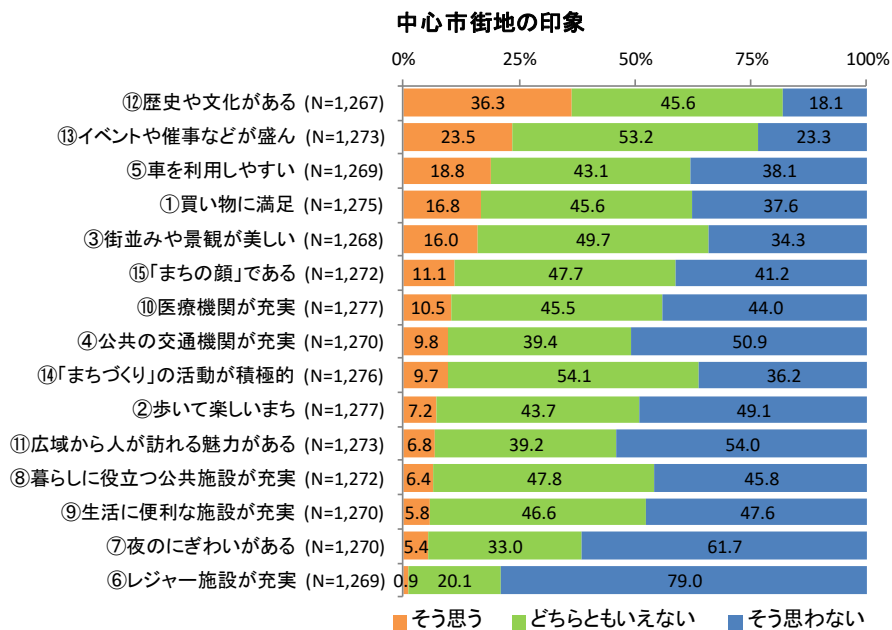
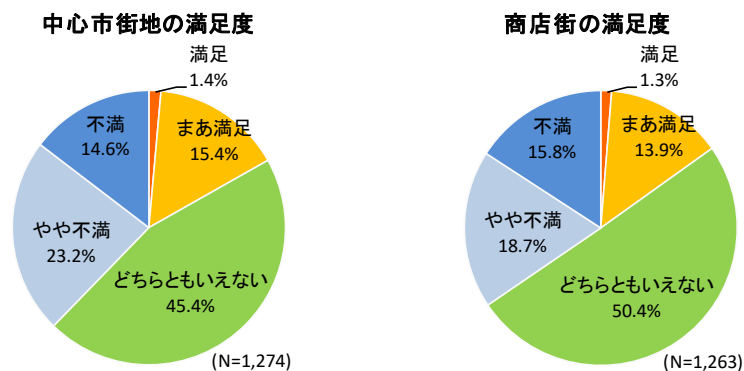


③ 中心市街地の印象・評価

中心市街地、商店街の満足度としては、ともに「どちらともいえない」が5割前後あるものの、満足（「満足」「まあ満足」の合計）よりも不満（「やや不満」「不満」の合計）と感じている人のほうが2倍以上、多い結果となっている。

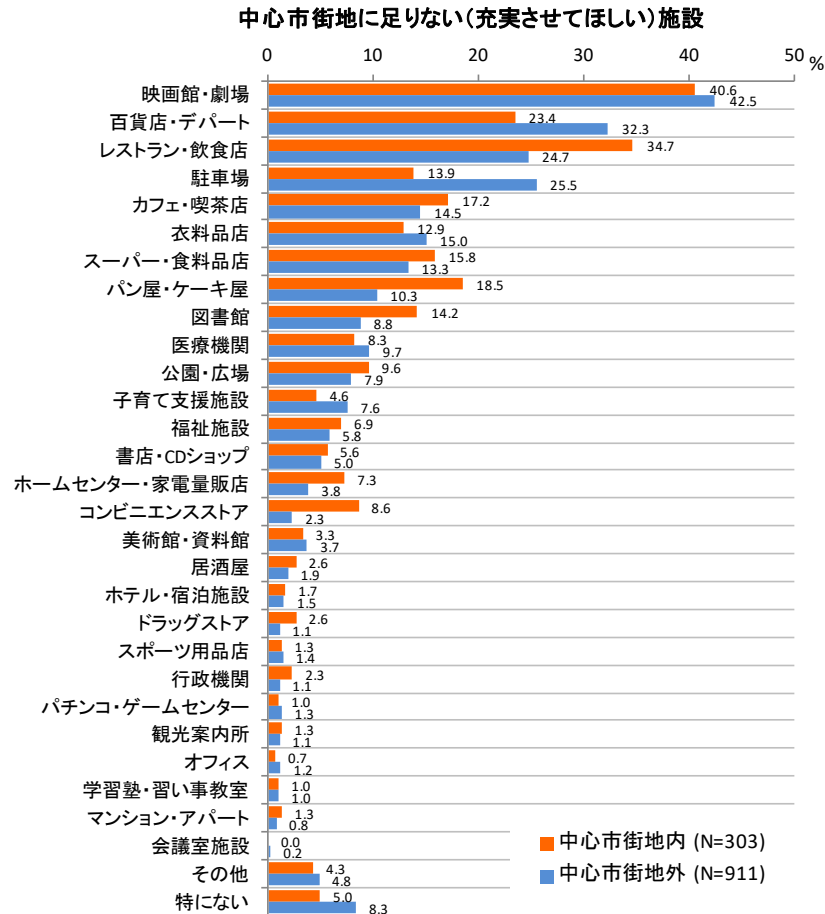
中心市街地の印象としては、「そう思う」が「そう思わない」を上回って評価が高くなっている項目は、「歴史や文化がある」の1つのみである。これは中心市街地内外に関わらず評価が高い。「イベントや催事などが盛ん」は「そう思う」と「そう思わない」が同程度。それ以外の項目では「そう思わない」が「そう思う」を上回っており、評価は低くなっている。

居住意向をみると、中心市街地内では居住意向がある割合が居住意向がない割合を大きく上回っている。一方、中心市街地外では傾向が逆転し、居住意向がない割合のほうが高くなっており、郊外の市民の居住地として評価は低い。



④ 中心市街地で充実させたい施設

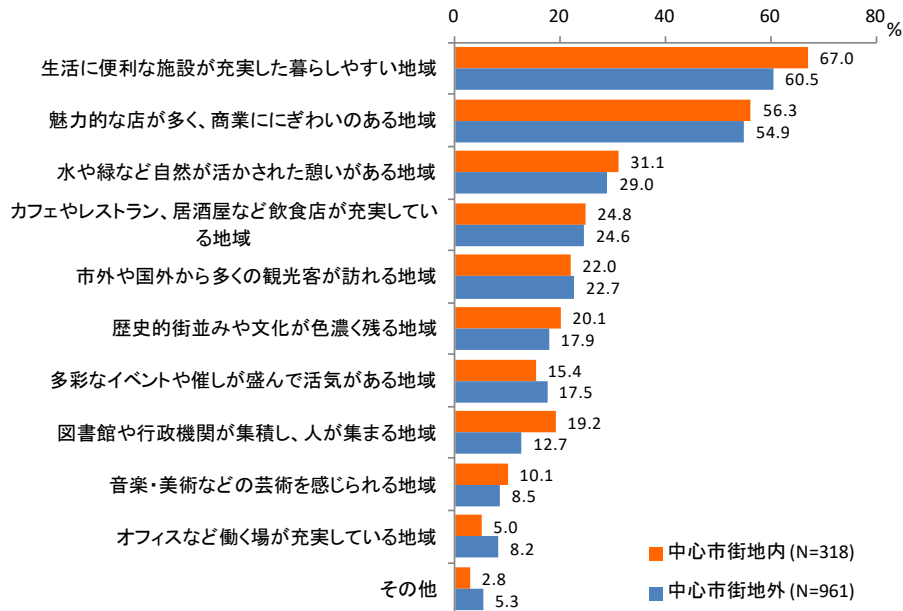
中心市街地に充実させてほしい施設は、「映画館・劇場」が第1位、「百貨店・デパート」が第2位、「レストラン・飲食店」が第3位、「駐車場」が第4位となっている。中心市街地内の居住者では、「レストラン・飲食店」、「パン屋・ケーキ屋」、「カフェ・喫茶店」が上位にあり、日常的に利用できる店舗へのニーズが高い。一方、中心市街地外の市民では、「駐車場」が上位に入り、郊外から自家用車でアクセスする人が多いため、ニーズが高くなっていると思われる。



⑤ 中心市街地の将来像

今後の中心市街地の姿としては、「生活に便利な施設が充実した暮らしやすい地域」が第1位、次いで「魅力的な店が多く、商業のにぎわいのある地域」が第2位となっている。生活利便施設の充実と商業のにぎわいの2項目のみが5割を超えており、市民が望む大きな将来像となっている。

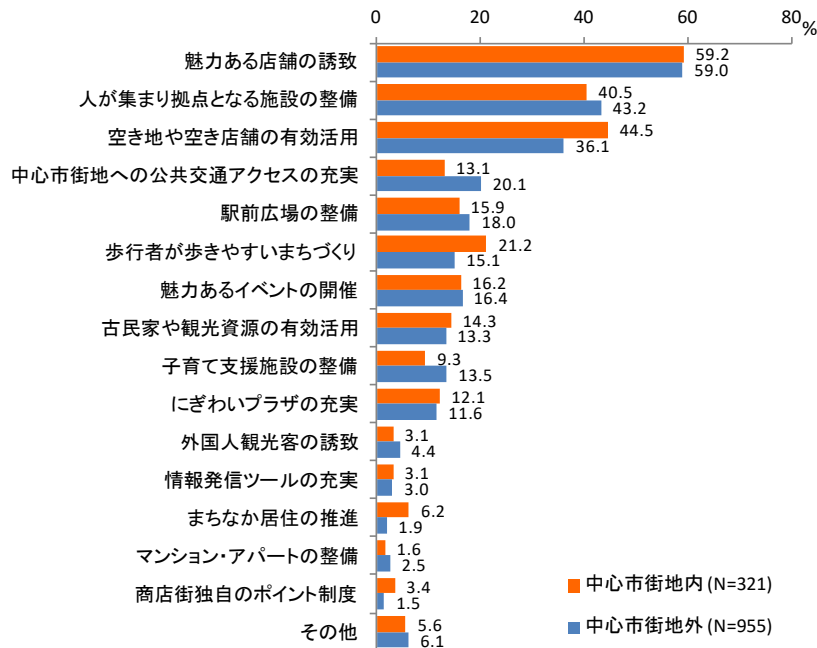
今後、中心市街地がどのような地域になればよいか



⑥ 中心市街地活性化のために必要な取り組み

中心市街地の活性化のために必要な取り組みとしては、「魅力ある店舗の誘致」が第1位で半数以上59.0%のニーズがあり、突出している。次いで、「人が集まり拠点となる施設の整備」が第2位、「空き地や空き店舗の有効活用」が第3位となっている。

中心市街地の活性化のために必要な取り組み



(2) 観光客・来街者の意向

外国人観光客も対象に調査を行った。観光客・来街者からの視点で中心市街地の評価を把握するため、中津川駅周辺でアンケート調査を実施した。結果は次のとおりである。

①実施概要

- ・対象…中津川駅周辺に来街した海外、市外からの来街者・観光客
- ・時期…平成 29 年 7 月 29 日（土）、8 月 5 日（土）10：00～16：00
- ・方法…中津川駅前広場、にぎわい特産館でのインタビューもしくは直接記入

回収状況

	7/29(土)	8/5(土)	合計
日本人	58	58	116
外国人	24	32	56
合計	82	90	172

②来街状況

観光客の住所をみると、日本人観光客では愛知県・岐阜県が多いものの、関東、関西まで広域に及んでいる。外国人観光客では、ヨーロッパ（フランス、イギリス、スペイン、オランダ、ドイツなど）、アメリカからの来訪がほとんどとなっている。

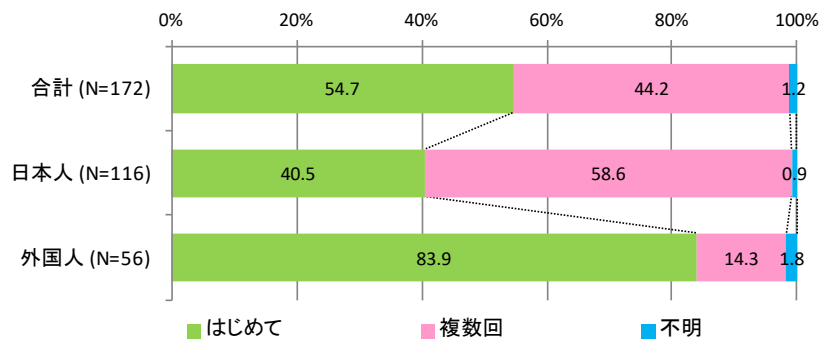
中津川を訪れた回数は、日本人の40.5%、外国人の83.9%が「はじめて」である。外国人観光客でも少数だが、2回以上のリピーターがみられた。

同行者としては、日本人では「ひとり」が最も多いが、外国人では、「家族」が最も多く、次いで「夫婦」「友人」となっており、ひとりでの来訪は少ない。

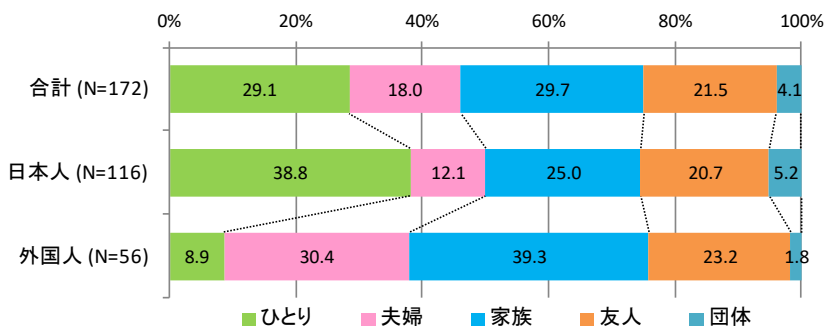
住まい（地域・国籍）

日本人観光客			外国人観光客		
都道府県等	件数	%	国	件数	%
愛知県	32	27.8	フランス	12	21.4
東京都	17	14.8	イギリス	10	17.9
岐阜県	10	8.7	スペイン	9	16.1
大阪府	10	8.7	オランダ	7	12.5
神奈川県	8	7.0	ドイツ	6	10.7
三重県	6	5.2	アメリカ	4	7.1
兵庫県	5	4.3	イタリア	2	3.6
京都府	4	3.5	ギリシャ	2	3.6
長野県	4	3.5	フィリピン	1	1.8
栃木県	3	2.6	オーストラリア	1	1.8
埼玉県	3	2.6	韓国	1	1.8
千葉県	3	2.6	スイス	1	1.8
山梨県	2	1.7	合計	56	100.0
静岡県	2	1.7			
広島県	2	1.7			
富山県	1	0.9			
大分県	1	0.9			
福岡県	1	0.9			
福島県	1	0.9			
イギリス	1	0.9			
合計	115	100.0			

中津川を訪れた回数



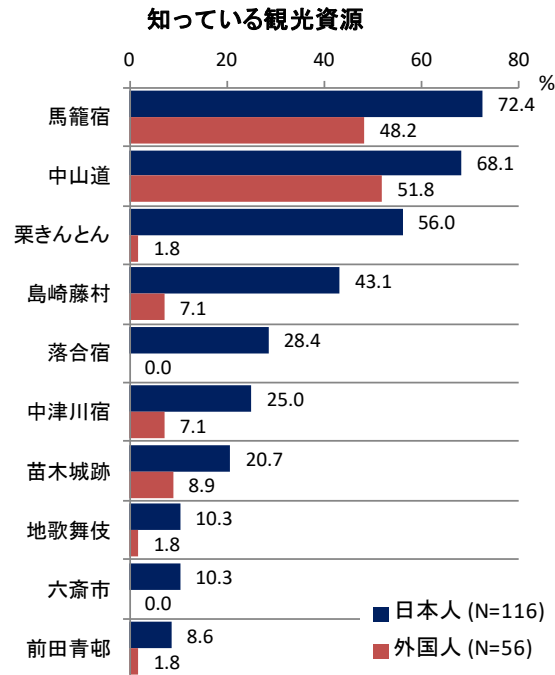
同行者



③観光資源の認知度

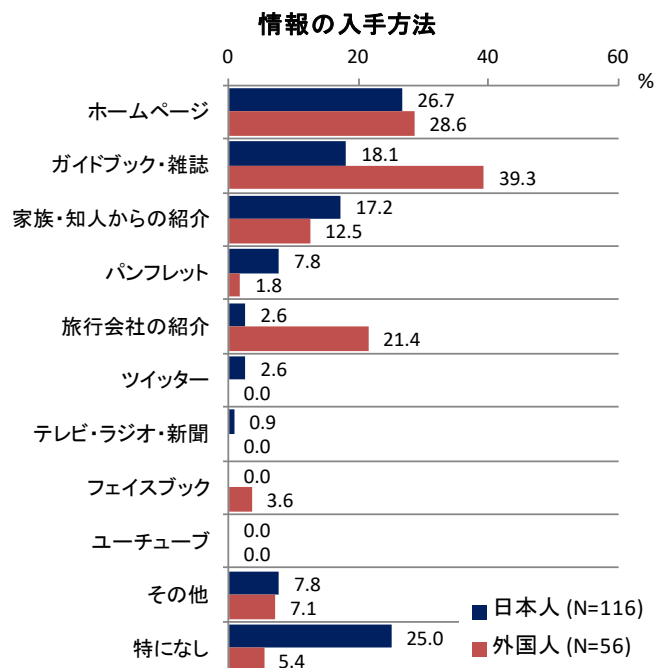
市内の観光資源の認知度としては、日本人は全体的に知っている数が多い。中でも「馬籠宿」「中山道」「栗きんとん」の認知度は半数を超えている。一方、「落合宿」「中津川宿」「苗木城跡」「地歌舞伎」「六斎市」「前田青邨」については、まだまだ認知度が低い。

外国人では、馬籠宿へ行く観光客が多いことから「馬籠宿」「中山道」の2つは認知度が高いが、それ以外の資源については、ほとんど知られていない。



④観光情報の入手手段

情報の入手方法としては、日本人、外国人ともに「ガイドブック・雑誌」「ホームページ」の2つが大きな情報入手方法といえる。

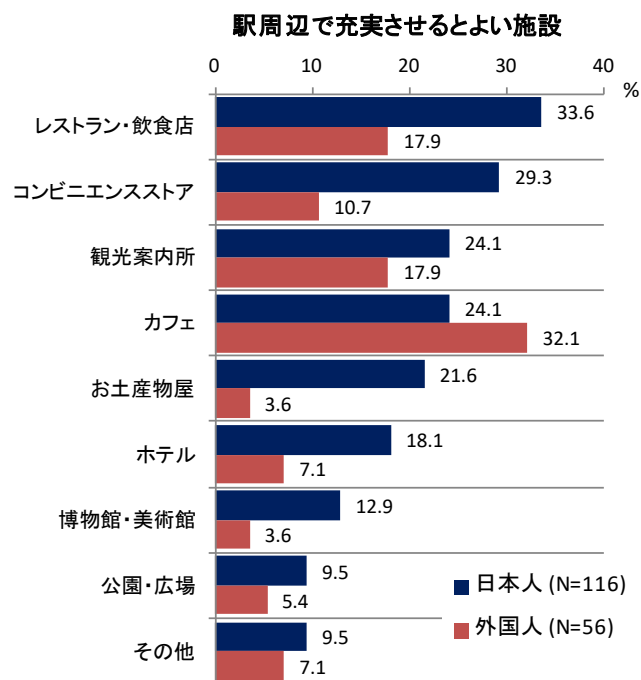


⑤充実させるとよい施設

駅周辺で充実させるとよい施設として、日本人では「レストラン・飲食店」が最も多く、次いで「コンビニエンスストア」「観光案内所」「カフェ」「お土産物屋」という順になっている。

外国人では、「カフェ」が最も多く、次いで「レストラン・飲食店」「観光案内所」となっている。

これら以外に、外国人からは、駅周辺のホテルを海外の旅行サイト (expedia、booking.com、tripadvisor など) に登録するべきである、どこでも Wi-Fi を利用できるとよい、マップやガイドがほしいなどの個別意見も寄せられた。



[4] これまでの中心市街地活性化に対する取組（前回計画等）の検証

(1) 旧計画の概要と評価

中津川市では、平成 11 年に旧計画（「中津川市中心市街地活性化基本計画」（平成 12 年度～21 年度））を策定し、「駅前周辺における顔づくり」「資源を活かしたイメージづくり」「人、モノ、情報溢れる商店街づくり」「人・環境に優しい街づくり」を基本目標に市街地の整備改善事業を中心に 46 の事業を設定した。

街路整備や電線類の地中化、駅前のダイエー撤退後の空きビルを利用した「にぎわいプラザ」の開設、空き店舗利用への助成などの事業を実施した。事業進捗率は 78%（36/46 事業）（平成 18 年度末現在）であり、ある程度整備効果を上げているものもあったが、一方で、駅前広場の再整備や旧ユニー跡地（新町ビル跡地）の活用、複合型共同店舗等の設置事業など、ほとんど進捗しない事業もみられた。

また、市主体の事業が多く、民間の関係者が実施する事業が少なかったため、地域や商店街を巻き込んだ取り組みが不十分であったことや、計画の数値目標が設定されておらず成果が不明確であったことなども反省点としてあげられた。

	事業数	実施数	実施率
市街地の整備改善事業	22	15	68.2%
商業の活性化事業	10	9	90.0%
その他	14	12	85.7%
合計	46	36	78.3%

(2) 前回計画の概要と成果

① 計画の概要

前回計画は、旧計画の反省と中心市街地の課題を踏まえ、中津川商工会議所、地域住民、商店街等が参加し議論を重ねたうえで、民間活力を中心に実施できる事業を取り入れた計画とし、平成 20 年に策定、同年 7 月に内閣府の認定を受けた。計画期間は平成 20 年 7 月から平成 25 年 3 月までとした。計画概要は以下のとおりである。

基本理念

「豊かな自然につつまれ、街道文化が息づき、安らぎがあり、いきいきとしたまち中津川」
 《住む人が住みやすく、市民や来訪者が楽しみ
 人と人をつなぐ、人・モノ・情報が集まるまち＝平成の中山道中津川宿の創造》

基本方針	中心市街地活性化の目標	目標指標	基準値 (H19)	目標値 (H24)	実績値 (H24)
商業活性化の推進	目標① 元気で活力あふれるまち	歩行者数 (平日・5地点計、人/日)	4,056	4,630	4,708
		商業店舗数 (店舗/年)	130	135	130
自らが誇れるまちの創出	目標② 豊かな自然と歴史や文化がきらりと光るまち	観光客入込数 (人/年)	324,300	360,000	233,200
快適に暮らすことのできる市街地の形成	目標③ 安心して便利に暮らせるまち	居住人口 (人/年)	3,310	3,400	3,070

②事業の進捗状況

33事業を計画し、平成25年6月時点で、完了が6事業、実施中が23事業、停滞中が3事業、未着手が1事業という状況となっており、全体的にハード事業、ソフト事業ともに一部事業を除き、計画に沿った実施がなされ、取り組みも概ね予定どおりに進捗してきた。

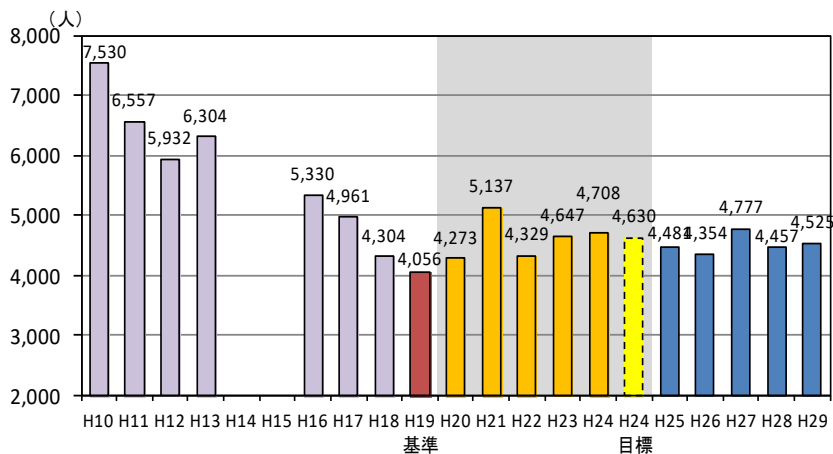
	事業数	完了	実施中	停滞	未着手
市街地の整備改善	7	5	1	1	0
都市福祉施設の整備	2	1	0	1	0
居住環境の向上	1	0	0	1	0
商業の活性化	22	0	21	0	1
その他	1	0	1	0	0
合計	33	6	23	3	1

③目標指標の達成状況

前回計画で掲げた目標指標「観光客入り込み数」、「中心市街地居住人口」、「中心市街地の歩行者数」、「商業店舗数」のうち、「中心市街地の歩行者数」は、「中山道中津川宿 六斎市」等各種イベントの開催や本町周辺の景観整備等により目標を達成したものの、「観光客入り込み数」及び「中心市街地居住人口」、「商店街店舗数」については、悪天候によるイベントへの影響や中心市街地共同住宅供給事業の停滞、さらに主要事業であった新図書館建設事業の中止が影響して、目標達成には至らなかった。

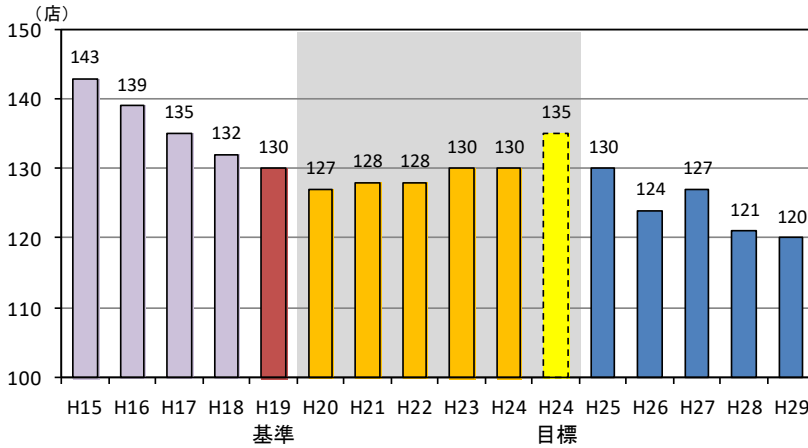
目標① 元気で活力あふれるまち

■歩行者数



	数値(人)
基準値(H19)	4,056
	↓
目標値(H24)	4,630
実績値(H24)	4,708
	↓
最新値(H29)	4,525

■商業店舗数



	数値(店)
基準値(H19)	130
	↓
目標値(H24)	135
実績値(H24)	130
	↓
最新値(H29)	120

【前回計画期間】

- ・毎月の六斎市など中心市街地でのイベント開催効果、市営駐車場の2時間無料化などの利便性向上、「おもてなし事業」による個店強化などにより中心市街地を訪れる人が増加し、歩行者数では目標を達成できた。
- ・一方、既存空き店舗の紹介や流通ポイント事業の展開により新規参入店舗を増加させることも目指したが、空き店舗対策のシステム化や流通ポイント事業が進まなかったことなどにより、商業店舗数の増加には至らず、目標は達成できなかった。
- ・主要事業の実施状況及び事業効果※

目標指標	主要事業名	実施状況	事業効果
歩行者数	市営駐車場改修事業	平成 21 年度耐震補強及びリニューアル工事を実施し、安全で利用しやすい駐車場としての整備が完了。	平成 22 年度の利用台数は増加するなど、中心市街地への来街者増加に寄与していると考えられる。
	旧ユニー跡地開発事業	未達成。旧ユニー跡地に建設を予定していた新図書館は事業中止した。	—
歩行者数	「にぎわいプラザ」利活用促進事業	「中津川市にぎわいプラザにぎわいアップ検討委員会」を定期的に開催し、各階の利活用促進の方策について検討してきた。平成 23 年度に1階に観光交流センターの整備とコミュニティホールの移設をした。平成 22 年度に設置したコミュニティオフィスに利用者増加につながる団体が入所した。	にぎわいプラザの利用について、市民や企業、近隣の自治体の住民にも周知され、認知が広がったことにより、利用者数の増加傾向につながった。

商業 店舗数	空き店舗対策事業	平成 22 年度に実施した空き家及び空き店舗調査結果を活用して、商工会議所や商店街連合会と協力し、出店希望者とのマッチングを図ることができた。	平成 23 年 9 月に空き店舗を活用して「まちなかステーションねこのて」が開設され、まちなかの子育て支援の中核施設として機能。店舗数減少を最小限に食い止めた。
	個店強化事業・流通ポイント事業	個店強化のためのセミナーを開催し、それぞれの店舗で独自の商品やサービスを提供できるよう推進を行い、顧客を獲得できた個店が増加。流通ポイント制度は、運営上の問題や地域性、予算等の関係で商店街として取組む意欲を醸成できず、事業構築に至らなかった。	独自の商品、サービスへの意識が向上した店舗が増えてきたが、流通ポイントでテコ入れができず、店舗数減少の抑制がかからなかった。

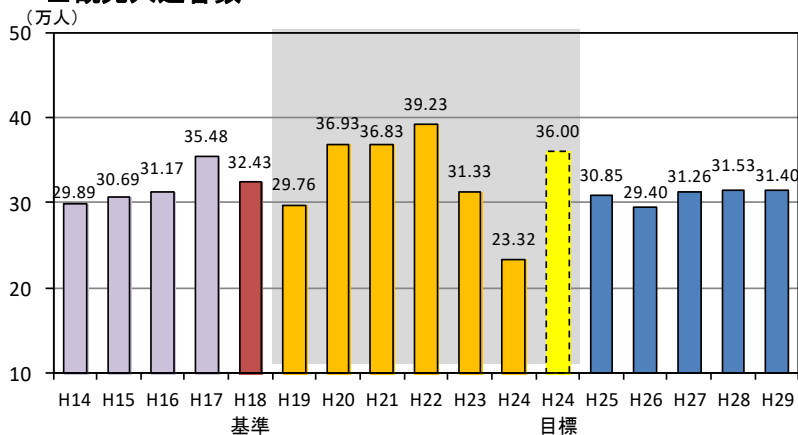
※認定中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップに関する報告（H25.6）から

【前回計画以降の状況】

- ・歩行者数で計画終了（平成 25 年）以降をみると、5 地点の合計値 4,500 人前後で前回計画期間からほぼ横ばいに推移しているが、地点で見ると、にぎわいプラザ東側以外は減少傾向にあり、まちなかへの歩行者の回遊性の鈍化が現れている。
- ・商業店舗数では、計画終了（平成 25 年）以降は、前回計画期間の微増傾向から一転して、廃業等の影響により減少に転じているため、早急な対策が求められる。

目標② 豊かな自然と歴史や文化がきらりと光るまち

■観光入込客数



	数値(人)
基準値(H18)	324,300
	↓
目標値(H24)	360,000
実績値(H24)	233,200
	↓
最新値(H29)	314,000

【前回計画期間】

・六斎市の開催により定期的に中心市街地に人を呼び込むことができ、それに加えて、整備した本町周辺の歴史的街並み景観、中山道歴史資料館、旧脇本陣森家などの観光拠点を六斎市と結び付けることで、市外からの集客にもつながった。

・しかし、目標年度のイベントは荒天による中止や縮小もあり、指標の数値自体が不安定な面もあった。最終年度の平成 24 年は、最大の集客数がある「おいでん祭」が雨天中止となり、大きく指標数値が低下した。

・主要事業の実施状況及び事業効果※

目標指標	主要事業名	実施状況	事業効果
観光客 入り込み数	旧中津川村庄屋肥田家保存公開事業	中山道中津川宿における肥田家は歴史的・文化的に最も価値の高い建築物で所有者との話し合いの結果、一部公開が可能となり、平成 21 年度まで観光客を集客することができた。しかし、平成 22 年度以降は所有者の事情により継続的な公開は困難となった。	—
	中山道中津川宿六斎市事業	天候により来場者の増減はあるが、荒天でなければ毎月市内外から 1 万人程度の来場があり定着している。各種ソフト事業との組み合わせによる相乗効果も高く、中心市街地への来街者が増加した。	市民が中心市街地へ足を運ぶ機会の増加に寄与した。

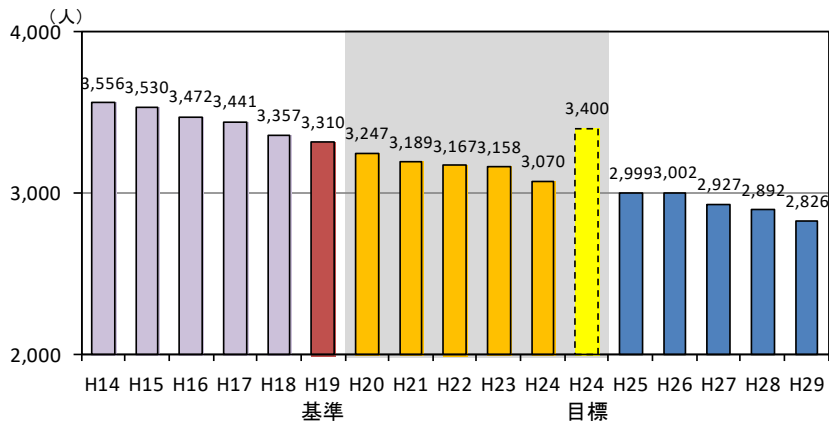
※認定中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップに関する報告（H25.6）から

【前回計画以降の状況】

・計画終了（平成 25 年）以降も、六斎市やおいでん祭など定型化したイベントの開催の継続により、観光客入込数は年間 30 万人前後を横ばいに推移し、前回計画の目標値であった 36 万人には届いていない状況である。そのため、インバウンドや市外からの観光客の取り込みに向けた新たな取組みや対応への期待が高まっている。

目標③ 安心して便利に暮らせるまち

■居住人口



	数値(人)
基準値(H19)	3,310
	↓
目標値(H24)	3,400
実績値(H24)	3,070
	↓
最新値(H29)	2,826

【前回計画期間】

・居住人口は、経済状況の悪化により、当初見込んでいた民間の共同住宅供給事業が中止となったため、減少傾向に歯止めがかからず目標値に至らなかった。

・主要事業の実施状況及び事業効果※

目標指標	主要事業名	実施状況	事業効果
居住人口	中心市街地共同住宅供給事業	当初計画されていた民間事業者による共同住宅を含む複合ビル建設事業計画が中止になったうえ、さらに追い打ちをかけるような経済情勢の悪化で市の財政状況にも影響があり、支援制度の創設ができなかった。	—

※認定中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップに関する報告（H25.6）から

【前回計画以降の状況】

計画終了（平成 25 年）以降も居住人口の減少は一貫して続いており、少子高齢化の影響により一段と速度を速めており、早急な対策が求められる。

民間事業者による共同住宅整備の実施を期待するニーズは高まっているものの、民間事業者を誘引するまとまった用地の確保などの動きもなく、居住空間の開発の動きは停滞したままの状態が続いている。

④前回計画とこれまでの総括

前回計画では、「六斎市」等のイベントの開催により中心市街地を訪れる人は確実に増加し、その効果が歩行者数の増加の目標達成に現れると同時に、中心市街地の周知も広がった。また、「おもてなし事業」による個店の強化により、来場者が個店の接客に対し好感を持てるとの意見も多く寄せられた。

しかし、それらが平時のリピーターとしての中心市街地利用につながっておらず、店舗数や歩行者数にも影響を及ぼしていると考えられる。計画終了後も歩行者数は伸びておらず、商店数は減少傾向にあり改善が見られない。

こうしたことから、空き店舗情報の提供によって新規参入を促進するとともに、個店の強化事業により商店街の魅力向上を進めていく必要がある。

観光入込客数も前回計画では目標に届かず、計画終了後も横ばいで推移している。イベント自体の集客力にも限界が見えはじめているが、大きな効果をあげているイベント及び市外からの集客に効果のある観光施設の利用は、中山道という歴史的資産の活用による活性化策として、今後ブラッシュアップが望まれる。また、各イベントの推進運営の見直しや出来る限り各商店が顧客対応にあたれるような工夫が求められる。

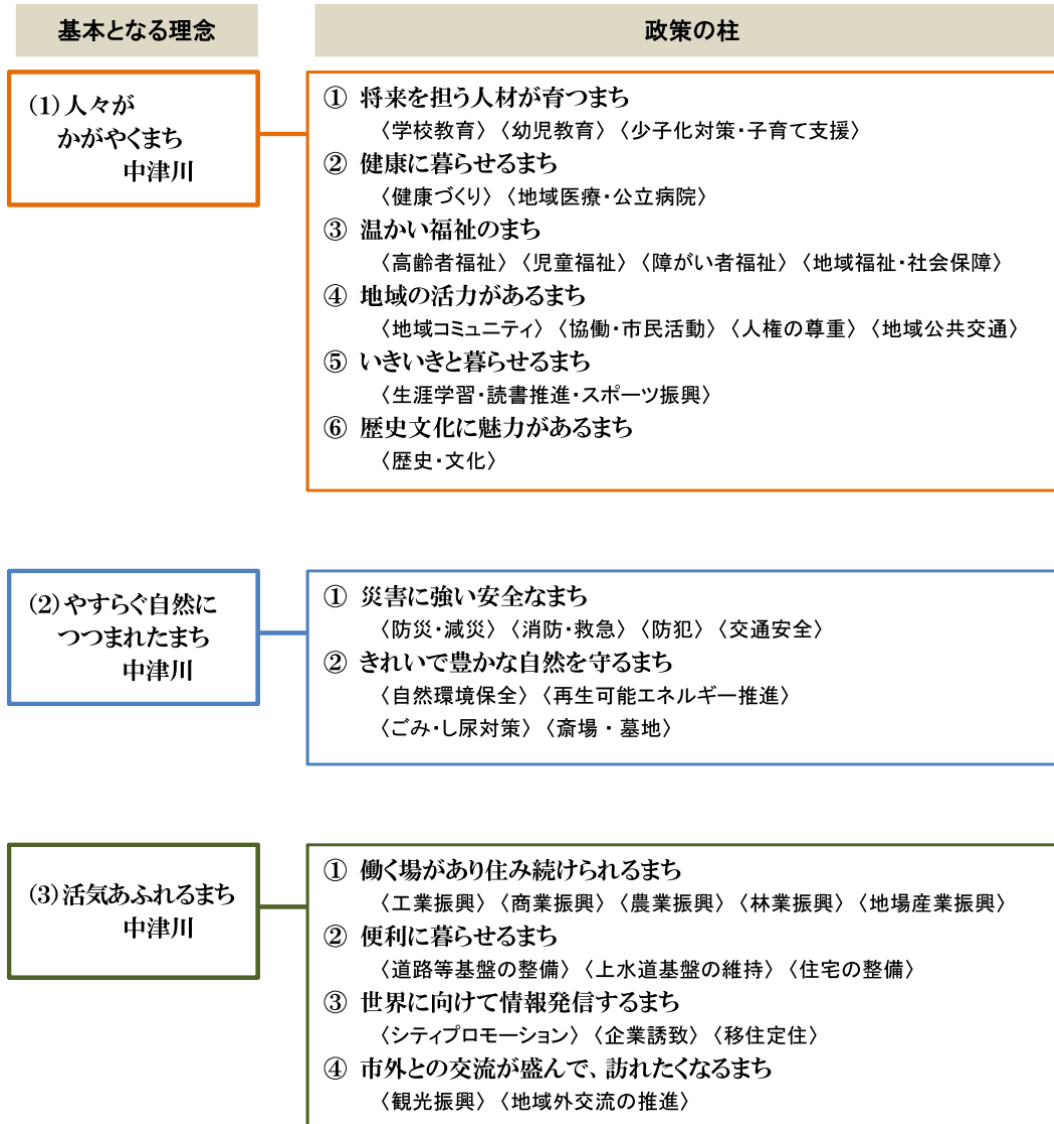
居住人口については、当初計画の複合ビルの建設計画が中止となったため、共同住宅供給事業の制度創設ができなかった。また、中心市街地内の空き家情報の収集、空き家を活用したまちなか居住の可能性を探る取り組み等を検討したが、経済状況の悪化により有効な施策が構築できていない。計画終了後も居住人口の減少が続いている状況にあっては、商店街や商工団体、地域住民と協力して、空き家の有効活用や福利機能の導入と充実を進めつつ、居住促進に結びつく施策構築を急ぐ必要がある。

[5] 関連計画等の動向・位置付け

(1) 上位関連計画

① 総合計画

上位計画にあたる中津川市総合計画（平成 27 年度～令和 8 年度）においては、目指す将来都市像として「かがやく人々 やすらげる自然 活気あふれる 中津川」を設定し、そのもとに 3 つの理念を掲げ、政策を体系化している。中心市街地の活性化については、「働く場があり住み続けられるまち」の施策として位置付けられている。



＜中心市街地活性化に関する主な内容＞

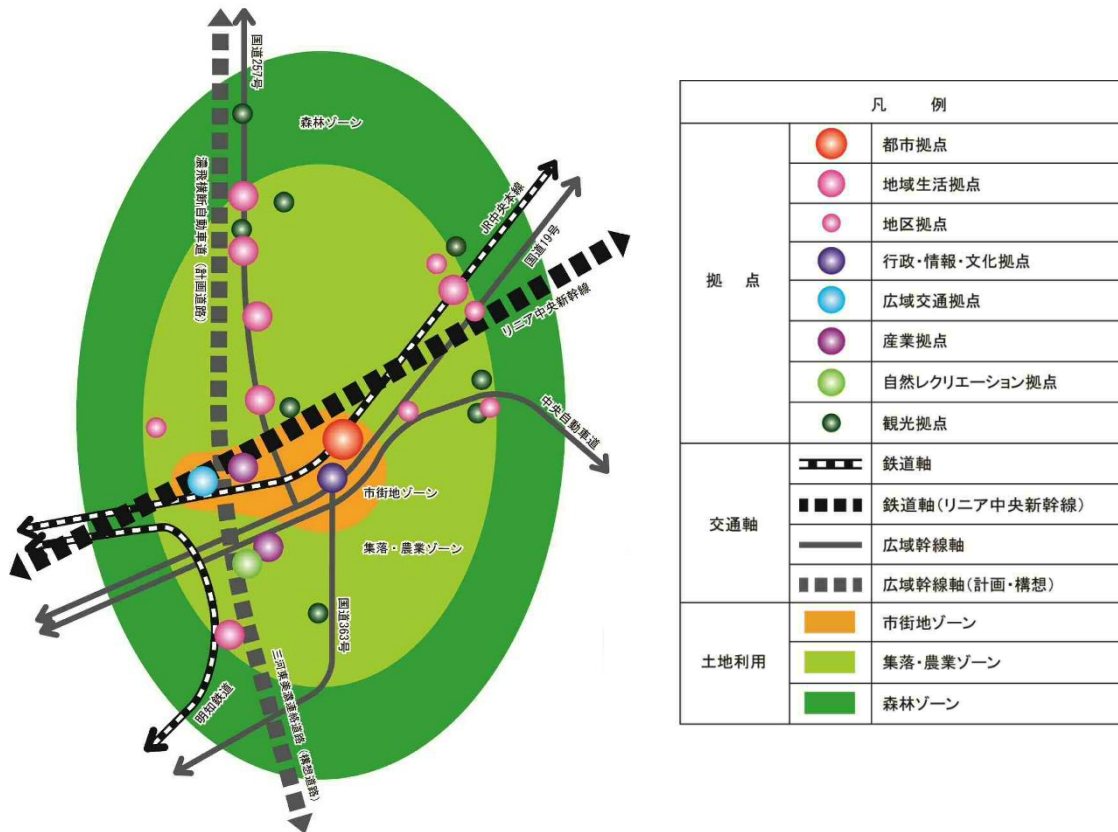
- ・ 中心市街地活性化基本計画の検証による効果的な取り組みの重点的な展開、イベントと連動した安定的な集客活動や集客力をもった個店づくり等を支援する。
- ・ 公共用地の利用と民間活力の活用を促進するため、にぎわい広場など中心市街地内にある公共資産を活用し、人が集まる施設の整備や、旧中山道の歴史資産や特産品である和菓子などとあわせ、新たな魅力として取り組んでいるご当地グルメなどを活かした交流人口増加策の推進、老朽施設の見直し、公共施設の活用、民間活力を利用した施設整備、集合住宅整備などによる定住人口増加策などの検討を進める。

②都市計画マスタープラン

関連計画にあたる、中津川市都市計画マスタープラン（平成27年3月策定）においては、持続可能なまちづくりに向けて、「多拠点ネットワークによる集約型都市構造」を目指すこととしている。

また、将来都市構造の基本的な方針として、JR中津川駅を核とする中心市街地のエリアは、商業・業務機能の集積を図り、本市の顔として中心的な役割を担う「都市拠点」と位置付け、また、リニア駅周辺のエリアは、「広域交通拠点」として位置付け、「都市拠点」との連携・機能分担を図りながら、共に都市機能を効果的に発揮できるまちづくりを推進するとしている。

将来都市構造の概念図



拠点	方針
都市拠点 (中心市街地)	<ul style="list-style-type: none"> 本市における産業・経済の拠点、また、東濃圏域における中心都市の拠点として、広域的な核となる施設の集積を推進する。 本市の顔として、「魅力」・「快適」・「活力」・「安全・安心」が感じられるアメニティの高い、多様な都市機能を集積するとともに、「広域交通拠点」との連携を強化することで、交流の活性化、賑わいの創出を図る。 安全・安心で快適な都市空間の形成を目指し、都市基盤の整備改善を図るとともに、歴史・文化的資源の保全・活用により、観光振興を図る。
広域交通拠点 (リニア駅周辺)	<ul style="list-style-type: none"> 産業、観光等の面において、市町村・圏域・県域を越えた広域的な交通結節点としての整備を推進し、新たな交流拠点の形成を図る。 リニア駅及び交通広場の整備と併せて、在来線や路線バス等への乗り継ぎ利便性を確保するとともに、「都市拠点」との連携・機能分担を図りながら商業機能等をコンパクトに配置し、岐阜県の新たな東の玄関口としての機能整備を推進する。

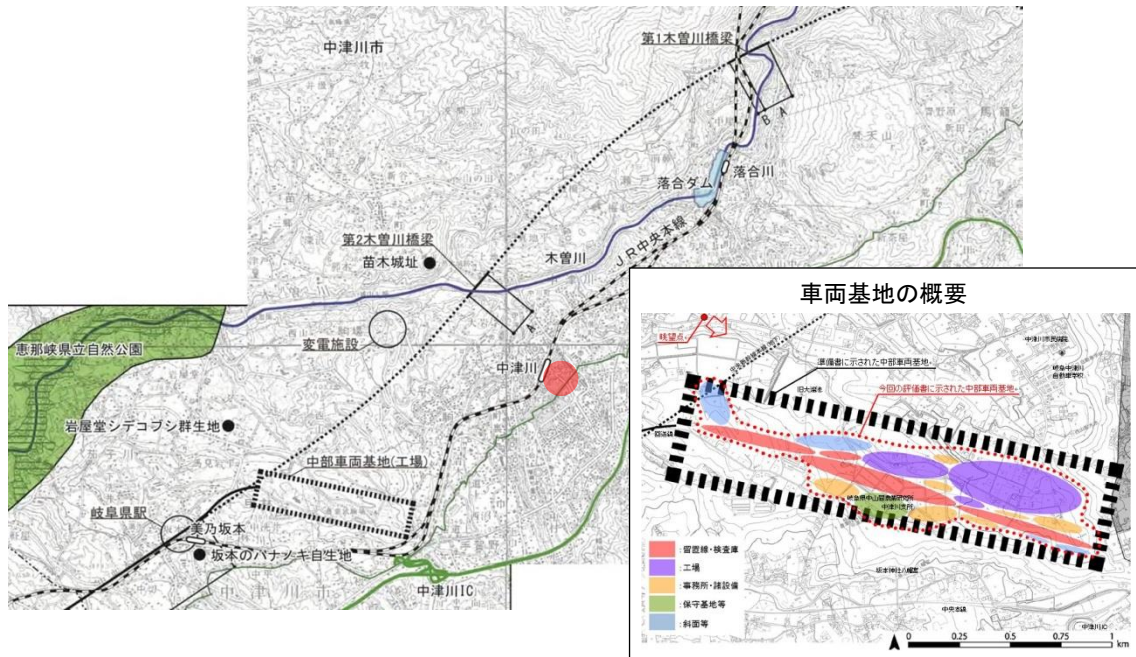
(2) リニア中央新幹線関連の動き

①中央新幹線計画の概要（リニア岐阜県駅、中部車両基地）

JR東海の評価書によると、中津川市内の路線は、長野県境から南西方向にほとんどをトンネルで進み、地上にて千旦林地区に設置する中間駅（岐阜県駅）に至るルートが計画されている。岐阜県駅は美乃坂本駅の西側につくられる。また、中部車両基地も千旦林地区の丘陵地に計画されている。

リニア開業後のアクセス時間は、岐阜県駅—品川駅間が約 60 分、岐阜県駅—名古屋駅間が約 15 分となっている。現在はそれぞれ約 160 分、約 50 分であるため大幅に短縮される。

路線概略



資料：中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書（東海旅客鉄道株式会社、H26.4）

岐阜県駅周辺整備概略

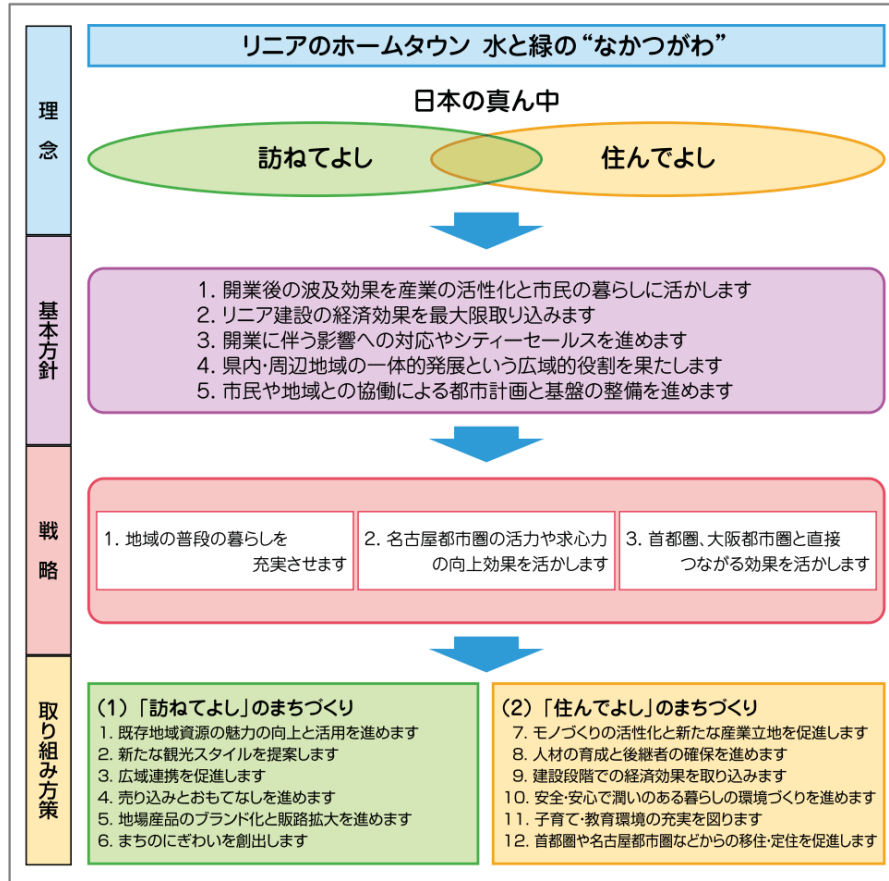


資料：リニア岐阜県駅周辺整備概略設計（岐阜県、H28.3）

②市の取り組み

○リニアのまちづくりビジョンの策定（平成 25 年 8 月）

リニアの開業をまちづくりに活かし、本市が持続的に発展するため、また駅が立地するまちとして県全域や県外の周辺地域へ波及効果を行き渡らせるために、リニア時代を見据えたまちづくりの基本的な考えや施策の方向性を示したビジョンを策定した。



○リニア岐阜県駅周辺土地区画整理事業（平成 29 年 4 月都市計画決定）



③期待される効果

※「リニアのまちづくりビジョン」より抜粋

■リニアがもたらす波及効果

ア) リニア駅設置による波及効果

- 市民の利便性の向上と行動範囲の拡大効果
- まちづくりにもたらす波及効果
 - ・移住定住の促進の可能性
 - ・新たな産業などの立地の可能性
 - ・観光客など来訪者の増加の可能性

イ) リニア車両基地立地による波及効果

- 雇用の増加
- 従業者の定住化
- 関連産業の立地の可能性
- 市内企業などへの波及効果
- 産業観光施設としての活用

ウ) その他の波及効果

- 本市の知名度のアップ
- 建設工事に伴う波及効果

■リニアがもたらす変化

- 地域構造の変化
- 名古屋都市圏と一体となった発展
- 首都圏・大阪都市圏との直結による新たな可能性

[6] 中心市街地活性化の課題

現状分析や市民・事業者等の意向、前回計画の評価等を踏まえて、中心市街地の課題を整理する。

① 継続する課題

● 商業店舗の減少

前回計画以降、個店の努力、新規店舗の出店はあるものの、経営者の高齢化や後継者不足などによる廃業の影響により、全体の営業店舗数は減少傾向にある。併せて商品販売額も低下し、空き店舗や未利用地も増加している。平成 26 年度以降減少の傾向は若干強まっており、中心市街地内の高齢化率を考慮すると、早期に対応が必要な状況にある。

● 観光客の入込数の横ばい

前回計画以前から続いている定例のイベントは毎年安定した集客を続けるが、イベントのマンネリ化などが課題となり、観光客数を大きく増加させていく効果は限定的となっている。イベント以外では、前回計画で整備した歴史的街並み景観をはじめ、趣きのある町家や史跡などの地域資源も数多くあるものの、こうした資源を観光に十分活用できていない状況にある。

● 居住人口の減少

前回計画中でも減少が続いていた居住人口は、計画終了後も減少が続いており、その速度は弱まる気配が見られない。少子化、高齢化に加え、若者の進学や就職に伴う転出、ファミリー一層の郊外転出など様々な要因が考えられる。人口減少に伴い、空き家、空き地も増え、土地建物の活用が停滞するなど市街地環境の悪化が懸念されている。

● 都市福利機能の不足

現状、中心市街地には市民の生活を豊かにするための都市福利施設が集積しているものの、いずれの施設も駐車場の収容台数やアクセス利便性が十分でなく、かつ老朽化という課題もあり、利用が十分に進んでいない状況にある。前回計画では定期的なイベント開催等により来街者の中心市街地への誘導を進めてきたが、市民アンケートでは中心市街地に子育てや福祉などの「暮らしに役立つ公共施設の充実」、「生活に便利な施設の充実」に対する満足度が低いなど、日常の市民生活や活動に根ざした機能が不十分との意見が多く寄せられている。

● にぎわいの核となる施設の不在

前回計画の主要事業であった新図書館建設事業が中止されて以降、現在まで新町ビル跡地は有効な活用が図られておらず、中心市街地のにぎわい創出の障壁となっている。前回計画終了後、新施設の検討を進め、にぎわい創出に資する早急な事業化が求められている。

②新たな課題

●まちの担い手不在

近年はイベントを中心に活性化に取り組んできたが、イベントは中心市街地に人を呼び込む有効な手段ではあるものの、高齢化や居住人口減少、空き地や空き家の増加、町家の地域資源の未活用などまちづくりの課題の根本的な解決に直結するものではない。民間主導で自主的かつ継続的ににぎわい創出やまちづくりの課題解決に取り組む「まちづくり会社」が地域や各関係主体と密に連携して、中心市街地のマネジメントや活性化につながる企画を展開していくことが求められている。

●インバウンドの増加

近年のインバウンドの拡大により、馬籠宿では外国人観光客が急増し、新たな出店や地域が一体となった稼げるまちづくりへの動きが現れている。中心市街地でも、中津川宿の歴史的街並みや中山道歴史資料館、町家などの歴史資源は豊富であるが、インバウンド客は駅前を馬籠宿へ向かうバスの乗降に利用するのみで、まちなかへの回遊にほとんどつながっていない。歴史資源の価値の創出と情報発信、商店街などの受入れ環境が不十分であることが大きな原因と考えられる。

●リニア開業を好機と捉えた準備

2027年のリニア中央新幹線の開業により、本市は首都圏・名古屋都市圏と直結し、短時間で往来できるようになる。その地理的優位性や車両基地の設置と相まって、観光、産業、雇用や定住など幅広い分野で様々な人の交流の可能性が広がり、商工業や観光事業、企業誘致などの産業活動、さらに移住定住につながる大きな「好機」と捉えている。

中心市街地は、リニア開業後も「まちの顔」として商業の集積を図り、にぎわいや市民生活の拠点としての役割を引き続き担っていくことが「リニアのまちづくりビジョン（H25）」でも位置付けられている。

その実現のためには、中心市街地の商業、観光、住宅などの各分野において民間事業の活発化が必須であるが、まずは準備段階として現状の停滞感を払拭し、民間事業者の関心を惹きつける取り組みが求められている。

③課題の整理

以上の状況から、現在の中心市街地の課題を整理すると以下の3点に整理できる。

課題1 空き店舗等を活用した多様な店舗が存在する商業空間の創出

- ← 商業店舗の減少
- ← 担い手不在
- ← リニア開業を好機と捉えた準備

郊外における大型店の出店による影響や店主の高齢化と後継者不足などによる相次ぐ中心市街地の商業店舗の廃業により空き店舗や空き地が増加し、それとともに中心市街地の**商業による吸引力とにぎわいが弱まっている**。前回計画のようにイベント頼みでは効果は大きく期待できないため、本来の商業面での魅力を高め、集客を増やしていくことが重要である。

まちづくり会社が中心となった空き地や空き店舗を活用し、多様な商業店舗の出店を促進させる取り組みを軸にして、伸び悩みが続く六斎市などまちなかイベントの活性化や個店強化を図り、**魅力的な商業空間として経済活力を維持向上させていくことが必要**である。

課題2 地域資源となる町家などを活かしたまちなかへの観光客の取り込み

- ← 観光客の入込数の横ばい
- ← インバウンドの増加
- ← リニア開業を好機と捉えた準備

馬籠宿でのインバウンドは拡大しているものの、中津川宿をはじめ中心市街地への観光客の入込数は外国人観光客を含めて、横ばいで推移している。前回計画で整備した街並み景観も規模とインパクトでは十分な価値が発揮できておらず、未だ活用や情報発信されていない町家や古い史跡等も多く残っている。これら**歴史観光資源をブラッシュアップし活用**するとともに、飲食・小売・旅館業等の新規出店、個店での誘客やおもてなし強化などに取り組み、三宿（中津川宿・落合宿・馬籠宿）が連携して**知名度を高め、観光面でのにぎわい創出と経済効果を図る**ことが求められている。

課題3 人々の交流が生まれる中心市街地の形成

- ⊕ 居住人口の減少
- ⊕ 都市福利機能の低下
- ⊕ にぎわいの核となる施設の不在
- ⊕ リニア開業を好機と捉えた準備

中心市街地の居住人口の減少により、空き地・空き家が増加しているうえ、商業活力の低下、都市福利施設の利用の不便さや老朽化なども重なり、市民の居場所や活動を支える場としての魅力が低下し、評価として市民満足度は高くない。

商業空間の創出と合わせて、都市福利機能の充実を望む市民ニーズに応えた生活利便や暮らしに役立つ施設等をハード・ソフト両面から充実を図ることで、利便性が高く、中心市街地以外の**市民も利用・滞在しやすい中心市街地を形成していく**ことが必要である。

中心市街地の**交流人口の増加とにぎわいが将来的な居住ニーズを押し上げていく**要素と考えられることから、こうした将来の居住ニーズに応えるべく、空き家・空き地の活用に向けた所有者との協議や共同住宅整備の誘導のための土地の集約化など、不動産の流動性を高めて民間の参入意欲を高めていくことが求められる。

[7] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）

前回計画の評価と課題、さらに中長期的な上位関連計画等を踏まえ、中心市街地活性化の基本理念と基本方針を設定する。

（1）基本理念

本計画では、リニア中央新幹線の開業を見据え、空き店舗や空き地などを活用して、多様な商業店舗の出店を促進して商業を活性化させ、各種イベントの集客効果と相まって魅力ある商業空間を形成していく。

また、市民が日常的に集う中心市街地とすることにより、交流人口の増加とにぎわいの継続を生み出し、地域資源を活かした集客との相乗効果により、中心市街地の商業面、観光面、交流面での価値を向上させる。これにより居住促進に関わる民間事業者の参入意欲を高め、居住人口の増加に向けた活性化の良好で力強いサイクルを築いていく。

このような活性化を自主的・自立的に担うまちづくり会社が事業実施の中心になり推進することにより、持続的な活性化を実現していく。

〈基本理念と基本方針〉

インバウンドの増加やリニア開業による人の交流の本格化を見据え、これまで培ってきた人々の暮らしや地域のつながり、商業的なにぎわいを魅力的な商業空間の創出や都市機能の充実などによって維持・発展させるとともに、歴史文化を有する宿場町として歴史文化資源を磨き直し、改めて観光施策に力を入れていく。

まちづくり会社を中心に新たな民間参入を獲得し、「官から民」への転換を進め、中心市街地の関係者が一体となって取り組みを進めることで、商業のまちを再興し、市民や観光客が集まり、日常の生活や活動の場としてまちのにぎわいを取り戻し、その魅力を次世代へ引き継いでいくことができる。

そこで、中心市街地活性化の基本理念を次のように設定し、「商業」、「観光」、「交流」の3つの分野に基本方針を立て、活性化の取り組みを進めていく。

【基本理念】

人をつなぐ、
地域をつなぐ、
未来につなぐ中心市街地

(2) 基本方針

基本理念を実現するための、課題から導いた活性化に向けた方向性をもとに3つの基本方針を設定する。

基本方針1

魅力と活気あふれる「商業のまち」

商業が集積する地域特性を活かしてにぎわいの基盤となる商店街の活性化を進めるため、空き店舗や空き家等を活用して新たな開業のチャレンジやにぎわいの好循環につなげ、誰もが立ち寄りたくなる魅力的で活力ある商業のまちづくりを目指す。

基本方針2

歴史と文化を伝える「観光のまち」

リニア開業を見据えて、往時の面影を残す宿場町の地域資源を顕在化させ、魅力ある施設などを観光資源として活用することで、エリアとしての価値を高め、誇れる歴史文化を未来につなぐとともに、観光客の回遊する観光のまちづくりを目指す。

基本方針3

潤いと生きがいを育む「交流のまち」

子育て支援や生活をいきいきとさせる活動が盛んに行われる交流エリアとして快適性や利便性を高め、幅広い年齢層がつながりを強め、周辺地域からの流入人口増加につながるまちなかの居場所づくりを目指す。

2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

JR 中津川駅を中心とした区域は、商業施設が集積するほか、公共施設や市民生活に密着した施設が点在しており、経済的な面でも、都市機能の面でも中心的な役割を果たしている。

歴史的にも中津川市は中山道の木曾十一宿の出入口に位置し、古くから街道交通の要衝であり、戦国時代初頭の動乱に備えるための苗木城を木曾川右岸に築城したことでわかるように、美濃、三河、尾張や飛騨、信濃への街道交通の要衝として位置した「中津川宿」として栄え発展してきたところである。

これらの事由から中心市街地は、JR 中津川駅を含む旧中津川宿を中心とした区域とする。



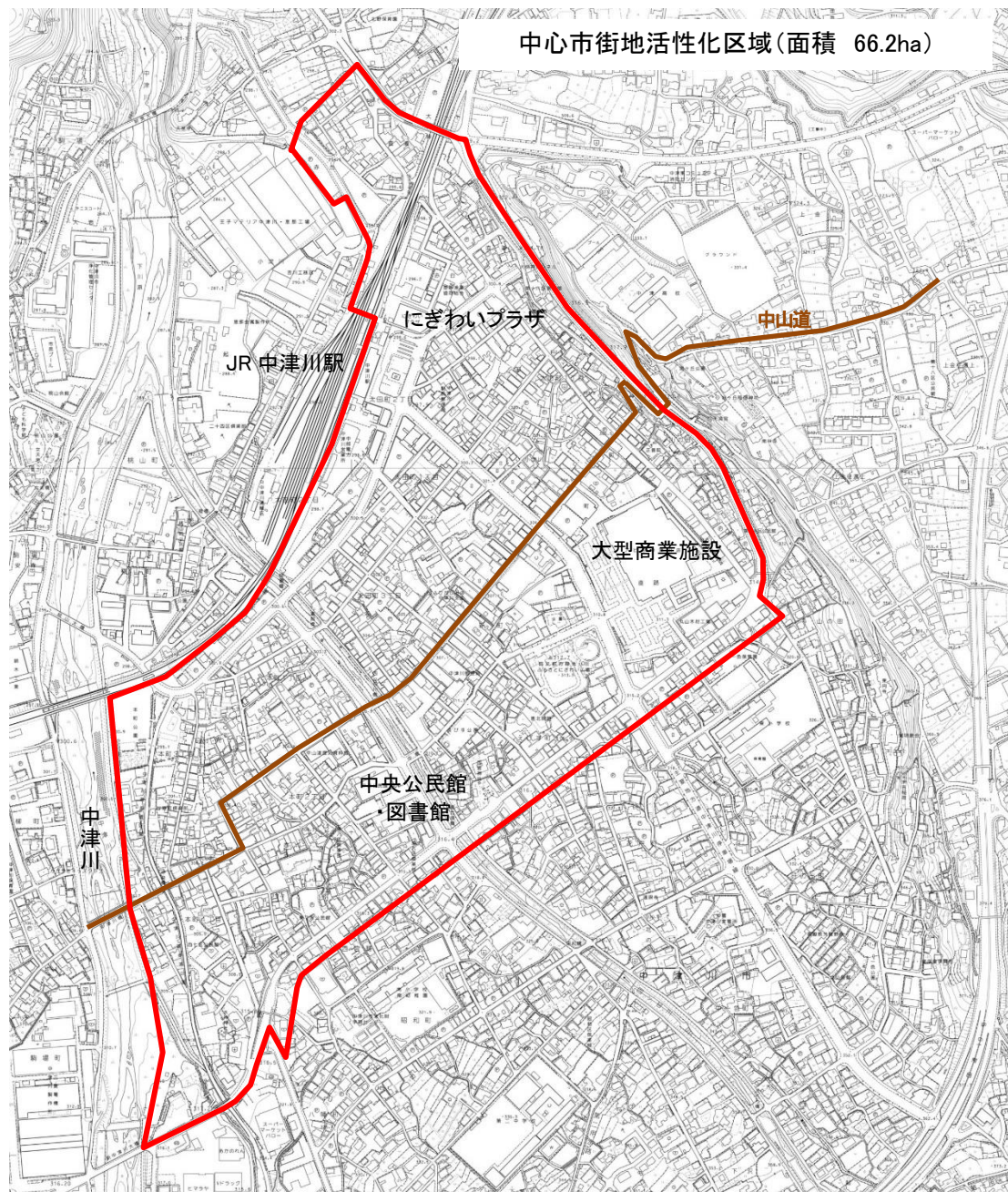
[2] 区域

(1) 区域設定の考え方

本計画の区域は、前回計画の区域と同一とし、北はJR中央本線と都市計画道路赤台・苗木線・水路、西は中津川、東は三五沢松源寺線、南は近隣商業地域と第一種住居地域の境界で囲まれた下図の66.2haの区域とする。

この区域は、都市計画において商業地域・近隣商業地域として用途地域指定され、商店街や大規模商業施設、金融機関をはじめとする商業施設が広がっている商業エリアである。JR中津川駅や駅前のバスターミナル、中央公民館、図書館、にぎわいプラザなどの公益施設も集積するエリアである。また、中山道が横断しており、本町中山道地区を中心に歴史的街並みを残し、観光集客にも期待できるエリアである。

商業、観光、公益など様々な機能が集積するため、このエリアを活性化することが市全体の発展にも有効であるといえる。



[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明

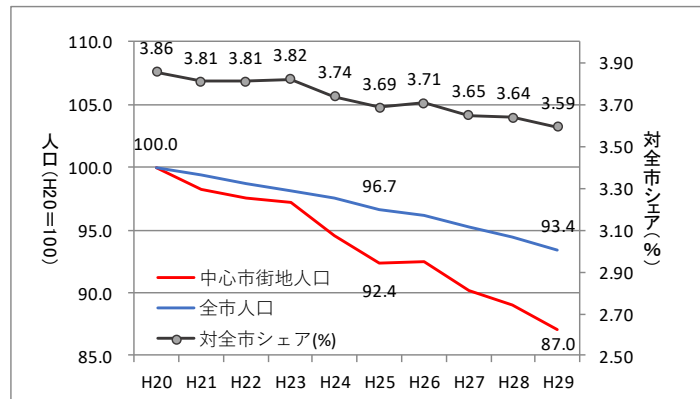
要件	説明																				
<p>第1号要件</p> <p>当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>①商業の集積</p> <p>中心市街地内の卸売・小売業事業所数・従業者数の全市に対するシェアはともに、17%前後となっている。全業種のシェア（事業所数 12.8%、従業者数 10.1%）、人口シェア（約3%）よりも高い。また7つの商店街組織が形成されており、金融機関、ホテルなどの宿泊施設、サービス業といった商業施設が集積している。</p> <table border="1"> <caption>商業集積のシェア推移 (H21～H26)</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H21</th> <th>H24</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所数(全産業)</td> <td>13.5%</td> <td>13.4%</td> <td>12.8%</td> </tr> <tr> <td>従業者数(全産業)</td> <td>11.1%</td> <td>9.7%</td> <td>10.1%</td> </tr> <tr> <td>事業所数(卸・小売)</td> <td>17.7%</td> <td>18.8%</td> <td>17.5%</td> </tr> <tr> <td>従業者数(卸・小売)</td> <td>17.7%</td> <td>19.7%</td> <td>16.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>②公益機能等の集積</p> <p>中心市街地には、市役所行政機能の一部と市民交流機能が入るにぎわいプラザや中央公民館、市立図書館などの生涯学習・文化施設も立地するなど、中心市街地には公益的な都市機能が集積している。</p> <p>③公共交通の拠点</p> <p>市内には4つのJR駅（無人駅含む）が配置されているが、その中で最も乗降客数が多い中津川駅が中心市街地内にあり、年間約125万人が乗降し、通勤・通学、買い物や観光の交通手段として利用されている。</p> <p>バス路線についても、中津川駅を起点に郊外の地域をはじめ、市民病院や大学、主要企業、公共施設を結ぶように路線網が形成されている。また長距離バス（新宿行き）も発着している。</p>	項目	H21	H24	H26	事業所数(全産業)	13.5%	13.4%	12.8%	従業者数(全産業)	11.1%	9.7%	10.1%	事業所数(卸・小売)	17.7%	18.8%	17.5%	従業者数(卸・小売)	17.7%	19.7%	16.6%
項目	H21	H24	H26																		
事業所数(全産業)	13.5%	13.4%	12.8%																		
従業者数(全産業)	11.1%	9.7%	10.1%																		
事業所数(卸・小売)	17.7%	18.8%	17.5%																		
従業者数(卸・小売)	17.7%	19.7%	16.6%																		

第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

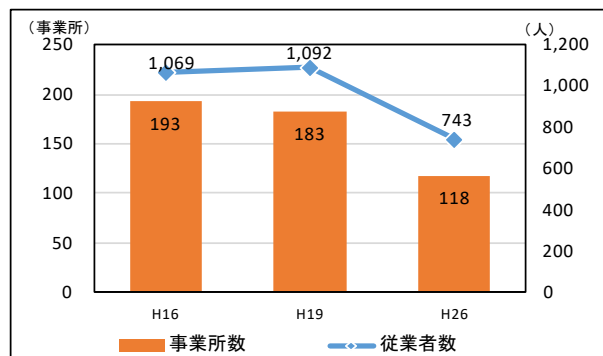
① 居住人口の減少・少子高齢化

中心市街地の人口は毎年減少し、平成20～平成29年の10年間で13%減少した。全市的にも人口は減少しているが、その減少率は中心市街地のほうが大きく、全市人口に対するシェアも年々減少している。加えて、少子化・高齢化が全市以上に進行している。このため、空き家の増加による居住環境の悪化も問題視されている。



② 商業活力の低下と空き店舗の増加

中心市街地内では、事業所数・従業者数・年間販売額・売場面積が減少傾向にあり、事業所数では、平成16年から平成26年の10年間で38.8%が減少した。また商店街においても、平成26年以降営業店舗数が減少し、空き店舗が増加する現象が続いている。



③ 商店経営者の高齢化と後継者不足

中心市街地内には7つの商店街組織が形成され、エリアとしての広がりはあるものの、商店経営者の62.4%が61歳以上と高齢化し、かつ後継者がいないもしくは未定の商店が58.7%と後継者不足が深刻化している。この傾向が続くと、今後ますます空き店舗が増加してくることが予想される。

第3号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

①総合計画での位置付け

市内には、令和9年に開業するリニア中央新幹線の岐阜県駅や中部車両基地が設置されることになり、リニアのもたらす効果を最大限生かすことを念頭に、産業や観光の振興をはじめとした取り組みを位置付けている。

中心市街地では、居住人口・商店数の減少による活力低下が課題とされ、「活気あふれるまち中津川」を理念に掲げ、「働く場があり住み続けられるまち」を政策の柱として、中心市街地活性化基本計画の検証による効果的な取り組みの重点的な展開、イベントと連動した安定的な集客活動や集客力をもった個店づくり等を支援するとしている。また、公共用地の利用と民間活力の活用を促進するため、にぎわい広場など中心市街地内にある公共資産を活用し、人が集まる施設の整備や、旧中山道の歴史資産や特産品である和菓子などを生かした交流人口増加策の推進、老朽施設の見直し、公共施設の活用、民間活力を利用した施設整備、集合住宅整備などによる定住人口増加策などの検討を進めるとしている。

②都市計画マスタープランでの位置付け

将来都市構造において、JR中津川駅を核とする中心市街地のエリアは、商業・業務機能の集積を図り、本市の顔として中心的な役割を担う「都市拠点」と位置付けられている。

そして、中心市街地活性化基本計画に基づき、本市の顔にふさわしい「魅力」・「快適」・「活力」・「安全・安心」が感じられるアメニティの高い多様な都市機能の集積を図るとともに、歴史・文化的資源の保全・活用と併せて、訪れた人が買い物観光ができる市街地整備を図るという方針を示している。

③周辺市町との関係性・連携

中津川市は、東濃東部地域に位置し、東濃圏域における産業・経済の中心都市に位置付けられている。中心市街地がその中心で、都市機能が集積し、商業・業務の中心的な位置付けにある。

特に観光においては、令和9年にリニア中央新幹線が開業すると、岐阜県駅を有する本市は周辺市町や隣県を含めた広域観光の拠点となる。広域観光の推進のため、周辺市町や県、観光協会、経済団体等とともに「ツーリズム東美濃協議会」や「ひがしみの歴史街道協議会」などの連携組織の設立や隣接市等との協定締結などを進めている。

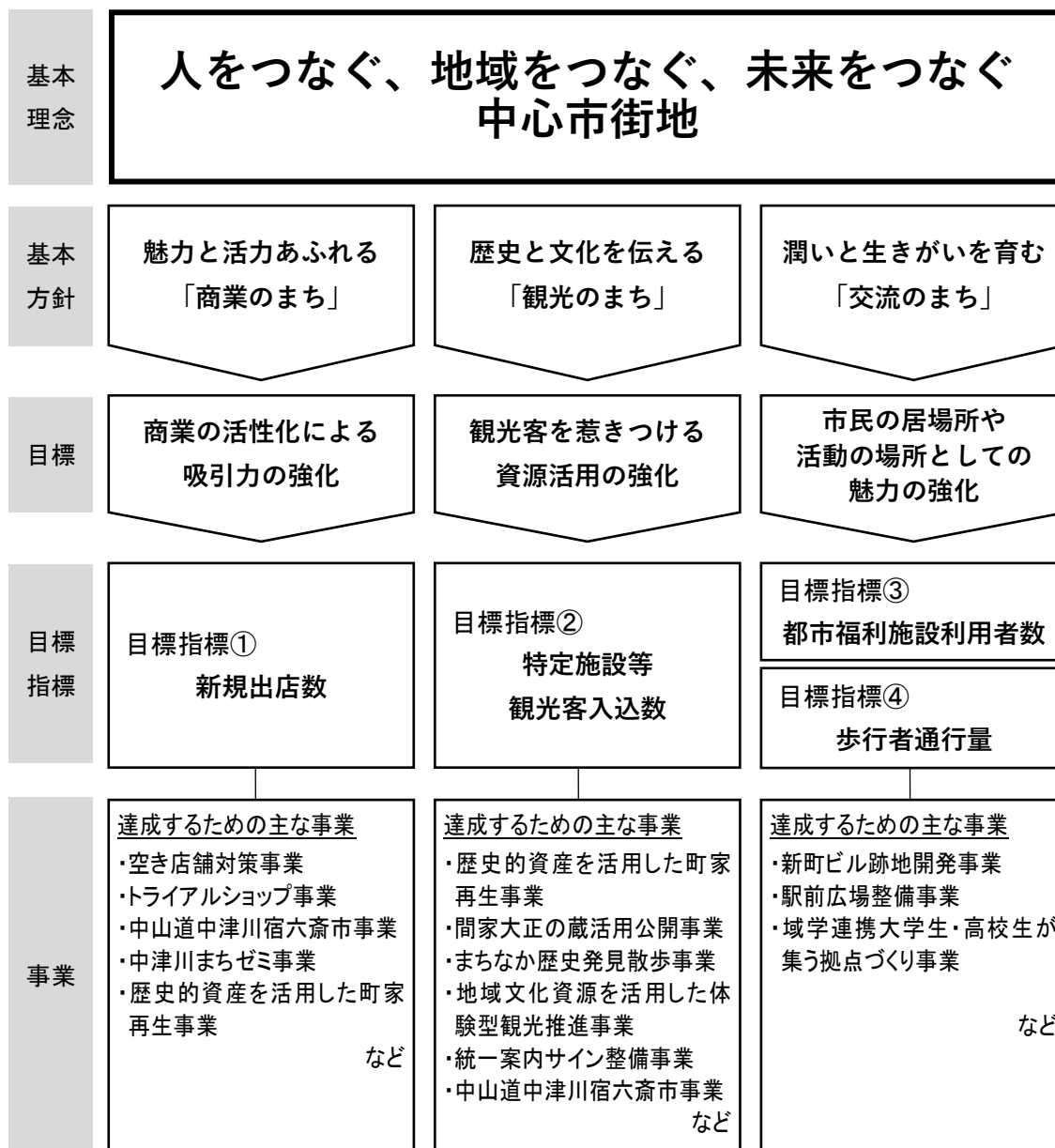
リニア岐阜県駅と連絡する中心市街地の機能を高めていくことは、周辺地域を含めた広域での観光振興や経済活力の向上に大きく寄与するものである。

3. 中心市街地活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

(1) 目標の設定

中心市街地活性化の基本理念、基本方針に基づき、活性化の目標とその指標について次のとおり設定する。



(2) 事業展開の考え方

① 3つの拠点の魅力向上

中心市街地には3つの拠点を形成し、それぞれの役割の実現に向けて、拠点性・魅力を高める取り組みを推進していく。

拠点	役割	主な事業
駅前拠点 (JR 中津川駅周辺)	まちの顔・玄関口	駅前広場整備事業 にぎわいプラザ利活用促進事業 など
生活交流拠点 (新町ビル跡地・大型商業施設)	市民生活・交流の拠点	新町ビル跡地開発事業 まちなかステーションねこのて事業 など
歴史文化拠点 (本町・中津川宿)	歴史文化を活かした観光拠点	歴史的資産を活用した町家再生事業、 間家大正の蔵活用事業 など

② 拠点を結ぶ線・面としての魅力向上

拠点間をつなぐ商店街においては、拠点とともに面として中心市街地の全体の商業面や観光面での魅力を高められるように、それぞれの特性に応じたターゲットの設定や商店街・個店としての魅力アップを進める。同時に、商店街は拠点を結ぶ回遊軸でもあるため、楽しく歩きやすい環境を整備する。また、商業・観光面の活性化と併せて、まちなか居住を促進し、地域のつながりを高めていく。

ア) 商店街の活性化

商店街	ターゲット(例)
駅前・東太田町・西太田町通り	駅利用者(ビジネス、来街者)のにぎわい、飲食、宿泊
新町・緑町	周辺居住者・市民の生活サービス
本町	歴史観光拠点、外国人観光客、体験・宿泊・飲食・土産

【主な事業】空き店舗対策事業、トライアルショップ事業、中津川まちゼミ事業など

イ) 回遊しやすい動線形成

【主な事業】統一案内サイン整備事業、まちなかポケットパーク整備事業、まちなか緑化事業など

ウ) まちなか居住の促進

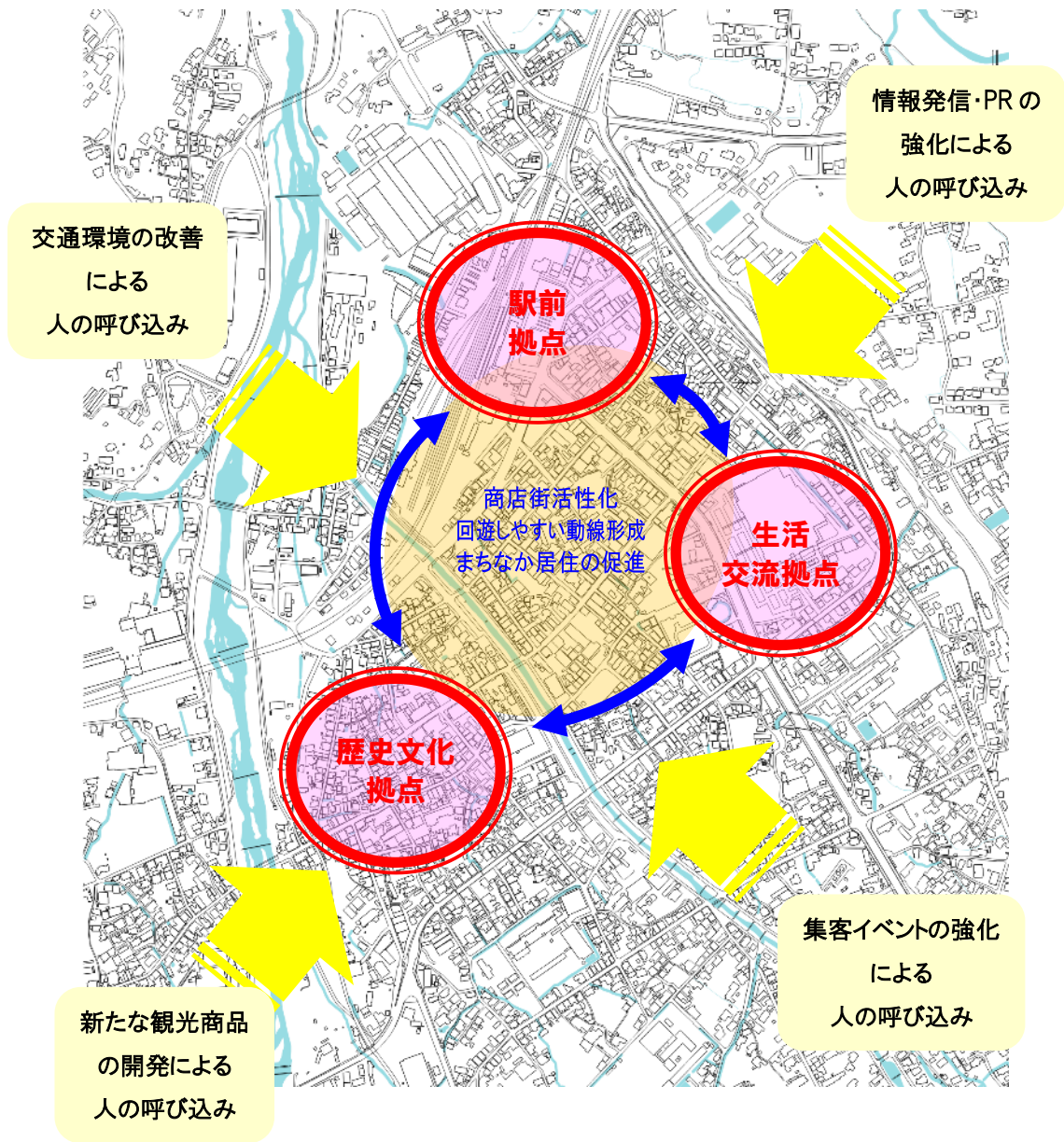
【主な事業】空き家情報バンク事業、移住定住中津川PR事業、共同住宅誘導事業など

③ 市外・郊外からの集客強化

上記の中心市街地内の取り組みと併せて、外からの活力を呼び込むために集客強化に向けた多方面の取り組みを進める。

取り組み	主な事業
交通環境の改善	各種駐車場整備事業、路線バス・コミュニティバス連携事業など
集客イベントの強化	中山道中津川宿六斎市事業、音楽のまちづくり事業など
新たな観光商品の開発	地域文化資源を活用した体験型観光推進事業、まるごと中津川体験ツアー事業など
情報発信・PRの強化	インバウンド誘客推進事業、観光資源掘り起こしブラッシュアップ事業など

中心市街地活性化のイメージ



[2] 計画期間の考え方

計画期間は、現在継続中の事業、今後新たに実施する事業による効果が発現すると考えられる期間とし、平成30年7月から令和6年3月までの5年9ヶ月と設定する。

[3] 目標指標の設定の考え方

(1) 目標① 商業の活性化による吸引力の強化

① 設定の考え方

商業面では、個店の強化、商店街内の面的な回遊性やアクセスの向上、イベントと連携した吸引力の強化等が課題となっており、個店と商店街、イベント等を含めた商業の活性化を目標として進めていく。

指標については、前回計画で「商業店舗数」を掲げていたが、計画期間終了後から現在までの推移をみると、店舗数は減少傾向となっている。

商業店舗については、店舗減少と同時に第3者に土地や店舗を賃貸させる機会がこれまで少なかったことや所有者の不安感と抵抗感から全体的に建物物件や土地の新陳代謝が芳しくない。本計画では新規出店によって新たな魅力を創出し、集客につなげ経済活力の向上を図るため、その成果が明確かつ具体的で、測定しやすい「新規出店数」の増加を目標として設定する。

② 「新規出店数」の設定根拠

■ 目標値

目標指標	実績値						基準値 (H24～H29 合計値)	目標値 (H30～R5 合計値)
	H24	H25	H26	H27	H28	H29		
新規出店数 (店舗/年)	6	4	6	5	4	6	31 店舗	50 店舗 (約 61%増加)

■ 算定根拠

事業	効果算定	事業実施による効果
空き店舗対策事業	空き店舗や所有者調査を行いながら、所有者と出店希望者とを結びつける空き店舗対策事業と出店時の負担に対して補助を行い出店を促進する空き店舗活用支援事業の2事業を連携させ、毎年2店舗の新規出店を図る。 2店舗/年×6年=12店舗	12店舗
空き店舗活用支援事業		
歴史的資産を活用した町家再生事業	新町・本町にある町家をリノベーションして5店舗を新規出店	5店舗
トライアルショップ事業	トライアルショップに出店した事業者・個人の中から3年につき1店舗を新規出店に繋げる 1店舗/3年×6年=2店舗	2店舗
合計		19店舗

目標値 基準値 31 店舗 + 事業効果 19 店舗 = 50 店舗

(2) 目標② 観光客を惹きつける資源活用の強化

① 設定の考え方

馬籠宿への観光客やインバウンドが拡大している中で、まちなかに観光客を惹きつける魅力づくりと観光客の受入れ態勢の強化が大きな課題であり、それを目標に設定する。

指標については、中心市街地内で行われるイベントやツアーなど回遊性を高めるソフト事業、新規開設する施設を含めた観光施設等による観光客入込数集客数（「観光客入込数」）の増加を想定して設定する。

② 「特定施設等観光客入込数」の設定根拠

■ 目標値

目標指標	実績値				基準値 (H28)	目標値 (R5)
	H25	H26	H27	H28		
特定施設等観光客入込数 (人/年)	104,400	92,500	111,000	123,000	123,000 人/年	149,200 人/年 (約 21%増加)

i) 対象とするイベント・施設

[継続事業]	<ul style="list-style-type: none"> ・中山道まつり（春の中山道まつり、秋の中山道まつり） ・中山道中津川宿六斎市 [継続] ・中山道歴史資料館 [継続]
[新規事業]	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなか歴史発見散歩事業 ・地域文化資源を活用した体験型観光推進事業 ・間家大正の蔵活用公開事業 ・歴史的資産を活用した町家再生事業

ii) 継続事業の実績値

種別	事業	年度			
		H25	H26	H27	H28
イベント	中山道まつり	40,000	35,000	32,000	40,000
	春の中山道まつり	20,000	20,000	12,000	20,000
	秋の中山道まつり	20,000	15,000	20,000	20,000
	中山道中津川六斎市	55,000	43,300	62,000	59,000
施設利用	中山道歴史資料館	9,413	14,208	17,036	23,977
合計*		104,400	92,500	111,000	123,000

(※十の位を四捨五入)

■ 算定根拠

事業	効果算定	事業実施による効果
春・秋の中山道まつり	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者数 40,000 人 (H28) ・出店数の拡大や新たなイベント実施により、R5 には H28 の 10%増の集客を目指す。 40,000 人×10%=4,000 人 (来場者数 44,000 人) 	4,000 人

中山道中津川宿六斎市事業	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者数 59,000 人 (H28) ・有名店の出店誘致や夜間の開催のほか、新たなイベント実施により、R5 には H28 の 10%増の集客を目指す。 59,000 人×10%=5,900 人 (来場者数 64,900 人) 	5,900 人
中山道歴史資料館	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年実績×上記「歴史的資産を活用した町家再生事業」利用者の 20%を上積み 8,568 人×20%=1,713 人/年 ・まちなか歴史発見散歩事業 参加者全員 360 人の入館 360 人/年 	2,073 人
まちなか歴史発見散歩事業	<ul style="list-style-type: none"> ・月 1 回、まちなか散策するウォーキングガイドツアーを実施。 ・1 回当たり 30 人の参加者を見込む。 30 人/回×12 回/年=360 人 	360 人
地域文化資源を活用した体験型観光推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・年 6 回、外国人観光客を募集し日本文化体験ツアーを実施 ・1 回当たり 20 人の参加者を見込む 20 人/回×6 回/年=120 人 	120 人
間家大正の蔵活用公開事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな観光スポットとして改修・公開する。 ・既存の歴史的建造物「脇本陣森家」の利用実績は年間 5,231 人 (H28) ÷17 人/日 (年間 305 日稼働)。これと同等の利用者数を見込む。 17 人/日×年間稼働 305 日=5,185 人 	5,185 人
歴史的資産を活用した町家再生事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲストハウス等の新たな観光スポットとして改修する。 ・カフェ 16 人/日×土日稼働 104 日+8 人/日×平日稼働 156 日=2,912 人 ・飲食店 (2 施設) 16 人/日×2 施設×土日稼働 104 日+4 人/日×2 施設×平日稼働 156 日=4,576 人 ・ゲストハウス (2 施設) 個室 計 4 部屋 2 人/日×4 部屋×稼働率 60%×年間稼働 225 日=1,080 人 ・カフェ、飲食店、ゲストハウスの集客数合計 2,912 人+4,576 人+1,080 人=8,568 人 	8,568 人
合計		26,206 人

目標値 基準値 123,000 人+事業効果 26,206 人=149,206 人⇒149,200 人

(3) 目標③ 市民の居場所や活動の場としての魅力の強化

① 設定の考え方

(都市福利施設利用者数)

市民の暮らしや活動・交流を支える都市機能施設が立地面やアクセス面でも利便性が十分でないなどの課題と老朽化が進行しており、こうした活動や交流を支える施設や空間（居場所）の改善や新設から、「都市福利施設利用者数」を目標に設定する。指標については、居場所として機能する複数の施設の利用者数によって測ることとし、主要な都市福利施設利用者数の増加を指標に設定する。期間途中の令和5年度に対象とする施設の変更を行うが、機能面で同一かつ継承するものであるため、基準値と目標値は同じ方法で利用者数を計測する。

(歩行者通行量)

「歩行者通行量」は中心市街地の集客力と人の往来によるにぎわいを明瞭に示す指標であり、経年的なデータも把握しているため、本計画でも指標とする。

中心市街地は居住者だけでなく、市内全体からの利用を目指す拠点でもある。本計画ではイベントの有無に左右されない平日の面的な集客を把握するため、5地点の合計の通行量の増加を想定して目標として設定する。

② 「都市福利施設利用者数」の設定根拠

■ 目標値

目標指標	実績値				基準値 (H28)	目標値 (R5)
	H25	H26	H27	H28		
都市福利施設利用者数 (人/年)	299,877	322,501	358,343	322,566	322,566 人/年	430,000 人/年 (約 33%増加)

i) 基準値の対象施設

施設名	実績(人/年)				備考
	H25	H26	H27	H28 (基準値)	
にぎわいプラザ(貸部屋)	48,453	51,914	55,817	54,656	H30～R4 年度 (R5 年度は、新町ビル跡地開発事業に機能移転)
にぎわいプラザ 子育て支援センター	—	8,865	8,395	7,839	
中央図書館	164,315	171,807	200,958	169,236	
中央公民館(貸部屋)	84,659	86,880	89,315	87,632	
まちなかステーション ねこのて	2,450	3,035	3,858	3,203	
合計	299,877	322,501	358,343	322,566	



ii) 目標値の対象施設

施設名	目標値 (令和5年度利用者、人/年)	備考

新町ビル跡 地開発事業 (新規)	子育て支援機能	18,000	R5年度～
	貸施設機能	58,976	
	図書館機能	260,675	
中央公民館(貸部屋)		87,632	
まちなかステーションねこのて (継続)		4,680	
合 計*		430,000	

(※十の位を四捨五入)

■算定根拠

効果指標	事業	効果算定	事業実施による効果
子育て支援機能利用者	新町ビル跡地開発事業 (R5 オープン)	<ul style="list-style-type: none"> 子どもがのびのびと遊べる屋内遊戯施設や読み聞かせ、調理、育児に関する相談や情報を得られる近隣自治体にはない親子の居場所としての拠点化整備とともにソフト面での充実を図り、母親がリラックスしてコミュニケーションできる空間や企画を演出することで、市内外の親子やあそびを目的とした観光リピーターの増加、さらに子、親、祖父祖母の3世代の新たな交流の場として、年間18,000人の利用を見込む。 50人/日×年間360日稼働=18,000人 既存のにぎわいプラザ子育て支援センター(H28利用者実績7,839人)は、新施設オープンに伴い機能を移設する。 増加分 18,000人-7,839人=10,161人/年 	10,161人
	まちなかステーションねこのて事業	<ul style="list-style-type: none"> 親子を対象にした飲食の提供と母親同士のコミュニケーションの場を目的に運営してきたが、新たに子育てに関する各種講座の企画開催やいらなくなった衣類・おもちゃ、育児用品の交換会、さらに母親のニーズにあった商品の販売等を積極的に進める。 近接する新町ビル跡地に整備する子育て支援機能へ訪れた親子の飲食や買い物をサポートする施設となり、親子のまちなかでの長時間滞留やまちなかへの回遊を促進させるとともに、子育てに必要な商品や講座等を取り揃えることで、リピーターの増加を図る。 現状から年間4,680人(基準値から6人/日増加)の利用を見込む。 18人/日×年間260日稼働=4,680人 利用者実績 	1,477人

		<p>3,203 人／年 (H28) = 約 12 人／日</p> <p>・ 増加分</p> <p>4,680 人(R5) - 3,203 人(H28) = 1,477 人</p>	
貸施設機能利用者	新町ビル跡地開発事業 (R5 オープン)	<p>・ 市民や団体の新たな活動や会議の拠点として、適切な規模の諸室確保と設備の充実を図り効率的な利用が可能となるとともに、既存施設と比べ利用者の駐車場や大型商業施設、バス停が近接し大きく交通性と利便性が向上できる。既存施設と比べ諸室の数や延床面積は少なくなるものの、施設機能の充実と利便性の向上により稼働率を高め、既設施設利用者の活動の場の受け皿となるほか、各種イベント、展覧会等の開催できる場として、これまで利用のなかった利用者の掘り起こしとして、基準値の H28 実績値から年間 4,320 人 (12 人/日増) の増加を見込む。</p> <p>12 人/日増 × 年間 360 日稼働 = 4,320 人</p>	4,320 人
図書館機能利用者	新町ビル跡地開発事業 (R5 オープン)	<p>・ 従来の図書館の蔵書の充実や貸出機能の役割を踏襲するのではなく、市民が気軽に集い、滞在し、交流できるツールとしての役割を持つ空間づくりを図る。特に中高生の学習スペースや親子が本にふれるスペースの充実を図り、若い世代の利用の増加が見込まれる。</p> <p>・ 現在の立地と比べ駐車場面積の拡大や大型商業施設、駅、バス停が近接することで、大きく利便性が向上するため、市全域から幅広い世代の利用も期待できる。</p> <p>・ 上記利便性向上の要因のとおり、駐車場拡大による利用者増加分 (35,539 人／年) 及び駅前に滞在し利用する学生の増加分 (58,000 人／年) を見込む。</p> <p>・ 駐車場拡大による利用者増加分を、既存中央図書館の利用者のうち車利用者の 83%、駐車場台数拡充割合 30% (78 台 → 100 台)</p> $169,236 \text{ 人} \times 83\% \times 30\% = 42,139 \text{ 人}$ $31,722 \text{ 人} \div \text{年間 } 290 \text{ 日稼働} = 109.3 \text{ 人/日}$ <p>・ にぎわいプラザに滞在する学生等の人数は 170 人／日。</p> $170 \text{ 人} \times \text{稼働日数 } 290 \text{ 日} = 49,300 \text{ 人}$	91,439 人
合計			107,397 人

目標値 **基準値 322,566 人 + 事業効果 107,397 人 = 429,963 人 ⇒ 430,000 人**

③「歩行者通行量」の設定根拠

■目標値

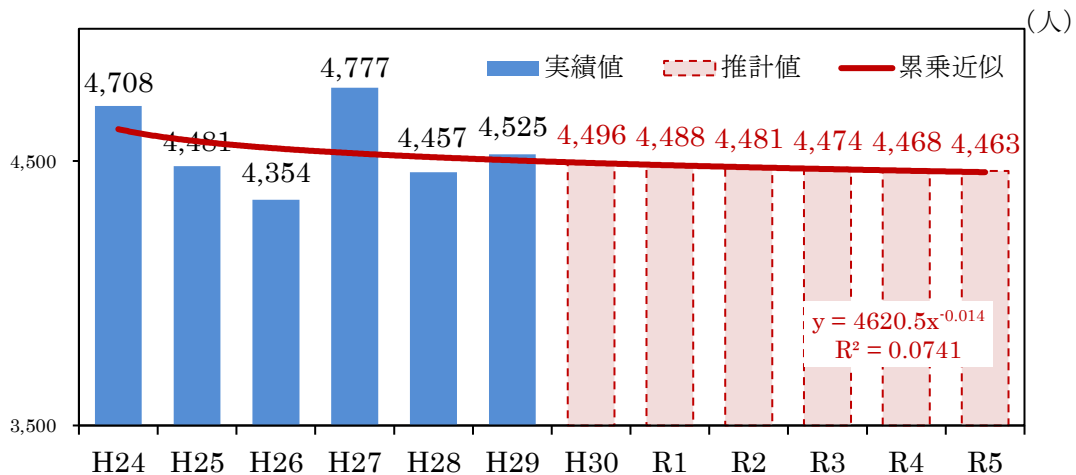
目標指標	実績値						基準値 (H29)	目標値 (R5)
	H24	H25	H26	H27	H28	H29		
歩行者通行量 (平日・5地点 計、人/日)	4,708	4,481	4,354	4,777	4,457	4,525	4,525 人/日	5,062 人/日 (約 11.8%増)

■算定根拠

i) トレンド推計

平成 25 年度から平成 29 年度の間の日歩行者通行量の推移から累乗近似を用いて、令和 5 年度時におけるトレンドを推計する。

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
トレンド推計値 (人/日)	4,496	4,488	4,481	4,474	4,468	4,463



ii) 事業効果

事業	効果算定	事業実施による効果
新町ビル跡地開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新設する複合施設の利用者数 337,651 人/年＝平均 937 人/日 (年間 360 日稼働) ・中央公民館・にぎわいプラザの平休比 (1 : 1.6) を参考に平日利用者数を出すと、576 人/日 ・そのうち、歩行者でのアクセスは 16.9% (市民アンケート：中心市街地までの主な移動手段における徒歩・自転車の割合) ・薦勘前において、576 人×16.9%×2 (往復) = 194 人/日 	194 人
統一案内サイン整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業によって増加する利用者数 (R5) 中津川駅前外国人数 30 人/日 うち、まちなかへの案内による効果として 50% 	15 人
旧中津川幼稚園跡駐車場整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新しく整備した駐車場利用による歩行者の増加 ・平日 1 日当たり駐車場利用者数…100 台/日 ・100 台/日×平均乗車人数 1.3 人＝130 人が郊外から自家用 	43 人

にぎわい広場駐車場整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 車で中心市街地へ来て、中心市街地を歩いて利用 ・そのうち、歩行者でのアクセスは 16.9% (市民アンケート：中心市街地までの主な移動手段における徒歩・自転車の割合) ・蔦勘前において、$130 \text{人} \times 16.9\% \times 2 \text{ (往復)} = 43 \text{人/日}$ 	
空き店舗対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新規出店した 12 店舗への来客による歩行者の増加 来店者数 8 人/店・日 $\times 12 \text{ 店舗} \times 2 \text{ (往復)} = 192 \text{ 人}$ 	192 人
歴史的資産を活用した町家再生事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新規出店した 5 店舗への来客による歩行者の増加 (カフェ 8 人/日 $\times 1 \text{ 店舗} +$ 飲食店 4 人/日 $\times 2 \text{ 店舗} +$ ゲストハウス 4 人/日 $\times 2 \text{ 施設}) \times 16.9\% \times 2 \text{ (往復)} = 8 \text{ 人}$ 	8 人
トライアルショップ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新規出店した 2 店舗への来客による歩行者の増加 来店者数 8 人/店・日 $\times 2 \text{ 店舗} \times 2 \text{ (往復)} = 32 \text{ 人}$ 	32 人
まちなか通行手形事業	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなか商店街をめぐり優遇サービスを付加して商店街の利用者を増加 ・平日 1 日あたり利用者数 10 名 $\times 2 \text{ (往復)} = 20 \text{ 人}$ 	20 人
まちなか美術館事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市が所蔵または愛好家団体の絵画等の作品をまちなかの商店や施設等に展示し、鑑賞を目的にした歩行者の増加 ・平日 1 日あたり 5 名が 5 ポイントを通過 $5 \text{ 名} \times 5 \text{ 地点} = 25 \text{ 人}$ 	25 人
間家大正の蔵活用公開事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな観光スポットとして改修・公開した施設への来訪者による歩行者の増加 ・既存の歴史的建造物「脇本陣森家」の利用実績は年間 5,231 人 (H28) $\div 17 \text{ 人/日}$ (年間 305 日稼働)。これと同等の利用者数を見込む。 1 日当たり利用者数 17 人 $\times 2 \text{ (往復)} = 34 \text{ 人}$ 	34 人
まちなかステーションねこのて	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなかステーションねこのての利用者の増加による歩行者の増加 1 日当たり利用者数 18 人 (R5) $\times 2 \text{ (往復)} = 36 \text{ 人}$ 	36 人
合計		599 人

目標値 **トレンド推計値 (R5 年度) 4,463 人 + 事業効果 599 人 = 5,062 人**

(参考) 新町複合施設の 1 日当たり利用者数の算定

	年間稼働日	年間利用者数	平休比 (中央公民館とにぎわいプラザの使用実績から)	1 日利用者数
平日・休日計	360	337,651	—	平均
休日	110	—	1.6	1,268
平日	250	—	1.0	792

(4) フォローアップの時期及び手法

①新規出店数

新規出店数は、商工会議所、商店街への聞き取り等により毎年度の新規出店数を把握する。同時に新規出店した店舗の位置、業種・業態、空き店舗数や営業店舗数、事業による効果なども調査し、数値目標の達成状況を検証するとともに、目標達成に向けた事業の改善などの対策を講じていく。

②特定施設等観光客入込数

観光客入込数は、毎年度実施している施設利用者数やイベント集客数の調査から数値を把握する。指標の把握、事業効果を調査するとともに、数値目標の達成状況を検証し、目標達成に向けた事業の改善などの対策を講じていく。

③都市福利施設利用者数

平成 30 年度から令和 4 年度までは、中央公民館、中央図書館、にぎわいプラザ（にぎわいプラザ子育て支援センター含む）、まちなかステーションねこのでの各施設で集計している施設利用者数をもとに数値を把握する。令和 5 年度は、まちなかステーションねこのと当該年度から運用開始する新町の複合施設の施設利用者数を把握し、目標指標の達成を図る。

指標の把握、事業効果を調査するとともに、数値目標の達成状況を検証し、目標達成に向けた事業の改善などの対策を講じていく。

④歩行者通行量

歩行者通行量は、これまで中心市街地で行ってきた歩行者通行量調査を継続して実施して把握する。本計画期間中は、悪天候等による変動を避けるため、調査日に予備日を設け、天候の標準化を図る。

指標の把握、事業効果を調査するとともに、数値目標の達成状況を検証し、目標達成に向けた事業の改善などの対策を講じていく。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

<現状分析>

中心市街地は、商店街を中心として発展してきた商業のまちであり、J R中津川駅や行政施設、文化施設、金融機関など市民生活に密着する都市福祉施設等が集積するとともに、歴史的背景から歴史・文化資産となる要素を数多く有している。

昭和50年代初めに市街地再開発を行い、駅前ロータリー、駅前ビル等の都市機能を整備したが、その後の交通体系の変化、バリアフリー化、施設の老朽化等に対応するため、前回計画においては駅前広場整備や市営駐車場の耐震化、中心市街地へのアクセス向上と安全に歩ける市街地の形成など来街者の利便性向上を図る取り組みを進めてきた。

市民の商店街や都市福祉施設の利用のほか、中心市街地での各種イベントの開催にも自動車によるアクセスが8割を占める現状において駐車場の不足や駐車場と利用施設との接続が悪いなど中心市街地外からのアクセス環境が十分でない状況が市民アンケートの結果からもうかがえる（市民アンケート：「中心市街地に足りない（充実させてほしい）施設」として、駐車場は4番目に高いニーズ）。

また、歩行者の回遊性の面でも、観光客や増加しているインバウンドを中津川駅前から中山道や中津川宿へ誘導し、消費につなげる通りづくりが期待されているものの、駅前広場機能やまちなかへの誘導案内サインの整備が不十分な状態である。まちなかへの観光客等の誘導を図り商店街等での消費拡大とにぎわい創出を図る必要がある。

<市街地の整備改善の必要性>

これらの現状を踏まえて、適切な立地での新たな駐車場の整備、駅前からまちなかへの来街者の通行量を高めるための駅前広場の改修や観光客に親切でわかりやすい案内サインの整備などの事業を進めることにより、さらなる中心市街地へのアクセス利便性と快適な回遊性を確保する。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 旧中津川幼稚園跡駐車場整備事業 [内容] 新町ビル跡地に建設する複合施設に隣接する駐車場整備事業 [実施時期] 令和3年度～令和4年度	中津川市	子育てや交流、学びの拠点として幅広い年齢層の居場所となる新町に建設する複合施設の駐車場の整備を図ることで、施設利用の利便性を高め、利用者数の増加に貢献するとともに、まちなかへの回遊を促進させ歩行者通行量の増加につながることから、活性化に必要な事業である。	[支援措置の内容] 都市構造再編集集中支援事業 [実施時期] 令和3年度～令和4年度	
[事業名] にぎわい広場駐車場整備事業 [内容] 新町ビル跡地に建設する複合施設に隣接する駐車場整備事業 [実施時期] 令和3年度～令和4年度	中津川市	子育てや交流、学びの拠点として幅広い年齢層の居場所となる新町に建設する複合施設の駐車場の整備を図ることで、施設利用の利便性を高め、利用者数の増加に貢献するとともに、まちなかへの回遊を促進させ歩行者通行量の増加につながることから、活性化に必要な事業である。	[支援措置の内容] 都市構造再編集集中支援事業 [実施時期] 令和3年度～令和4年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 駅前広場整備事業 [内容] 駅前広場を効果的に活用するための整備事業 [実施時期] 平成30年度～令和5年度	中津川市	まちの玄関口である駅前広場をイベントなどのにぎわい空間とする整備と観光客、来街者のまちなかへの回遊性の向上を図る事業であり、観光客、交流人口の増加に寄与すると考えられることから、活性化に必要な事業である。	[支援措置の内容] [実施時期]	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)の支援措置を想定
[事業名] 統一案内サイン整備事業 [内容]	中津川市	駅前から中山道エリアに至るまでの案内機能の充実を図ることで、初めて中津川を訪れる観光客のまちなかへの誘導と回遊性を高め、	[支援措置の内容] [実施時期]	社会資本整備総合交付金 (都市再

<p>観光客や来街者のまちなかへの誘導や回遊向上を図る案内機能の整備事業</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 30 年度～令和 5 年度</p>		<p>歩行者通行量の増加に期待がされることから、活性化に必要な事業である。</p>		<p>生整備計画事業)の支援措置を想定</p>
<p>[事業名]</p> <p>まちなか緑化整備事業</p> <p>[内容]</p> <p>まちなかの緑化</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 30 年度～令和 5 年度</p>	<p>中津川市・商店街</p>	<p>まちなかに緑を配置し美しく維持することは、安らぎと快適性を向上させる効果が期待される。商店街の花飾り運動や街路樹の整備を図ることで環境空間としての魅力が高まり、来街者の増加に貢献すると考えられることから必要な事業である。</p>	<p>[支援措置の内容]</p> <p>[実施時期]</p>	

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

<現状分析>

現在、中心市街地にはにぎわいプラザや中央公民館をはじめ都市福利施設が集積しているが、いずれの建物も昭和 50 年代前半に建設され、築 40 年余を経過して老朽化による機能更新が必要な状況にあり、様々な交流や活動を求める市民の施設に対する満足度は低いことが、市民アンケートの結果からもうかがえる。(市民アンケート：中心市街地の活性化のために必要な取り組みとして、「人が集まり拠点となる施設の整備」は 2 番目に高いニーズ)。

前回計画では、新図書館建設を計画していたが、社会情勢等の影響により建設が中止となって以降、新町ビル(旧ユニー)跡地の活用は進まず、中心市街地のにぎわい創出や市民の生活の利便性向上の障壁となっている。

商業機能が低下している中において、中心市街地に交流による拠点性を高め、利用者としての来街者を増加させる役割は益々重要になっており、将来を見据えて、人々が集まり交流できる新たな拠点施設整備と利用者が快適に滞在と滞留できる環境整備を図っていく必要がある。

また、中心市街地内のトイレや休憩スペースなどの公共・公益施設も老朽化などの問題が現れており、中心市街地を利用する市民や観光客等の快適な回遊や滞留を図るうえで事業化が求められている。

<都市福利施設整備の必要性>

前回計画終了後から新町ビル跡地での新施設の検討をしてきた構想がまとまり、にぎわいを創出する拠点施設として早期事業化が求められている。子育て支援機能、市民交流機能、学び機能等を有する複合施設を建設し、日常、子どもから学生、子育て世代、社会人からお年寄りまで幅広い世代がそれぞれのライフスタイルに合わせて利用できる施設を整備する。

また、市民をはじめ観光客などが中心市街地の休憩場所やトイレなどの公共施設を快適に利用できるよう施設の改善を実施する。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 新町往来庭観光客受入環境整備事業</p> <p>[内容] 外国人観光客にも利用しやすいトイレ改修や展示案内の充実</p> <p>[実施時期] 平成 30 年度～令和元年度</p>	中津川市	往来庭は中山道を訪れる観光客等の休憩の場として活用が期待されている。今後増加が予想される外国人観光客が安心して利用できるトイレや休憩所の整備のほか、観光案内機能の充実を図ることで、観光客入込数や歩行者通行量の増加が期待されることから歴史文化のまちづくりに必要な事業である。	<p>[支援措置の内容] 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策・旅行環境整備事業（消費拡大）</p> <p>[実施時期] 平成 30 年度</p>	
<p>[事業名] 新町ビル跡地開発事業</p> <p>[内容] 市民の交流によるにぎわいの創出の拠点となる複合施設の建設事業</p> <p>[実施時期] 令和元年度～令和4年度</p>	中津川市	子育て支援機能や観光案内機能、市民の活動と交流を支える機能、さらに学びの拠点となる学習機能を有する複合的都市福利施設の整備を行うことにより、日常様々な目的を持った幅広い年齢層のつながりを育み、多くの市民の快適な居場所となり、まちなかのにぎわいを創出する。この事業により来街者とまちなか回遊人口の増加が期待でき、交流人口の増加と中心市街地の活性化に貢献する必要な事業である。	<p>[支援措置の内容] 都市構造再編集中支援事業</p> <p>[実施時期] 令和 2 年度～令和 4 年度</p>	
<p>[事業名] まちなかポケットパーク整備事業</p> <p>[内容] まちなかの回遊と滞留を目的にした公園の整備事業</p> <p>[実施時期] 令和 3 年度～令和 5 年度</p>	中津川市・まちづくり会社	まちなかの空き地等を来街者や観光客の安らげるスペースとして整備することで、回遊性と滞留性を高める。これにより歩行者通行量の増加につながることから、交流のまちづくりに必要な事業である。	<p>[支援措置の内容] 都市構造再編集中支援事業</p> <p>[実施時期] 令和 3 年度～令和 5 年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 駅前市営駐車場改修整備事業 [内容] 利用者増加につながる利便性・安全性に配慮した機能の整備 [実施時期] 平成 30 年度～令和 5 年度	中津川市	駅前にある市営立体駐車場は、建築から約 40 年が経過し老朽化が進み、機能面において利用者から改修等の要望がある。今後 10 年間の利用を見据えた機能向上の整備を図ることで、まちなかの道路交通と公衆の利便性向上に寄与する商業、観光、交流のまちづくりに必要な事業である。	[支援措置の内容] [実施時期]	

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

<現状分析>

本市の人口は、市町村合併直後の平成 17 年 2 月末時点で 85,800 人であったが、徐々に減少傾向をたどり、平成 29 年 4 月時点では 78,642 人と 12 年余間で 7,158 人、8.4%の減少となっている。

一方、中心市街地でも平成 17 年 4 月時点での 3,281 人から平成 29 年 4 月時点では 2,826 人と 13.9%の減少率となっている。中心市街地の高齢化率が全市の平均よりも高く、高齢者夫婦世帯、高齢者単独世帯が中心市街地に相当数存在していると推察される。

中心市街地の歴史的な背景から狭隘な区画に建物が連なり、現住家屋と空き家が混在していることから新たな住宅の建設がなかなか進みづらく、不動産の流動化も図れていない。

前回計画においても、当初計画されていた民間事業者による共同住宅を含む複合ビル建設事業計画が中止になったうえ、さらに追い打ちをかけるような経済情勢の悪化で市の財政状況にも影響があり、支援制度の創設ができなかった。

しかし、公共施設や公共交通、商業機能などの集積があることから、市民アンケートでは、中心市街地を生活に便利な施設が充実した暮らしやすい地域になることを望む意見が 6 割以上からあり、こうしたまちなか居住への指向やニーズの高まりをさらに促進させていく必要がある。

<街なか居住の推進の必要性>

これらの現状を踏まえ、まちなか居住への指向を高め、居住人口の増加からにぎわいを創出するため、空き家の取得や空き店舗の改修、民間賃貸住宅への入居等に対して各種居住支援策を講じることや現況の調査に基づいた情報ストックと活用に向けた所有者との協議などを進め、土地や建物の有効活用を通じて、まちなか居住を推進する。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 新婚さんいらっしゃい！事業</p> <p>[内容] 新婚夫婦の賃貸住宅家賃の一部を補助し、若者世代の移住を促進させる事業</p> <p>[実施時期] 平成 29 年度～令和 2 年度</p>	中津川市	新婚世代を対象に賃貸住宅の家賃の一部を補助することで、若者の移住とまちなかのにぎわいの創出にも期待できることから活性化に必要な事業である。	<p>[支援措置の内容] 結婚新生活支援事業費補助金</p> <p>[実施時期] 平成 30 年度～令和 2 年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 空き家情報バンク事業</p> <p>[内容] 空き家調査情報をもとにしたデータベース化と情報発信による空き家の利活用促進を図る</p> <p>[実施時期] 平成 29 年度～令和 5 年度</p>	中津川市・まちづくり会社	まちづくり会社と市が協力して、中心市街地の空き家・空き店舗の情報をデータベース化し、情報提供と相談支援等を行う事業であり、空き家の活用を促進させ、まちなか居住やまちなかのにぎわい創出に貢献することから、中心市街地活性化に必要な事業である。	<p>[支援措置の内容]</p> <p>[実施時期]</p>	
<p>[事業名] 中津川で暮らそう家賃補助事業</p> <p>[内容] 若者を対象にした賃貸住宅家賃の一部を補助し、若者世代の移住を促進させる事業</p> <p>[実施時期] 平成 29 年度～令和 2 年度</p>	中津川市	若者世代を対象に賃貸住宅の家賃の一部を補助することで、若者の移住とまちなかのにぎわいの創出が期待できる事業であることから活性化に必要な事業である。	<p>[支援措置の内容]</p> <p>[実施時期]</p>	

<p>[事業名] ふるさとお帰り支援事業</p> <p>[内容] 転入者の住宅取得に対して補助を行い、移住を促進させる事業</p> <p>[実施時期] 平成 29 年度～令和 2 年度</p>	<p>中津川市</p>	<p>市外からの転入者が空き家の購入や新築をする場合に、費用の一部を支援する事業であり、空き家の活用やまちなか定住の促進に貢献することから必要な事業である。</p>	<p>[支援措置の内容]</p> <p>[実施時期]</p>	
<p>[事業名] 中津川空き家再生リフォーム補助事業</p> <p>[内容] 賃貸する目的での空き家改修に支援を行い住宅物件の供給を促進させる事業</p> <p>[実施時期] 平成 29 年度～令和 2 年度</p>	<p>中津川市</p>	<p>空き家等を賃貸物件として再生する場合に必要なリフォーム費用の一部に支援を行う事業であり、空き家・空き店舗の活用や定住化、商店舗数の増加につながることから活性化に必要な事業である。</p>	<p>[支援措置の内容]</p> <p>[実施時期]</p>	
<p>[事業名] 共同住宅誘導事業</p> <p>[内容] まちなかの流動化しない土地の集約を促進し、民間事業者による共同住宅の整備を誘導させる事業</p> <p>[実施時期] 平成 30 年度～令和 5 年度</p>	<p>まちづくり会社</p>	<p>中心市街地における共同住宅の供給は、生活の利便性と快適性を指向する居住人口の増加に有効な事業である。そのため土地所有者との調整や土地の集約を図りつつ有望な開発者へ情報提供を行うことで早期事業化を図る。将来のまちなか居住人口の増加とにぎわいの創出に大きく寄与する取組みであることから活性化に必要な事業である。</p>	<p>[支援措置の内容]</p> <p>[実施時期]</p>	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

<現状分析>

中心市街地では、モータリゼーションの進展に伴う郊外やロードサイドへの大型店の相次ぐ出店の影響や店主の高齢化と後継者不足などによる廃業などによって、商業による中心市街地への吸引力が弱まりつつある。

中心市街地内の商店街の営業店舗数は徐々に減少しており、市民アンケートの結果においても、利用頻度、満足度ともに低く、商業面での中心市街地活性化の取り組み強化が求められている。こうした状況を放置すれば空き店舗数の増加と商店街としての機能低下を招き、リニア時代にもまちの顔となる中津川市の中心市街地のイメージに影響を与えかねず、中心市街地の経済活力の再生は喫緊の課題である。

観光面では、馬籠宿へのインバウンドをはじめとした観光集客は拡大しているものの、同じ中山道の宿場町である中津川宿を有する中心市街地では観光客の来訪は少ない。前回計画で街並み景観を整備したものの、町家や史跡など地域資源の多くは未活用のままで、観光面での活性化は図られていない。

また、前回計画以降も中山道中津川宿六斎市をはじめ、様々な観光イベント事業を企画、実施してきているが、こうしたイベントでの集客効果は近年限定的となってきたことから、新たな魅力の創出や情報発信、個店強化等の取組みを多様な主体が連携し取り組んでいくことが求められている。

今後は、増加している観光客をはじめとする来街者がまちなかへ回遊する仕組みを構築し、にぎわいを創出するとともに、商店街の再生から中心市街地の活性化を実感できるまちづくりを進める必要がある。

<経済活力の向上の必要性>

中心市街地の経済活力の向上を図るためには、地域の特長である歴史・文化資源を活かした取組みのブラッシュアップと国内外への情報発信を進め、来街者の増加を図るとともに、そうした来街者や観光客をターゲットにした魅力ある店舗を増やしていく必要がある。空き店舗を活用した新規出店を積極的に進めるために空き店舗の改修や開業への支援を行うとともに、さらに中心市街地への求心力を高めるために、これまで実施してきたイベントを創意工夫して、観光客の拡大や回遊性の向上の効果を高める。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 歴史的資産を活用した町家再生事業</p> <p>[内容] 空き町家をリノベーションし、趣のある空間として商業等による利活用を図る事業</p> <p>[実施時期] 平成 30 年度～令和 5 年度</p>	まちづくり会社・中津川市・商工会議所・商店街ほか	中心市街地内に存在する古い町家を観光客やインバウンドを対象にした宿泊施設や飲食店等として整備を行い中山道観光の新たな観光資源としてブラッシュアップを図る事業である。観光客等のニーズ調査並びにマーケティング調査等を行ったうえで効果的な整備につなげ、観光客入込数並びに新規出店数の増加に大きく貢献する歴史と文化を伝える「観光」のまちづくりに必要な事業である。	<p>[支援措置の内容] 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち調査事業</p> <p>[実施時期] 平成 30 年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 空き店舗活用支援事業</p> <p>[内容] 空き店舗を活用して出店する場合に改修費の一部を支援し、新規出店を促進させる事業</p> <p>[実施時期] 平成 29 年度～令和 5 年度</p>	中津川市	空き店舗を活用して出店する場合に改修に必要な費用の一部を支援する事業であり、商店街のにぎわい創出と新規出店数の増加に寄与するものであり、商業の活性化に必要な事業である。	<p>[支援措置の内容] 地方創生推進交付金</p> <p>[実施時期] 令和 2 年度～令和 5 年度</p>	
<p>[事業名] 観光資源掘り起こし・ブラッシュアップ事業</p> <p>[内容] 民間事業者による外</p>	中津川市	外部の民間事業者及び専門家と連携し、歴史文化のまちづくりに効果ある資源の掘り起こしにアドバイスをいただき、新たな観光資源としての活用と情報発信を行い、	<p>[支援措置の内容] 地方創生推進交付金</p> <p>[実施時期] 平成 30 年度～令和</p>	

からの目で観光資源のブランディングと情報発信の強化事業 [実施時期] 平成 30 年度～令和 2 年度		歴史文化のまちの魅力の底上げを図る。杉原千畝氏のゆかりの地としての痕跡にもクローズアップするなどして、更なる観光客入込数の増加に寄与する事業として必要である。	2 年度	
[事業名] 域学連携大学生・高校生が集う拠点づくり事業 [内容] 大学生や高校生が中心市街地を拠点に地域の課題解決やまちづくりに取り組む活動事業 [実施時期] 平成 30 年度～令和 5 年度	中津川市	市と域学連携する大学生や高校生が中心市街地をフィールドとして学習会の開催や地域の課題解決と地域づくりに向けた政策提案等を地域住民と協働して取り組み、創造人材の育成と自立的なまちづくりを図る事業であり、若者によるまちなかのにぎわい創出や自立的な地域づくりを図るため必要な事業である。	[支援措置の内容] 地方創生推進交付金 [実施時期] 令和元年度～令和 5 年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 空き店舗対策事業 [内容] 空き店舗調査をもとに空き物件と出店希望者とのマッチングを支援する事業 [実施時期] 平成 30 年度～令和 5 年度	まちづくり会社・民間団体	中心市街地に存在する空き店舗を民学連携により調査をいっつつ、新たな店舗として再生を図るため地権者との信頼関係のもとに地元不動産事業者、商店街、市等と協働しながら、出店者とのマッチングを行う事業である。まちづくり会社を中心となり、新規出店の増加及びまちなかの歩行者通行量の増加に貢献する中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置の内容] [実施時期]	
[事業名] 中津川まちゼミ事業 [内容]	まちゼミの会	商店街内の個店の持つ専門的な技術や知識を無料でお客に提供し、個店のファンやリピーターを獲得	[支援措置の内容] [実施時期]	

<p>商店が専門の技や知識を無料で伝える、得するまちのゼミナール事業</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 29 年度～令和 5 年度</p>		<p>しながら、売上拡大を目指していく当事業は、商店街の活性化事業として、商店街のにぎわい創出や持続的な発展に貢献する事業である。</p>		
<p>[事業名]</p> <p>まちなか通行手形事業</p> <p>[内容]</p> <p>商店街加盟商店で優遇が受けられる手形制度の企画、導入</p> <p>[実施時期]</p> <p>令和元年度～令和5年度</p>	<p>まちづくり会社</p>	<p>商店街での商品購入の際にポイントの付与や優遇特典等を手形として発行することにより、商店街の魅力向上と来街者の増加、販売額の拡大を図るものであり、さらに来街者の商店街内の回遊性を高め、歩行者通行量の増加にも寄与する事業である。</p>	<p>[支援措置の内容]</p> <p>[実施時期]</p>	
<p>[事業名]</p> <p>地域文化資源を活用した体験型観光推進事業</p> <p>[内容]</p> <p>インバウンドを対象にした商店が持つ地域文化資源を活用する体験ツアー事業</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 30 年度～令和 5 年度</p>	<p>中津川商店街連盟・まちづくり会社</p>	<p>インバウンド観光客を対象に日本文化や歴史資源にふれる体験ツアーを商店街とまちづくり会社で協力して実施するものであり、まちなかへの観光客入込数の増加に寄与するとともに、商店街各個店の活性化と歴史文化のまちの魅力づくりに寄与する事業である。</p>	<p>[支援措置の内容]</p> <p>[実施時期]</p>	
<p>[事業名]</p> <p>にぎわい特産館事業</p> <p>[内容]</p> <p>観光案内の充実と市特産品の直売所</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 30 年度～令和 5 年度</p>	<p>中津川観光協会</p>	<p>駅前に立地する「にぎわいプラザ」1階で中津川観光協会が運営して、栗きんとんをはじめとした和菓子などの販売と観光案内を運営する事業である。市の特産品が集まる直売所として商品のブラッシュアップとPRを図り、中心市街地内の一つの観光地としての魅力を高めることで、観光客やまちなかの歩行者通行量の増加につながる</p>	<p>[支援措置の内容]</p> <p>[実施時期]</p>	

		観光のまちづくりに必要な事業である。		
<p>[事業名] 音楽のまちづくり事業</p> <p>[内容] フォークからロックまで音楽イベントの定期開催によるにぎわい空間づくり事業</p> <p>[実施時期] 平成 30 年度～令和 5 年度</p>	中津川商店街連盟・中津川市	「中津川フォークジャンボリー」や「中津川THE SOLAR BUDOKAN」の開催のまちとして音楽イベントを企画、実施し、若者からお年寄りまで楽しみながら滞留できる文化と交流のまちづくりに寄与する事業である。	<p>[支援措置の内容]</p> <p>[実施時期]</p>	
<p>[事業名] 中山道中津川宿六斎市事業・中山道まつり</p> <p>[内容] 前回計画で立ち上げた地産地消とイベントを併設する集客イベント</p> <p>[実施時期] 平成 20 年度～令和 5 年度</p>	六斎市実行委員会・中津川商店街連盟	毎月第 1 日曜日に新町から本町にかけて開催する六斎市と春・秋に中津川商店街連盟が開催する中山道まつりには、多くの市民や観光客が訪れ、商店街への集客とにぎわいを創出する重要なイベント事業である。中心市街地への集客や観光客入込数の増加、さらに商業による活性化に貢献するために必要な事業である。	<p>[支援措置の内容]</p> <p>[実施時期]</p>	
<p>[事業名] 西宮神社例祭「十日えびす」</p> <p>[内容] 中心市街地内に鎮座する西宮神社で執り行われる商売繁盛を祈る新春祭</p> <p>[実施時期] 明治 28 年度～令和 5 年度</p>	中津川商店街連盟	毎年 1 月 1 0 日に開催される中心市街地内に鎮座する西宮神社の商売繁盛の祭りとして、市内外から多くの詣で客を集めている。多くの人手によるにぎわい創出と商業によるまちづくりにつながる事業である。	<p>[支援措置の内容]</p> <p>[実施時期]</p>	
<p>[事業名] ファーマーズマーケット事業</p> <p>[内容]</p>	中津川市	毎週中心市街地内の公園にて、地元の農業者団体による農産物・特産物等の直売を行う地産地消を推進する事業である。商業によるに	<p>[支援措置の内容]</p> <p>[実施時期]</p>	

<p>地元農産物生産者による農産物の定期直売市</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 17 年度～令和 5 年度</p>		<p>ぎわいを創出し、まちなか回遊を促す必要な事業である。</p>		
<p>[事業名]</p> <p>中津川夏祭り(おいでん祭・ギオンバジャンボリー)</p> <p>[内容]</p> <p>風流おどりや子供たちの練り歩きによる夏の一大イベント</p> <p>[実施時期]</p> <p>昭和 62 年度～令和 5 年度</p>	<p>おいでん祭実行委員会</p>	<p>中心市街地一帯で開催される中津川市を代表する夏の一大まつりで、特色ある「風流おどり」や「ギオンバジャンボリー」には、市民の交流や見物として多くの観光客が集まる事業である。まちなかの活気やにぎわいにつながる事業、かつまちなかを訪れる観光客の増加に寄与する事業であり、まちなかの活性化に必要な事業である。</p>	<p>[支援措置の内容]</p> <p>[実施時期]</p>	
<p>[事業名]</p> <p>まるごと中津川体験ツアー事業</p> <p>[内容]</p> <p>観光資源とまちなか散策をセットにしたツアー企画</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 30 年度～令和 5 年度</p>	<p>中心市街地活性化協議会</p>	<p>中京圏の顧客をターゲットに市内の有名な観光資源と中心市街地内の観光資源を結びつけ、まちなか集客につなげるツアー事業である。定期的な開催によりリピーターの拡大とともに、新たなファンの獲得を図り、観光客入込数の増加につながる歴史文化と観光のまちづくりに必要な事業である。</p>	<p>[支援措置の内容]</p> <p>[実施時期]</p>	
<p>[事業名]</p> <p>まちなかステーションねこのて事業</p> <p>[内容]</p> <p>まちなかの親子交流スペースの機能充実</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 27 年度～令和 5 年度</p>	<p>中心市街地活性化協議会</p>	<p>親子を対象にした飲食の提供のほか、母親同士のコミュニケーションの場として子育てを支援してきた事業である。今後は子育てに関する相談の窓口や親子でのあそびイベントの開催、着なくなった衣類やいらなくなったおもちゃ等の交換会等を定期的に行い、子育て支援の拠点としての充実を進める事業である。あわせて、母親のニーズにあった商品の販売や開発のほか、情報発信を市担当課とも</p>	<p>[支援措置の内容]</p> <p>[実施時期]</p>	

		連携して進め、利用者の増加を図る事業である。まちなかでの交流活動の活性化や親子の居場所として、にぎわい創出に寄与することから、交流のまちづくりに貢献する事業である。		
<p>[事業名] J R さわやかウォーキング</p> <p>[内容] J R 駅からまちなかを経由するウォーキングイベント</p> <p>[実施時期] 平成 30 年度～令和 5 年度</p>	東海旅客鉄道株式会社	J R 市内各駅を発着点として、季節折々の魅力を込めて設定されたウォーキングコースに多くのウォーカーが訪れる事業である。J R 東海株式会社と連絡を図りつつ、まちなかへの誘客につながる企画やコースの設定により観光客の増加を図るとともに、歴史文化資源の魅力の P R を通してリピーターの獲得に必要な事業である。	<p>[支援措置の内容]</p> <p>[実施時期]</p>	
<p>[事業名] なかつがわ図書館まつり</p> <p>[内容] 本を通じた、知とのふれあい交流イベントの開催</p> <p>[実施時期] 平成 30 年度～令和 5 年度</p>	中津川市	本を通じた講演会や朗読会などのイベントを開催して、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の市民をまちなかに集客する催しであり、活性化に必要な事業である。	<p>[支援措置の内容]</p> <p>[実施時期]</p>	
<p>[事業名] まちなか美術館事業</p> <p>[内容] 前田青邨大賞の受賞作品等をまちなかの個店や施設等で展示する事業</p> <p>[実施時期] 平成 30 年度～令和 5 年度</p>	中津川市	中心市街地の商店や公共施設等に市や団体、個人が所有する絵画を展示することで、有名な画家を多く輩出した文化のまちのイメージを高める。鑑賞により観光客のまちなかへの回遊性が生まれることが期待され、歩行者通行量の増加に必要な事業である。	<p>[支援措置の内容]</p> <p>[実施時期]</p>	

<p>[事業名] まちなか歴史発見散歩事業</p> <p>[内容] まちなかの観光名所をガイドによりめぐる歴史散策ツアー事業</p> <p>[実施時期] 平成 30 年度～令和 5 年度</p>	<p>まちづくり会社・中津川市</p>	<p>中山道中津川宿の歴史文化に触れ、史跡等を巡るガイドツアーを定期に開催し、まちなかへの観光客入込数の増加を図る事業である。歴史文化のまちのPRや新たな魅力創出に貢献する必要な事業である。</p>	<p>[支援措置の内容]</p> <p>[実施時期]</p>	
<p>[事業名] にぎわいプラザ活用促進事業</p> <p>[内容] 民間力を活用した飲食機能や集客機能の充実</p> <p>[実施時期] 平成 20 年度～令和 4 年度</p>	<p>中津川市</p>	<p>様々な用途で使える会議室機能の充実と駅前に立地する利便性等を市民や市外事業者等に向けて情報発信することで稼働率向上を図る。また、個展やイベント等が開催できる展示スペースやオフィススペースの拡大を図りながら民間事業者を参入させ、日常の利用者を増加させることで、駅前のにぎわいを創出する事業である。</p>	<p>[支援措置の内容]</p> <p>[実施時期]</p>	
<p>[事業名] 間家大正の蔵活用公開事業</p> <p>[内容] 伝統建築物を観光資源として活用していくための改修整備事業</p> <p>[実施時期] 令和元年度～令和5年度</p>	<p>中津川市</p>	<p>大正時代に建設された豪商間家の蔵は中山道沿いに位置し、特長ある造りから観光資源としてのブラッシュアップと利用者増加が期待される施設である。展示会や飲食等ができる観光スポットとして整備を図ることで、観光客入込数の増加に寄与する事業であり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>[支援措置の内容]</p> <p>[実施時期]</p>	
<p>[事業名] インバウンド誘客推進事業</p> <p>[内容] インバウンドをターゲットにした情報発信の強化事業</p> <p>[実施時期] 平成 30 年度～令和 5 年度</p>	<p>まちづくり会社</p>	<p>インバウンドのまちなか滞留と滞在を図るための取組みを関係主体連携で検討し、実施する事業である。外国からの旅行者に人気のある「馬籠ー妻籠間」のハイキングルートの起点としての「中津川宿」の知名度を高めるとともに観光客入込数の増加とインバウンドをターゲットにした商店街の消費拡大</p>	<p>[支援措置の内容]</p> <p>[実施時期]</p>	

年度		に寄与する事業として必要な事業である。		
<p>[事業名] 中津川三宿を活用した観光推進事業</p> <p>[内容] 中山道の観光資源を線状につなげ、観光地としての魅力の相乗効果を図る事業</p> <p>[実施時期] 平成 30 年度～令和 5 年度</p>	中津川市	市内には中山道の宿場が三宿（中津川宿、落合宿、馬籠宿）あり、それぞれの地域で観光客を呼び込む取組みを行っているが、各宿の点での取組みでは集客力に限界があり、中山道の線による三宿が連携して魅力を高める取組みが求められている。三宿のPRやウォーキングを通じたイベントの開催により観光客の増加を図ることから、歴史文化のまちづくりに寄与する事業である。	<p>[支援措置の内容]</p> <p>[実施時期]</p>	
<p>[事業名] 歴史・文化エリア構想策定事業</p> <p>[内容] 中心市街地内の公共施設の整備計画の策定</p> <p>[実施時期] 平成 30 年度～令和 5 年度</p>	中津川市	リニア開業後の中心市街地の魅力ある姿を見据え、今後求められる福利施設や文化施設等の整備を構想としてまとめ、将来のまちの価値の向上と快適で利便性の高い文化、居住空間としての具体的な整備につなげる事業であり、中心市街地活性化に必要な事業である。	<p>[支援措置の内容]</p> <p>[実施時期]</p>	
<p>[事業名] トライアルショップ事業</p> <p>[内容] 空き店舗を短期間借り受け、本格営業に向けた試行営業を支援</p> <p>[実施時期] 令和元年度～令和5年度</p>	まちづくり会社	出店を志す個人、事業者等に短期間空き店舗等を貸し出し、試行的な出店から持続可能な出店につなげる支援事業であり、商店の新規出店数の増加に貢献する必要な事業である。	<p>[支援措置の内容]</p> <p>[実施時期]</p>	

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

<現状分析>

本市の公共交通は、JRと多くの路線バスが運行しており、本市と他市町との移動を担う広域交通、中心市街地と市内各地域を結ぶ地域間交通（路線バス）、地域内の中心的な地区や施設等への移動を担う地域内交通（コミュニティバス）が分担して人々の移動を支え、市内の交通不便地域の解消に努めている。

中心市街地へのアクセスには自動車利用が多い一方、バス利用者数は減少傾向にあるが、今後高齢化が進む中で、自動車を運転できない高齢者の増加が予想されるため、公共交通機関（バス）によるアクセス手段の確保が重要になる。

今後、中心市街地の利用を広く市民に促進していくためには、バス網の利便性の向上がより重要となり、路線バスとコミュニティバスの連携強化に向けた事業推進が必要である。

<公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性>

中心市街地においては、市民の暮らしや活動・交流を支える都市機能施設が置かれ、また学校や病院へのアクセスの拠点となる。自動車を運転できない高校生や高齢者等に対する中心市街地へ交通利便性の確保や居住機能の強化を図るため、公共交通ネットワークの維持と地域間交通や地域間交通とも有機的に結びついた循環型の公共交通ネットワークを形成する必要がある。

本計画では新たな事業はないものの、前回計画に引き続き中心市街地を起点として市内各地域とつながる交通ネットワークの維持を事業として推進していく。「地域公共交通網形成計画（平成30年3月策定）」の方針に沿って、「中津川市公共交通会議」が主体となり事業を進める中で、中心市街地の活性化に向けて必要なサービスや施策の拡大について意見の反映を適時行い、定住推進や観光振興とともに中心市街地活性化に寄与していく。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

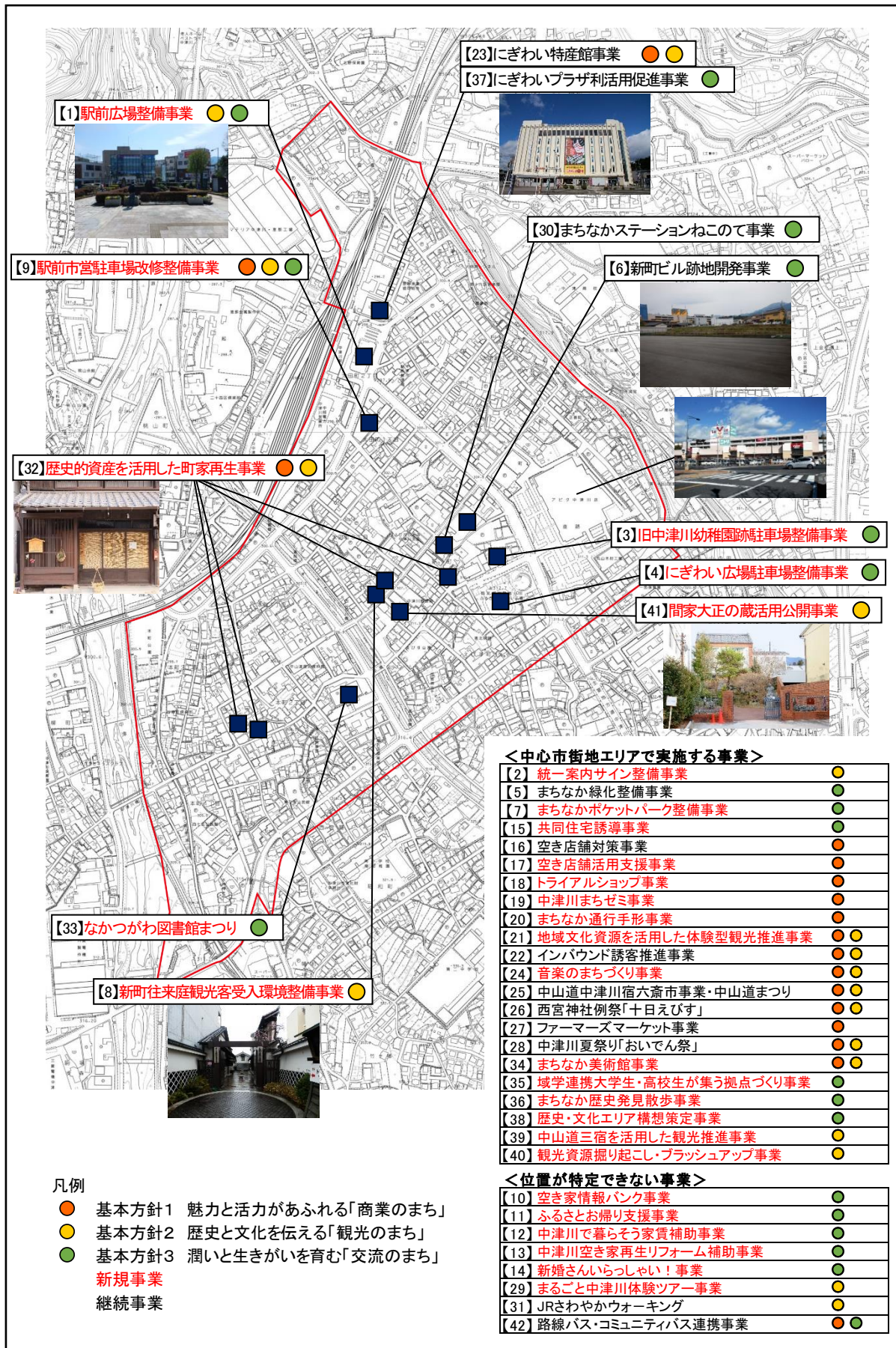
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 路線バス・コミュニティバス連携事業</p> <p>[内容] 中心市街地と周辺地域をつなぐバスのアクセスビリティの充実</p> <p>[実施時期] 平成 21 年度～令和 5 年度</p>	<p>中津川市</p>	<p>高齢化が進展する中、高齢者の買い物や通院のための交通手段の確保は重要な課題となっている。そのため民間バス路線と各地域を巡回しているコミュニティバスが連携し乗継をスムーズにすることで利便性と来訪機会を増大させ、中心市街地内の歩行者通行者や福祉施設の利用者増加につながることから活性化に必要な事業である。</p>	<p>[支援措置の内容]</p> <p>[実施時期]</p>	

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 策定市内ワーキング会議の設置

①設置趣旨

市内各部課の中心市街地活性化に係る各計画や事業の効果的な情報集約と新たな事業立案など、中心市街地における諸事業の有機的な連携を図るため、策定市内ワーキング会議を設置。効率的に作業を進めるため、中心市街地活性化の要素となる分野別に5つのグループを編成し、研究や協議を行ってきた。グループは以下のとおり。

- 1) 市街地整備グループ 2) 公共施設グループ 3) 定住促進グループ
4) にぎわい創生グループ 5) 公共交通グループ

②構成員

	構成員
1) 市街地整備グループ	都市計画課係長、建設課係長、管理課係長、用地課課長補佐、政策推進課係長、商業振興課課長補佐 計6名
2) 公共施設グループ	資産経営課係長、政策推進課課長補佐、文化振興課係長、生涯学習スポーツ課係長、健康医療課課長補佐、商業振興課課長補佐 計6名
3) 定住促進グループ	政策推進課係長、定住推進課課長補佐、建築住宅課課長補佐、障害援護課課長補佐、商業振興課課長補佐 計5名
4) にぎわい創生グループ	政策推進課係長、市民協働課係長、子育て政策室係長、農業振興課係長、観光課課長補佐、商業振興課課長補佐 計6名
5) 公共交通グループ	政策推進課課長補佐、リニア対策課係長、定住推進課係長、高齢支援課係長、商業振興課課長補佐 計5名

③開催経過

	時期	検討内容
第1回	平成29年6月5日	・第1期計画の検証作業 ・既存計画上位位置付けられている事業整理作業
第2回	平成29年7月3日	・短期的(5年間)事業の整理作業 ・中長期的に望まれる施策の方向性検討作業 他

(2) 市民・事業者ワーキンググループの設置

① 設置趣旨

中心市街地に関わる商店街などの団体、民間事業者、関係機関間の効果的な情報集約と中心市街地における諸事業の有機的な連携を図り、活性化に向けた意見を集約し計画に反映するため市民・事業者ワーキンググループを設置。

② 構成員

関係団体名	氏名
中津川商店街連盟 会長	前田 貴史
中津川商工会議所 商業部会部会長	横井 晃
中津川商工会議所 文化観光委員長	武川 典靖
中津川西太田町通り商店街振興組合 理事長	原 利浩
中津川新町商店街振興組合 理事長	田中 三雄
中津川駅前商店街振興組合 理事長	加藤 雄一郎
本町商店街振興組合 理事長	大鋸 伸行
東太田町発展会 会長	林 公康
花菱町発展会 会長	篠原 直樹
緑町発展会 会長	遠山 隆夫
中山道こまちの会 代表	矢野 順子
(一社)中津川観光協会 事務局長	成瀬 昭彦
岐阜県建築士会中津川支部 支部長	石川 英治
中津川菓子組合 組合長	安藤 隆生
(一社)中津川青年会議所 理事長	井口 貴博
子育て支援センター ほっとけーき	林 智子
近鉄東美タクシー株式会社 取締役支配人	落合 伊知郎
北恵那交通株式会社 代表取締役	恒川 善彦
市内在住学生	粥川 拓
市内在住学生	今井 晴菜
身体障がい者福祉協会中津川市支部	板津 功

④ 開催経過

	時期	検討内容
第1回	平成29年7月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期計画の検証作業 ・中心市街地(活性化)の課題抽出作業 ・第2期計画の方針検討作業 他
第2回	平成29年8月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期計画の方針検討作業 ・活性化に向けた事業検討作業 他
第3回	平成29年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期計画の目標、基本方針、目標指標、活性化に向けた事業(案)検討作業 ・新町ビル跡地活用事業(案)に対する意見聴取 ・まちづくり会社の役割と事業(案)に対する意見聴取 他

(3) 中心市街地活性化基本計画策定委員会の設置

①設置趣旨

中心市街地の活性化と将来の時代に即したまちづくりを推進するための基本計画の策定にあたり、専門的な知見等から幅広く意見聴取を行うことを目的として、中心市街地活性化基本計画策定委員会を設置。

②構成員

(◎委員長 ○副委員長)

所属・役職名	氏名
中津川市議会議員（産業建設委員長）	鈴木 雅彦
中津川市議会議員（産業建設副委員長）	吉村 孝志
中津川商工会議所 副会頭 / 中津川観光協会 理事	○ 勝野 安和
中津川商工会議所 専務理事	成瀬 博明
中津川商店街連盟 会長	前田 貴史
中津川市金融協会 会長（十六銀行支店長）	谷口 勇敬
中津川市区長会連合会 会長（中津西地区長）	西尾 徳一
中津川市区長会連合会 中津南地区長	水谷 幸夫
中津川市区長会連合会 中津東地区長	洞田 治
株式会社バローマックス 中津川支配人	山本 峰雄
東海旅客鉄道株式会社 中津川駅 駅長	岩田 一高
中津川市校長会 会長（市立南小学校長）	鎌田 宮樹
中津川市老人クラブ連合会 会長	捫垣 勇
岐阜県身体障害者福祉協会中津川市支部長	可知 孝次
中京学院大学教授	◎ 須栗 大
中山道歴史資料館 館長	安藤 嘉之
中津川市 理事	丸山 裕章
中津川市 政策推進部長	高橋 一雅
中津川市 財務部長	西尾 謙二
中津川市 定住推進部長	片田 毅
中津川市 文化スポーツ部長	大巾 裕之
中津川市 リニア都市政策部長	山本 高志
中津川市 基盤整備部長	柴田 寛史
中津川市 商工観光部長	安江 裕之

(オブザーバー)

所属・役職名	氏名
国土交通省中部地方整備局都市整備課長	内藤 正仁
経済産業省中部経済産業局産業部流通・サービス産業課長	伊藤 和正
岐阜県商工労働部商業・金融課課長	寺嶋 祐三
岐阜県恵那県事務所長	山口 義樹
岐阜県恵那土木事務所長	今井 久朗

(事務局)

中津川市 商工観光部商業振興課長	張山 知宏
中津川市 商工観光部商業振興課長補佐	草野 順樹
中津川市 商工観光部商業振興課主任	早川 真農

③開催経過

	時期	検討内容
第1回	平成29年8月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期計画の検証 ・第2期計画策定体制及びスケジュール ・第2期計画の骨子（案） 他
第2回	平成29年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期計画の目標、基本方針、目標指標（案） ・第2期計画の実施事業（案） ・新町ビル跡地開発事業（案） ・まちづくり会社の役割と事業（案） 他
第3回	平成30年3月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期計画（案） 他

（４）市議会における審議

中津川市議会における中心市街地活性化に関する審議又は討議の内容（主なもの）

時期	審議内容
平成28年9月 9月定例会	<p>（質問要旨） 大型商業施設の撤退という情報がある中、平成29年度に策定予定の第2期中心市街地活性化基本計画で検討される商業面での活性化策について、現時点で固まっているものがあればお示しいただきたい。</p> <p>（答弁要旨）＜商工観光部長＞ 平成29年度に策定予定の第2期中心市街地活性化基本計画については、現在、専門人材活用支援事業でのアドバイザーを活用し、今後の施策等について検討を進めているところです。</p>
平成28年12月 12月定例会	<p>（質問要旨） 財務部長のほうから非常に厳しい財政状況の中でという答弁をいただきましたが、そのような状況でも平成29年度に特に力を入れたい事業について伺いたい。</p> <p>（答弁要旨＜政策推進部長＞ 特に力を入れたい事業ということでは、中津川市総合計画の前期事業実施計画で重点的に取り組む事業に位置づけている「健康づくり」、「子育て支援」、「企業誘致」、「新衛生センターの建設」、「中心市街地活性化の推進」、「青木斧戸線などの道路整備」、「リニア中央新幹線関連事業」に取り組んでまいります。</p> <p>（産業建設委員会所管事務調査報告） 中心市街地活性化については、中心市街地の大型店舗撤退など状況の変化がある中で、中心市街地活性化基本計画について調査をいたしました。 まず、中心市街地の大型店舗撤退について現状の状況についての説明があり、その後に中心市街地活性化の現状と課題、中心市街地活性化の第1期基本計画、中心市街地の事業、中心市街地の数値結果、中心市街地のスケジュールの説明を受けました。</p>

<p>平成 28 年 12 月 12 月定例会</p>	<p>中心市街地活性化基本計画の第1期の成果について、計画33事業のうち、完了6事業、実施中23事業、停滞中3事業、未着工1事業となっております。その中で中山道中津川宿六斎市事業は毎月第1日曜日に定期的に開催し、中心市街地への入り込み数の増加に貢献していますが、居住人口の減少や商店の後継者不足による経営者の高齢化、ネット販売の普及、郊外型大型小売店の進出による中心市街地への影響など、多くの問題を抱えています。</p> <p>そこで、まちなかのにぎわい拠点となる施設の整備を初め、歴史・文化など豊かな資産を生かしながら、中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地活性化計画の第2期に向け準備を進めています。その取り組みについて平成28年度は経済産業省の専門人材活用支援事業を活用し、中小企業診断士を迎え、中心市街地活性化のためのメニューづくりやまちづくり会社の設立の準備、まちづくりの核となる人材の発掘、育成などに取り組んでいます。また、新町ビル跡地活用複合交流施設の基本計画を策定する予定です。</p> <p>以上のような説明を受けた後に、質疑を行いました。多くの質疑がありましたので、主なものについて紹介します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活性化のための事業を行う主体はどかが担うのかということで、公共事業などハード面については中津川市が主体となり、ソフト面の事業は、まちづくり会社などが主体となって行うとのことでした。 ・大型店舗の撤退や空き地、空き店舗など環境の変化について新しい計画の策定にどのように組み込むかという質疑に対し、環境の変化や地域の声をしっかり調査し、新しい計画に生かしていきたいとのことでした。 ・計画の段階から民間の力を活用した基本計画になっていきますかという質疑に対して、まちづくり会社など民間の力の活用を計画に多く組み込んでいきたいとの思いがありますとのことでした。 <p>以上のような質疑です。</p> <p>産業建設委員会としてのまとめですが、中心市街地活性化基本計画の第2期計画策定に沿って、まちづくり会社の設立、新町ビル跡地活用施設整備などを進めていくように要望いたしました。</p>
<p>平成 29 年 12 月 12 月定例会</p>	<p>(質問要旨)</p> <p>平成 20 年に認定された第 1 期の中心市街地活性化基本計画は、平成 24 年度に認定期間が終了し、そして平成 29 年度に第 2 期中心市街地活性化基本計画策定委員会が設置されました。リニアのまちを目指すのにふさわしい整備が望まれると考えますが、どのようなまちづくりを目指すか基本的な考え方をお伺いします。</p> <p>(回答要旨) <商工観光部長></p> <p>第2期中心市街地活性化基本計画の基本的な考え方については、商業集積地として、商業の活性化と歴史資源の活用による観光価値や日常生活の快適性・利便性を高め、リニア開通後にもまちの顔として誇れるため、体力を高めていくことを中心に置いた策定を進めております。方針といたしまして商業の活性化、歴史と文化を生かした観光のまち、人と地域とつながる交流のまちの3本の柱を実現するために各施策事業を展開していきたい。</p>

平成 29 年 12 月 12 月定例会	<p>(質問要旨) まちづくり会社の設立計画があると聞いておりますが、まちづくり会社とはどのような役割を担っていくのか。また、設立はいつごろになるのか。</p> <p>(回答要旨) <商工観光部長> まちづくり会社には、中心市街地の活性化を図るための新たなまちづくりの担い手という役割があり、中心市街地活性化基本計画の認定に必要な組織でもあります。主な役割は、中心市街地の関係者とともににぎわいを高める事業の実施や民間事業者などとの調整、空き店舗や空き家の活用に向けた支援、中心市街地の価値を高める企画・立案や収益につながる事業の実施などの中心市街地活性化のマネジメントのほか、まちづくりのプランナーさらにはディベロッパー的役割を担う組織です。中心市街地における共通課題として、高齢化や後継ぎの不在など、まちの活性化を推進していく力が求められており、新たなまちづくりの担い手として中津川商工会議所、商店街振興組合、市などの出資により、平成 30 年4月に設立を予定している。</p>
	<p>(質問要旨) 中心市街地活性化基本計画の進捗状況と課題について伺う。</p> <p>(回答要旨) <商工観光部長> 平成30年6月の国の認定を目指しまして、中心市街地活性化基本計画を現在策定中です。課題としては、リニア中央新幹線の利用者を中心市街地へ惹きつける魅力をどう形成していくかを課題に掲げ、計画策定に取り組んでいます。</p>
	<p>(質問要旨) 新町ビル跡地の活用について、どのような検討がされているか。</p> <p>(回答要旨) <商工観光部長> リニアの時代を見据え、市民が日常的に利用できる機能と来街者のまちなか回遊につながる複合施設を検討している。平成24年7月に市役所内関係部署で庁内検討委員会を立ち上げ、さまざまな活用方法について検討を進めていますが、第2期中心市街地活性化基本計画の策定委員会やワーキング会議でも意見をいただきながら、リニアの時代にもまちの顔としてにぎわいと快適さの中心となる機能を持った施設を決定していきたい。</p>

(4) 中心市街地活性化協議会との連絡調整

中心市街地活性化協議会の活動や事務を処理するために事務局を中津川商工会議所内に設置し、毎週の会議に加え、月 1 回商工会議所商業担当副会頭と市商工観光部長等が加わる拡大会議を開催し、中心市街地活性化に係る緊密な意見と情報交換、各役割分担を明確にした事業の企画・実施を行う。

○構成員

中津川商工会議所担当職員、中津川市担当職員、アドバイザー他

(5) まちづくり会社の設立

① 設立趣旨

近年、中心市街地内外を取り巻く環境の変化に中心市街地への求心力が失われつつあるが、中心市街地の抱える課題や問題の多くは、商店街や商工会議所等各種団体や行政だけでは到底解決できるものではなく官民の力の結集とともにこれまでにない新たな手法に基づき、まちづくりの担い手の存在とその活力が長年期待されてきた。

まちづくり会社設立に向けては、中心市街地活性化協議会を中心にして先行事例の情報収集及び視察等、さらに専門人材活用支援事業(経済産業省)のアドバイザー派遣等により研究を重ね、中心市街地活性化への期待と役割に応えることのできる組織体制及び事業等について慎重に協議を行ってきた。平成30年1月17日に「まちづくり会社設立準備会」を開催し、その後「まちづくり会社発起人会」を平成30年2月19日、平成30年4月27日に開催して調整を進め、第2期中心市街地活性化基本計画の策定と歩調を合わせるかたちで、平成30年5月11日に設立をした。

② 会社概要

名称(商号)：株式会社まちなかラボ

設立：平成30年5月11日

出資金額：700万円 うち中津川市の出資金50万円

社員構成：取締役5名以内 タウンマネージャー1名 社員1名 監査役1名

③ 役割

次の事業を営むことを目的及び役割とする。

- ①中津川市の中心市街地並びにその周辺地域におけるまちづくり活動、並びにまちづくりに関する諸団体との連携、調整に関する事業
- ②商店街及び商店の販売促進を図るための事業、並びに商業振興を図るための各種イベント実施等の企画、運営、指導及び情報提供に関する事業
- ③不動産の売買、賃貸借、仲介、管理、運営等の不動産関連事業
- ④駐車場、会議施設、コミュニティホール、子育て支援施設等の企画、建設、管理、運営業務
- ⑤公共施設等の管理委託、指定管理の受託業務
- ⑥空家、空地、空店舗などの活用事業
- ⑦特産品の企画、開発、販売、並びに物品・酒類販売事業
- ⑧飲食店の経営
- ⑨宿泊施設の運営
- ⑩出版、観光案内、旅行斡旋業務
- ⑪商店街振興組合、その他商店街活性化のための組織の一般事務処理、文書作成等の受託業務
- ⑫前各号に附帯または関連する一切の業務

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

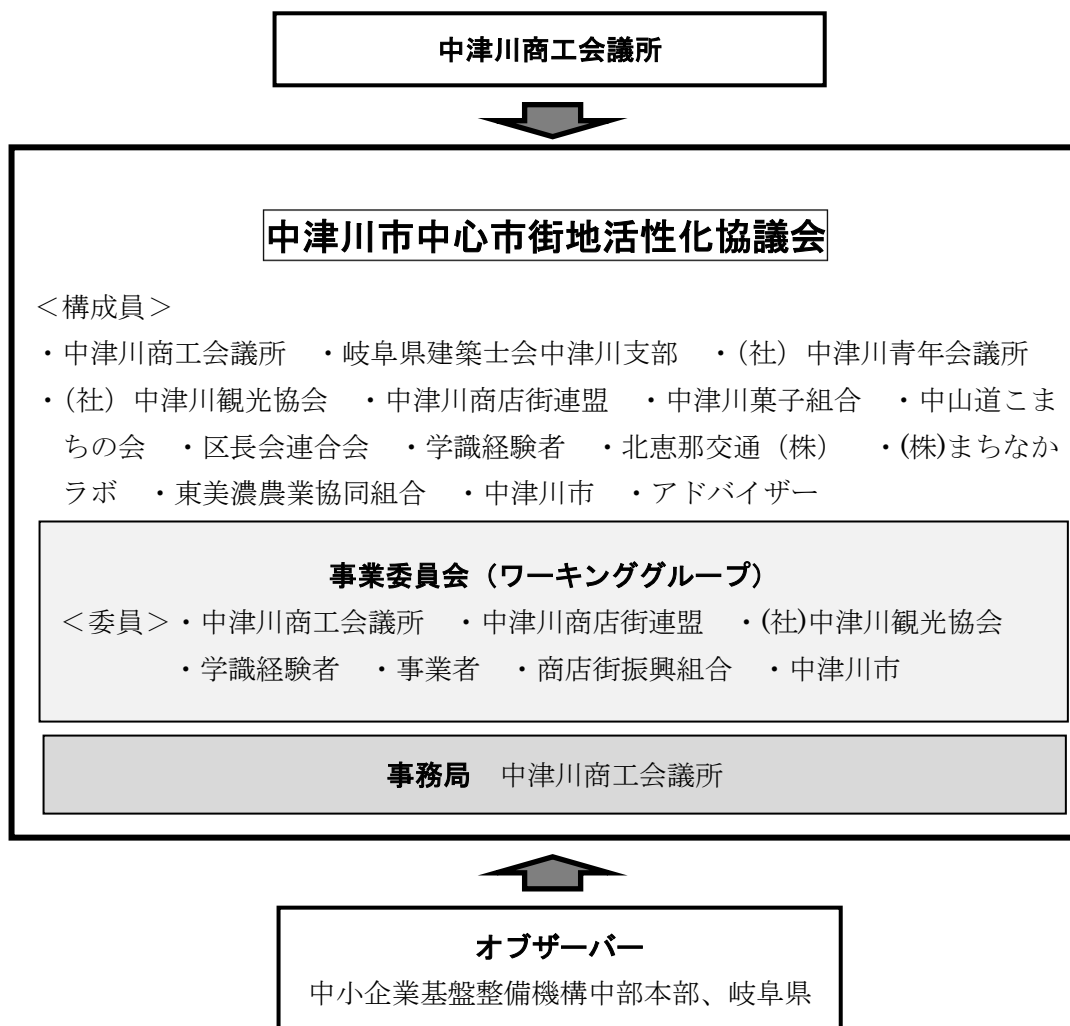
① 協議会の概要、組織図

中津川市が策定する中心市街地活性化基本計画及び認定計画の目的を総合的かつ一体的な推進により達成するため、その実施に関して必要な事項の協議を行うため、中心市街地の活性化に関する法第15条第1項の規定に基づき、平成19年12月に設置。

平成25年3月に法第15条第1項第1号イに規定する中心市街地整備推進機構に相当する財団法人なかつがわふれあい公社が解散し、構成員の要件を欠いたことから、それ以降協議会は任意組織として活動してきた。

平成30年5月に、良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立されたまちづくり会社「(株)まちなかラボ」が設立され、法第15条第1項第1号ロに該当する構成員となったため、法定協議会の要件を再び満たすこととなった。

協議会は、中津川商工会議所をはじめ、商業者、事業者、地域住民や学識経験者など多様な主体により構成している。協議会は適時開催し、進捗の確認や具体的な事業の検討を行っている。 中心市街地活性化協議会の組織構成は以下のとおりである。



② 協議会構成員（平成 30 年 5 月 11 日現在）

役 職	団体名	団体での役職	委員名	根拠法令
会 長	中津川商工会議所	会頭	杉本 潤	法第 15 条第 1 項関係 (商工会議所)
副会長	中津川市	副市長	大井 久司	法第 15 条第 4 項関係 (市町村)
委 員	中津川商工会議所	副会頭 事業委員長	勝野 安和	法第 15 条第 1 項関係 (地域経済)
〃	中津川商工会議所	副会頭	齊藤 隆	法第 15 条第 1 項関係 (地域経済)
〃	中津川商工会議所	商業部会長	横井 晃	法第 15 条第 4 項関係 (地域経済)
〃	中津川商工会議所	旅館飲食部会長	前田 僚之	法第 15 条第 4 項関係 (地域経済)
〃	岐阜県建築士会 中津川支部	相談役	石田 学	法第 15 条第 8 項関係 (開発・整備)
〃	(一社)中津川青年会議所	理事長	鳴海 宏樹	法第 15 条第 4 項関係 (地域経済)
〃	(一社)中津川観光協会	副会長	前田 雅生	法第 15 条第 8 項関係 (観光)
〃	中津川商店街連盟	会長	前田 貴史	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)
〃	中津川菓子組合	組合長	安藤 隆生	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)
〃	中津川商工会議所	女性代表	吉村 和子	法第 15 条第 1 項関係 (地域経済)
〃	中山道こまちの会	代表	内木 桂子	法第 15 条第 4 項関係 (地域住民代表)
〃	区長会連合会	会長	西尾 徳一	法第 15 条第 4 項関係 (地域住民代表)
〃	アームス経営工房	中小企業診断士	吉村 庸輔	法第 15 条第 4 項関係 (学識者)
〃	中京学院大学	教授	須栗 大	法第 15 条第 4 項関係 (学識者)
〃	北恵那交通(株)	取締役	恒川 善彦	法第 15 条第 4 項関係 (交通事業者)
〃	(株)まちなかラボ	代表取締役	鷹見 直基	法第 15 条第 1 項関係 (まちづくり会社)
〃	中津川市	商工観光部長	安江 裕之	法第 15 条第 4 項関係 (市町村)
〃	中津川市	商業振興課長	張山 知宏	法第 15 条第 4 項関係 (市町村)
監 事	中津川商工会議所	副会頭	鳴海 伸明	法第 15 条第 1 項関係 (地域経済)
〃	東美濃農業協同組合	代表理事組合長	足立 能夫	法第 15 条第 8 項関係 (地域経済)
アドバイザー	コンサルティングオフィス アット・ルーム	中小企業診断士	浅井 良隆	法第 15 条第 4 項関係 (学識者)
オブザーバー	中小企業基盤整備機構 中部本部 地域振興課	課長	石井 康人	法第 15 条第 7 項関係 (関係行政機関等)
〃	岐阜県商業・金融課	課長	寺嶋 祐三	
〃	岐阜県都市政策課	課長	沖川 弘毅	
〃	岐阜県恵那県事務所	所長	朝倉 知仁	

③ 開催経過（平成 28 年度以降）

開催日	回	内 容
平成 28 年 5 月 13 日	第 18 回	第 2 期計画に向けた協議開始
平成 29 年 5 月 12 日	第 19 回	策定スケジュールの協議
平成 30 年 1 月 17 日	第 20 回	第 2 期計画素案協議 新町ビル跡地開発事業に関する意見交換 まちづくり会社設立に関する意見交換
平成 30 年 3 月 27 日	第 21 回	第 2 期計画案協議 まちづくり会社設立の進捗状況
平成 30 年 5 月 14 日	—	第 2 期計画案に関する意見書の提出
平成 31 年 2 月 14 日	—	変更計画案に関する意見書の提出
令和 3 年 2 月 15 日	—	変更計画案に関する意見書の提出
令和 4 年 12 月 22 日	—	変更計画案に関する意見書の提出

④ 法第 15 条各項の規定への適合

法第 15 条各項の規定に基づき、適合した組織を構成していることについては、以下のとおり。

- ・第 1 項第 1 号の規定に基づき、当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、まちづくり会社「(株)まちなかラボ」を組織の構成員としている。

- ・第 1 項第 2 号の規定に基づき、当該中心市街地における経済活動の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、中津川商工会議所を組織の構成員としている。

- ・第 3 項の規定と協議会規約第 17 条に基づいて、協議会設立時に掲示することにより公表を行っている。

- ・第 4 項及び第 6 項の規定に基づき、行政、地域経済関係者、商業者、地域住民代表、学識者、交通事業者を構成員として加えている。

- ・第 5 項の規定については、協議会規約第 6 条第 2 項で参加申し出を拒めないことを定めている。

- ・第 7 項の規定に基づき、関係行政機関にオブザーバーとして協力を求めている。

- ・第 8 項の規定に基づき、開発・整備団体、観光団体、地域経済団体を構成員として加えている。

- ・第 9 項の規定に基づき、市が作成しようとする基本計画等に関し必要な事項の意見書の提出を受けている。

- ・第 10 項の規定に基づき、協議会規約第 15 条で協議結果の尊重について定めている。

- ・第 11 項の規定に基づき、協議会の運営に関し必要な事項を協議会規約で定めている。

⑤ 協議会から提出された意見書

平成30年5月14日

中津川市長 青山節児様

中津川市中心市街地活性化協議会
会長 杉本 潤

第2期中津川市中心市街地活性化基本計画（案）に関する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、下記により第2期中津川市中心市街地活性化基本計画（案）に関する意見書を提出します。

記

平成20年7月に国の認定を受け平成25年3月までの間、中津川市中心市街地活性化基本計画に基づき行ってきた各種活性化事業の検証を経て、このほど策定をされた第2期中津川市中心市街地活性化基本計画（案）では、新たに基本理念を『人をつなぐ、地域をつなぐ、未来をつなぐ中心市街地』と掲げ、目指すべき中心市街地の姿を示しています。

これらの基本理念のもとに、中心市街地に「賑わいを創出」するため、1.『魅力と活気あふれる「商業のまち」』2.『歴史と文化を伝える「観光のまち」』3.『潤いといきがいを育む「交流のまち」』の3つの基本方針とそれに基づく各施策が計画されています。

さらに、基本方針に対応した数値目標を設定し、達成状況の把握や定期的なフォローアップを行い必要に応じて対策を講じることとしており、この目標に基づく具体的な事業を官民一体となって今後5年9か月にわたって集中的に取り組むことにより、その効果が期待できるものです。

以上のことから、当協議会においては、基本計画（案）に示された各種事業が円滑にかつ着実に実施されることにより本市中心市街地の活性化が図られると思われるので、基本計画（案）の内容については概ね妥当であるとの結論に達しました。

なお、基本計画（案）の推進にあたっては、次の事項に充分配慮いただくことを望むものであります。

《配慮を望む事項》

（1）事業に対する確認と実施団体へのフォローについて

基本計画（案）において設定された目標数値については定期的に確認・検証しフォローアップすることが必要であり、行政、民間事業者が実施するハード事業についても、意識の統一を図る観点からも定期的に把握していくことが重要です。

また、計画された事業については、実施計画に沿って迅速に進めるとともに実施にあたり細部についての確認を怠ることのないよう進捗管理を徹底し、事業実施主体に対してPDCAサイクルを確立し事業実施するよう望み

ます。

(2) 市民への計画の周知について

基本計画（案）の実施については市民の暮らしやすいまちづくりを常に念頭に置き、市民の理解をえて、市民の参加を少しでも多く得ることが重要であると考えます。

したがって、市民に対して広く計画についての説明をし、意見を聴取し、コンセンサスの形成についてさらなる努力をされることを望みます。

(3) 基本計画（案）に掲載されない事業について

基本計画（案）策定時には想定できなかった事業等が今後発生することが予測されます。また、掲載事業について実施段階において内容の変更等が生じることも予測されます。

そこで、新たに計画された事業、内容等の変更が生じた事業については速やかに本協議会へ報告いただくとともに、計画の変更が柔軟におこなわれることを望みます。

(4) まちづくりへの取り組みについて

本協議会並びにまちづくり会社である「株式会社まちなかラボ」をはじめとする事業実施者や関係団体等と連携し、2027年のリニア中央新幹線開業を見据え、地域の魅力や資源を最大限生かしながら、環境の変化に合わせ長期的な視点に立った取り組みを行い、必要な施策の実施に関する調査・研究・検討を継続的に推進していくことを希望します。

おわりに、本協議会は今後も適宜協議調整等を行い、基本計画の推進や中心市街地の活性化に努めてまいりますので、中津川市におかれましても、協議会の受け持つ役割の重要性にご理解いただき、まちづくり会社である「株式会社まちなかラボ」をはじめ、協議会組織及び事業推進体制の充実について配慮いただきますようお願いいたします。

⑥ 協議会規約

中津川市中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 中津川商工会議所及び株式会社まちなかラボは、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、中心市街地活性化協議会を共同で設置する。

(名称)

第2条 協議会は、「中津川市中心市街地活性化協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 協議会は、事務所を岐阜県中津川市かやの木町1番20号中津川商工会議所内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、次に掲げる事項に係る協議を行うことを目的とする。

- (1) 中津川市が策定する中心市街地活性化基本計画及び認定基本計画、並びにその実施に関し、必要な事項
- (2) 特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

(活動)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること
 - ア 中津川市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出。
 - イ 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整。
 - ウ 中心市街地の活性化に関する意見及び情報交換。
 - エ 中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施。
 - オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換。
 - カ その他協議会の設立の目的に沿う事業。
- (2) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること。
 - ア 市街地整備改善事業に関すること。
 - イ 都市福利施設整備事業に関すること。
 - ウ 街なか居住事業に関すること。
 - エ 商業活性化事業に関すること。
- (3) その他中心市街地の活性化に関すること。

(協議会の構成員)

第6条 協議会は次の者をもって構成する。

- (1) 中津川商工会議所
 - (2) 株式会社まちなかラボ
 - (3) 中津川市
 - (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定するもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であつて、協議会の構成員でない者は、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議

会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。

3 前項の申し出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会構成員の資格を失うものとする。

(協議会の組織)

第7条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第8条 会長は、中津川商工会議所会頭をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は2名以内とし、会長が指名する者をもって充てる。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員)

第9条 委員は、第6条第1項各号に該当する者が指名する者をもって充てる。

2 委員は非常勤とする。

(任期)

第10条 会長及び副会長、並びに委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(タウンマネージャーの設置)

第11条 協議会は、意見調整を円滑に進め、認定基本計画等を実施するために先導的な役割を担うタウンマネージャーを置くことができる。

(オブザーバー)

第12条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(会議)

第13条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。

2 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

3 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の召集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

(会議の運営)

第14条 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席者の過半数以上の多数により決する。

4 その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(協議結果の尊重)

第15条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(ワーキンググループの設置)

第16条 協議会の協議・検討に必要な事項について調査または研究を行うために、協議会にワーキンググループ（事業委員会）を置くことができる。

2 法第9条第2項各号に掲げる事項について必要な協議又は調整を行う。

3 組織、運営その他の必要な事項は、会長が別に定める。

(公表)

第17条 協議会の公表は、事務局のホームページに掲載することによりこれを行う。

(事務局)

第18条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、中津川商工会議所が処理する。

(運営経費)

第19条 協議会の運営に関する経費は、協議会の予算の定めるところにより、補助金及び負担金、並びにその他の収入によるものとする。

(監査)

第20条 協議会の出納を監査するため、監事2名を置く。

2 監事は、会長が推薦し、協議会の同意を得て選任する。

3 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長及び副会長、並びに各委員に報告しなければならない。

(会計年度)

第21条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

2 その他協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散の場合の措置)

第22条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(補則)

第23条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成19年12月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年5月11日から施行する。

〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

①統計的データの客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「〔2〕中心市街地の現状に関する統計的なデータの把握・分析」において、統計的データの把握・分析を記載。

②地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「〔3〕地域住民のニーズ等の把握・分析」において、市民アンケート調査に基づくニーズ等の把握・分析を記載。

③前期中心市街地活性化基本計画に基づく取り組みの把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「〔4〕これまでの中心市街地活性化に対する取組（前回計画等）の検証」において、前計画に基づく取り組みの把握・分析を記載。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

① 市民を対象とした中心市街地活性化に関する啓発活動の実施

市広報誌「広報なかつがわ」やSNSなどによる中心市街地内のイベント情報の発信のほか、市民等を対象にした中心市街地内の知られていない地域資源等をめぐるツアーを開催してきたことで、まちなかの状況や課題等も同時に見ていただく機会となり、市民の関心を高めてきた。

また、本計画策定にあたり市民の声を取り入れるため、平成30年4月13日～5月2日まで、市商業振興課及び市HPでも計画の閲覧とパブリックコメントを実施し、計画の周知と内容に対する意見聴取を行った。その結果、意見や要望などはなかった。

② 市民・事業者によるワーキンググループ・策定委員会等での協議・検討

「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」の「〔1〕（2）市民・事業者ワーキンググループの設置及び（3）中心市街地活性化基本計画策定委員会を中心市街地内の住民、商店街役員、まちなかで活動している団体・事業者、地元の学生など様々な主体が参画して活性化に向けた協議・検討を積み重ねた。

また、中心市街地を含む地区（中津東）の区長会の定例会に参加し、区長との地域の活性化に向けた活発な意見交換から本計画への理解や各事業への協力のほか、地域と連携したまちづくりの体制を構築した。

さらに、NPO法人が実施する活性化事業にも、地域と市が連携して関わり三者連携のまちづくりの体制も構築した。

③ 市民や団体等が中心となった取組等

中心市街地内では、定期事業として「春・秋の中山道まつり」、「中山道中津川宿六斎市」、「音楽のまちづくり事業」などを商店街や商工団体など関係者から構成する実行委員会を組織し、それぞれ自立して企画運営を行っている。

各事業では、商店街のほか、市内高等学校やスポーツクラブ、ダンスチーム、経営者団体や事業者、大型小売店舗、道の駅、ボランティアグループ、文化継承団体など、多くの市民や様々な団体が協働により、中心市街地のにぎわいづくりのイベントを実施している。

また、中心市街地内の女将さんのグループが中心となり、花飾りや各種おもてなし事業を展開しているほか、今後新たな取組みとして古い街並みや街道文化を活かしたもてなしや体験事業にも意欲を持っており、事業の積極的な展開により更なる集客とにぎわい創出が期待される。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

(1) 都市計画マスタープラン

関連計画にあたる、中津川市都市計画マスタープラン（平成 27 年 3 月策定）においては、持続可能なまちづくりに向けて、「多拠点ネットワークによる集約型都市構造」を目指すこととしている。

また、将来都市構造の基本的な方針として、JR 中津川駅を核とする中心市街地のエリアは、商業・業務機能の集積を図り、本市の顔として中心的な役割を担う「都市拠点」と位置付け、また、リニア駅周辺のエリアは、「広域交通拠点」として位置付け、「都市拠点」との連携・機能分担を図りながら、共に都市機能を効果的に発揮できるまちづくりを推進するとしている。

拠点	方針
都市拠点 (中心市街地)	<ul style="list-style-type: none"> 本市における産業・経済の拠点、また、東濃圏域における中心都市の拠点として、広域的な核となる施設の集積を推進します。 本市の顔として、「魅力」・「快適」・「活力」・「安全・安心」が感じられるアメニティの高い、多様な都市機能を集積するとともに、「広域交通拠点」との連携を強化することで、交流の活性化、賑わいの創出を図ります。 安全・安心で快適な都市空間の形成を目指し、都市基盤の整備改善を図るとともに、歴史・文化的資源の保全・活用により、観光振興を図る。
広域交流拠点 (リニア駅周辺)	<ul style="list-style-type: none"> 産業、観光等の面において、市町村・圏域・県域を越えた広域的な交通結節点としての整備を推進し、新たな交流拠点の形成を図ります。 リニア駅及び交通広場の整備と併せて、在来線や路線バス等への乗り継ぎ利便性を確保するとともに、「都市拠点」との連携・機能分担を図りながら商業機能等をコンパクトに配置し、岐阜県の新たな東の玄関口としての機能整備を推進します。

[2] 都市計画手法の活用

大規模な小売店舗などの郊外立地は、中心市街地におけるにぎわいの低下など都市構造に与える影響が大きいと考えられるとともに、中津川の両岸に繋がる準工業地域における大規模集積施設の立地の可能性が高いことから、市内全ての準工業地域において、1 万㎡を超える大規模集積施設の立地を制限するため、特別用途地区（大規模集客施設立地規制地区）を都市計画に定め、併せて建築条例を平成 20 年 1 月に施行し、中心市街地の活性化とコンパクトシティの推進を図ることとしている。

○特別用途地区の都市計画決定の内容

地区の名称 : 大規模集客施設立地規制地区

地区の区域 : 全ての準工業地域（指定区域 約 128ha）

○制定日

平成 20 年 1 月 1 日 : 特別用途地区、建築条例の施行

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地における公共公益施設等の立地状況

施設区分	施設名称	敷地面積	延床面積	築年	備考
市役所・行政施設	にぎわいプラザ	1,597 m ²	1,597 m ² (行政施設部分)	昭和 52 年 (築 40 年)	教育委員会、商工観光部、文化スポーツ部
福祉・保育施設	まちなかステーションねこのて	187.8 m ²	261.4 m ²	平成 27 年 (築 2 年)	
文化・学習・運動施設	にぎわいプラザ	1,597 m ²	8,009 m ² (貸館部分)	昭和 52 年 (築 40 年)	貸館
	中山道歴史資料館	419.8 m ²	531.2 m ²	平成 16 年 (築 13 年)	
	図書館	1,405 m ²	1,405 m ²	昭和 54 年 (築 38 年)	
	中央公民館	1,405 m ²	4,274 m ²	昭和 54 年 (築 38 年)	
その他施設	にぎわいプラザ	1,597 m ²	1,597 m ² (その他部分)	昭和 52 年 (築 40 年)	にぎわい特産館・観光案内所
	防災都市緑地公園	3,200 m ²	—	—	
	えびす公園	2,200 m ²	—	—	
	本町公園	11,000 m ²	—	—	

(2) 市内に立地する大規模集客施設の立地状況

区域	施設名称	店舗面積 (m ²)
中心市街地内	ルビットタウン中津川	16,500
中心市街地外	スーパーセンターオークワ中津川店	6,703
	ホームセンターバロー中津川坂本店	5,982
	ホームセンターバロー中津川苗木店	4,330
	ヒマラヤスポーツ&ゴルフ、クロスガーデン中津川	3,466
	ケーズデンキ中津川パワフル館	3,043
	エディオン中津川店	2,300
	バロー中津川東店	2,213
	バロー坂本店・V ドラッグ坂本店	2,039
	アルペン中津川茄子川店	2,027
	ゲンキー苗木店	1,980
	ヤマダ電機テックランド中津川店	1,979
	ショッピングセンターサラ	1,843
	三洋堂書店中津川店	1,591
	スマイル駒場店	1,457
	バロー中津川店	1,392
	DCMカーマ中津川店	1,250
	ショッピングプラザアトラ	1,161
	ファッションセンターしまむら中津川店	1,161

(※店舗面積 1,000 m²以上)

[4] 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積に資する事業をして以下があげられる。

	事業
市街地の整備改善のための事業	—
都市福祉施設を整備する事業	・新町ビル跡地開発事業
居住環境の向上のための事業	・共同住宅誘導事業
経済活力の向上のための事業	・空き店舗対策事業 ・空き店舗活用支援事業 ・トライアルショップ事業 ・歴史的資産を活用した町家再生事業 ・にぎわいプラザ利活用促進事業

11. その他中心市街地の活性化に資する事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 個別事業に関連した実践的・試行的な活動と結果

①町家の活用に向けた取組

第1期計画の本町中山道景観整備の取組以降も、本町地域では住民が主体となった協議会による景観まちづくりが継続して行われてきた。

平成28年度には本町商店街での経済活力向上の取組を支援するため、空き店舗となっている古い町家の活用について、「中心市街地活性化診断・サポート事業」を活用し、専門家によるアドバイスや市場性検討を行うなど、まちなかに存在する古い町家、古民家を活用して新たなまちおこしにつなげようとする動きを官民一体となって進めてきた。

そうした動きの中で、民間事業者や東京工業大学による町家の再生に向けた調査事業やイベント等がまちなかで展開されるようになり、地域住民にもこうした既存資産である町家活用の取組への理解と将来への期待感が高まってきたところである。

また、土地建物の所有者からも今後の活用等についての相談が寄せられるようになっており、今後はまちづくり会社を窓口として、地域を含めた官民連携の取組により、中津川宿の特長を活かしたにぎわい再生事業に大きな期待がかかっている。

②まちなか観光に向けた取組

平成30年2月に中津川宿のかつての様子や歩んできた歴史を紐解きながら巡る「古地図散歩」ツアーを中心市街地活性化協議会が企画し参加者を募ったところ、定員20名に対し市内外から120名余の応募があるなど、中津川宿の歴史文化的資源の潜在的価値や魅力の高さを改めて感じる機会となった。今後は定期的に持続可能な事業として昇華を図るため、企画面、運営面で関係者が連携し、まちなかへの観光客入込数の増加とまちなかでの消費につなげる仕組みを組み立てていくこととしている。

また、新たに「杉原千畝」が幼少期に過ごした痕跡が見つかるなどしており、こうした新たな話題や観光資源の掘り起こしとともに、様々なコースづくりを進めているところである。

③商店街による新たな集客に向けた取組

平成29年6月から7月にかけて、「第1回得するまちのゼミナール（まちゼミ）」（主催中心市街地活性化協議会）を商店街等19店の参加により全25講座を開催した。参加した商店からは、新たな顧客獲得と商店街の活性化につながる事業として、今後も継続させていきたいという意見が多く聞かれ、平成30年度には参加する商店によるネットワークを構築し、参加店がそれぞれ役割分担を行いながら、企画面、運営面の安定化を図る取組を進める。

[2] 都市計画等との調和

①総合計画

上位計画にあたる中津川市総合計画（平成27年度～令和8年度）においては、目指す将来都市像として「かがやく人々 やすらげる自然 活気あふれる 中津川」を設定し、そのもとに3つの理念を掲げ、政策を体系化している。中心市街地の活性化については、「働く場があり住み続けられるまち」の商業振興施策として位置付けられている。

<中心市街地活性化に関する主な内容>

- ・中心市街地活性化基本計画の検証による効果的な取り組みの重点的な展開、イベントと連動した安定的な集客活動や集客力をもった個店づくり等を支援する。
- ・公共用地の利用と民間活力の活用を促進するため、にぎわい広場など中心市街地内にある公共資産を活用し、人が集まる施設の整備や、旧中山道の歴史資産や特産品である和菓子などとあわせ、新たな魅力として取り組んでいるご当地グルメなどを生かした交流人口増加策の推進、老朽施設の見直し、公共施設の活用、民間活力を利用した施設整備、集合住宅整備などによる定住人口増加策などの検討を進める。

②都市計画マスタープラン

中津川市都市計画マスタープラン（平成27年3月策定）においては、持続可能なまちづくりに向けて、「多拠点ネットワークによる集約型都市構造」を目指すこととしている。

また、将来都市構造の基本的な方針として、JR中津川駅を核とする中心市街地のエリアは、商業・業務機能の集積を図り、本市の顔として中心的な役割を担う「都市拠点」と位置付け、また、リニア駅周辺のエリアは、「広域交通拠点」として位置付け、「都市拠点」との連携・機能分担を図りながら、共に都市機能を効果的に発揮できるまちづくりを推進するとしている。

拠点	方針
都市拠点 (中心市街地)	<ul style="list-style-type: none">・本市における産業・経済の拠点、また、東濃圏域における中心都市の拠点として、広域的な核となる施設の集積を推進します。・本市の顔として、「魅力」・「快適」・「活力」・「安全・安心」が感じられるアメニティの高い、多様な都市機能を集積するとともに、「広域交通拠点」との連携を強化することで、交流の活性化、賑わいの創出を図ります。・安全・安心で快適な都市空間の形成を目指し、都市基盤の整備改善を図るとともに、歴史・文化的資源の保全・活用により、観光振興を図ります。
広域交通拠点 (リニア駅周辺)	<ul style="list-style-type: none">・産業、観光等の面において、市町村・圏域・県域を越えた広域的な交通結節点としての整備を推進し、新たな交流拠点の形成を図ります。・リニア駅及び交通広場の整備と併せて、在来線や路線バス等への乗り継ぎ利便性を確保するとともに、「都市拠点」との連携・機能分担を図りながら商業機能等をコンパクトに配置し、岐阜県の新たな東の玄関口としての機能整備を推進します。

③地域公共交通網形成計画

中津川市においては、鉄道・路線バス・タクシーは、学生の通学や免許を持たない高齢者の通院・買い物など、自家用車を利用できない人々の移動に重要な役割を果たしている。

近年では、外国人観光客も増加しており、観光をはじめとした来訪者の移動手段としても公共交通の維持・確保が重要になっている。地域公共交通網形成計画は、「住んでよかった、住んでみたい街に。」を基本方針に定住を支える公共交通の維持を進めている。

J R 中津川駅は、市民や来訪者が頻繁に利用する鉄道やバス、タクシーの交通結節点で「市の玄関口」であるが、交通体系の変化や施設の老朽化などに十分対応できてないことから、現状の交通事情や利便性に焦点を当て、機能に応じた整備を進める。また、中心市街地まで距離のある地域から高等学校への学生を支援する制度の継続などによりバス通学者の増加を進めるほか、中津川市民病院へのバス乗継を円滑にするなど、誰もが公共交通を利用しやすく、滞在時間を楽しんでもらえるような環境づくりを行い、利用者の増加と中心市街地のにぎわい創出との調和を図る。

④ 中津川駅周辺交通バリアフリー基本構想

中津川駅周辺交通バリアフリー基本構想においては、J R 中津川駅を中心としたエリアでの高齢者や障がい者など誰もが安心して社会参加でき、快適に暮らせる生活環境の確保を目指したまちづくりを推進している。J R 中津川駅及び駅前広場は、本市における広域的な交通拠点及び玄関口として、バリアフリー化を優先して進めることとし、特定経路（駅～大規模商業施設～中央公民館・図書館）については移動円滑化基準に沿った整備を進め、準特定経路（旧中山道、中心市街地内ほか）は可能な限りのバリアフリー化を推進し、他の事業等との一体的な整備を促進するなど、中心市街地の活性化については、駅前広場の整備や生活の利便性、回遊性の向上に関して調和した方針を示している。

施設	整備の方針
J R 中津川駅	エレベーターを設置し、高齢者、身体障がい者をはじめとする方々の負担軽減を図る。身障者対応型多機能トイレを構内に設置する。
駅前広場	各施設の配置や舗装の改善、誘導ブロックの設置を含めて改修を行い、バリアフリー化の推進を図る。利用者の意見を取り入れながら必要な改善を図る。
特定経路	駅から大規模商業施設、駅から中央公民館・図書館・中心市街地を結ぶ重要な動線であり、人々の利用増進が予想されることから、より安全・快適に利用できるよう、ソフト面での対策も含めて整備を推進する。
準特定経路	誰もが安全に安心して徒歩等により移動できる環境を整えることにより、生活の利便性、回遊性の向上を図り、より安全・快適に利用できるようにソフト面での対策も含めて整備を推進する。
その他	心のバリアフリーの推進、市民意識の向上に向けた啓発の推進を目指す。舗装、段差の改善を目指し、市全体をネットワークする福祉バス・コミュニティバスについても検討を図る。

[3] その他の事項

リニア中央新幹線関連の動き

○中央新幹線計画の概要（リニア岐阜県駅、中部車両基地）

J R 東海の評価書によると、中津川市内の路線は、長野県境から南西方向にほとんどをトンネルで進み、地上にて千旦林地区に設置する中間駅（岐阜県駅）に至るルートが計画されている。岐阜県駅は美乃坂本駅の西側につくられる。また、中部車両基地も千旦林地区の丘陵地に計画されている。

リニア開業後のアクセス時間は、岐阜県駅一品川駅間が約 60 分、岐阜県駅一名古屋駅間が約 15 分となっている。現在はそれぞれ約 160 分、約 50 分であるため大幅に短縮される。

○リニアのまちづくりビジョンの策定（平成 25 年 8 月）

リニアの開業をまちづくりに活かし、本市が持続的に発展するため、また駅が立地するまちとして県全域や県外の周辺地域へ波及効果を行き渡らせるために、リニア時代を見据えたまちづくりの基本的な考えや施策の方向性を示したビジョンを策定した。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」及び「3. 中心市街地活性化の目標」に記載。
	認定の手続	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載。
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載。
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項」に記載。
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」から「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」に記載。
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3. 中心市街地活性化の目標」に記載。
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」から「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」の各事業の「実施主体」に記載。
	事業の実施スケジュールが明確であること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」から「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」の各事業の「実施時期」に記載。